

都市政策

季刊 '11.4

第143号

特集

第5次神戸市基本計画 新たな神戸づくり

巻頭言

「ひと」を「たから」として新たな豊かさをともに
創造する“協創”の理念 …………… 矢田 立郎

論文

人を「たから」にして進めるこれからのまちづくり
—神戸市の第5次基本計画のねらい— …………… 新野幸次郎

リスクに挑戦する都市へ
—台頭する2つのタイプの小組織企業— …………… 加藤 惠正

都市空間計画の役割と計画課題
—第5次基本計画と都市計画マスタープランの策定を通して— …………… 安田 丑作

神戸2015ビジョンの政策形成にあたって
—くらしを守る視点から— …………… 松原 一郎

特別論文

マスタープランから見た神戸づくりの変遷 …………… 本荘 雄一

行政資料

第5次神戸市基本計画（概要） …………… 神戸市企画調整局

巻 頭 言

「ひと」を「たから」として 新たな豊かさをともに創造する“協創”^{きょうそう}の理念

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市では1965年以来、4次にわたり基本計画を策定し、時代の変化に対応しながら計画的な行政運営を進めてきました。

今回策定した「第5次神戸市基本計画」は、少子・超高齢化の急速な進行や激しさを増す国際競争など、さまざまな課題が山積する時代にあって、神戸のこれまでの歩みをしっかりと踏まえ、各界の叡智を結集し、今後の神戸のまちづくりがいかにあるべきかを議論を経てつくりあげたものです。

振り返れば、市民の宝として多くの人々に愛されている六甲山は、幕末から明治初期にかけては荒廃した山でしたが、100年以上にわたり続けられてきた人々の緑を取り戻すための努力により、私たちが目にしている緑あふれる美しい姿に生まれ変わっています。

さらに、神戸のまちは、過去からすべての市民が力を合わせ、戦災、風水害、そして震災など多くの困難を力強く乗り越えて築き上げてきました。

「第5次神戸市基本計画」全体をつらぬくまちづくりの理念は、神戸にとって最も大切なものである多様な「ひと」が活躍できるまちをつくること、つまり、「ひと」を「たから」として、新たな豊かさをともに創造することです。それが、協働と参画をさらに発展的に進めた“協創”の理念です。

日本、そして神戸をとりまく社会経済状況は厳しさを増していますが、一方で、神戸ならではの創造性を発揮して、新たな豊かさをつくり出すチャンスでもあります。今こそ神戸から世界に飛躍した先人たちの歩みに学びつつ、“協創”の理念のもと、これまで以上に魅力あふれる神戸のまちを市民とともに創っていきたいと思います。

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地としての経験を活かして、全力で支援に取り組んでまいります。

特集 「第5次神戸市基本計画 新たな神戸づくり」にあたって

神戸市では、1965年（昭和40年）から4次にわたるマスタープランに基づき、計画的で総合的な都市づくりを進め、都市の健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図ってきた。

1993年（平成5年）9月に市会の議決を受けた「新・神戸市基本構想」は、2025年（平成37年）を目標年次とした市の最高理念である。

この基本構想の実現のためのプロセスを描く「第4次神戸市基本計画」は、神戸市が同年1月17日発生した阪神・淡路大震災による未曾有の被害に見舞われてから半年後の1995年（平成7年）10月に策定したもので、同年6月に策定した「神戸市復興計画」の精神を踏まえるとともに、さらに長期を見据えた計画として策定したものである。

2010年（平成22年）は、この「第4次神戸市基本計画」の目標年次にあたり、この基本計画策定から現在に至るまでの社会経済情勢の大きな変化を踏まえつつ、「新・神戸市基本構想」に描かれた都市像の実現をめざし、「第5次神戸市基本計画」が策定された。

この基本計画は、「神戸づくりの指針」、「神戸2015ビジョン（重点施策計画）」、「各区計画」の3点から構成され、基本構想の実現のための基本計画として、相互に連携しながら一体的な取り組みが行われることになる。

本号では、「第5次神戸市基本計画」を策定するにあたって、神戸市総合基本計画審議会の委員であった方々に、これまでの取り組みをふりかえっていただき、今後の地方自治体のマスタープランづくりをめぐる諸課題について、多角的に考察する。

論文『人を「たから」にして進めるこれからのまちづくり』では、神戸市の第5次基本計画のねらいを中心に考察いただいた。「リスクに挑戦する都市へ」では、公民連携による政策実験都市の必要性を論じていただき、「都市空間計画の役割と計画課題」では、同時期に策定された「都市計画マスタープラン」との関係性と課題、「神戸2015ビジョンの政策形成にあたって」では、市民の暮らしを守る視点から論じていただいた。また、特別論文として、「マスタープランから見た神戸づくりの変遷」では、神戸のマスタープランとまちづくりの歴史の変遷についてご紹介いただいている。

特集 第5次神戸市基本計画 新たな神戸づくり

巻頭言

- 「ひと」を「たから」として新たな豊かさをともに
創造する“協創”の理念 …………… 矢 田 立 郎

論 文

- 人を「たから」にして進めるこれからのまちづくり
－神戸市の第5次基本計画のねらい－ …………… 新 野 幸次郎 4
リスクに挑戦する都市へ
－台頭する2つのタイプの小組織企業－ …………… 加 藤 恵 正 12
都市空間計画の役割と計画課題
－第5次基本計画と都市計画マスタープランの策定を通して－ …… 安 田 丑 作 23
神戸2015ビジョンの政策形成にあたって
－暮らしを守る視点から－ …………… 松 原 一 郎 37

特別論文

- マスタープランから見た神戸づくりの変遷 …………… 本 荘 雄 一 54

関連図書紹介

- 実践自治体行政学－自治基本条例・総合計画・行政改革・行政評価 72 / 政策形成 72 /
希望の構想 分権・社会保障・財政改革のトータルプラン 73 / リハビリテーション連
携論－ユニバーサル社会実現への理論と実践－ 73

歴史コラム

- “青い山脈”の来歴 …………… 八 木 勉 74

潮 流

- 口蹄疫税制特例法 76 / 番組ネット転送訴訟 76 / 東京都青少年の健全な育成に関
する条例 77 / 日銀ゼロ金利政策 77 / インフレ懸念 78 / SNS 78 / 第16回国
連気候変動枠組み条約締約国会議 (COP16) 79 / ニューゼaland地震 79 / 平
成22年国勢調査結果 (神戸市) 80 / 「港都 神戸」グランドデザイン 80 / 神戸観
光プラン 81 / KOBE三国志ガーデン 81

行政資料

- 第5次神戸市基本計画 (概要) …………… 神戸市企画調整局 82

人を「たから」にして進めるこれからのまちづくり — 神戸市の第5次基本計画のねらい —

財団法人 神戸都市問題研究所理事長 新野 幸次郎

I. 未踏の時代に入った中での計画づくり

かつて、『転換期の歴史』を発刊して注目されたG. バラクラフは、第2次世界大戦の終結をもって、いままで400年に亘って西欧諸国が優勢を保ってきた世界の歩みは根本的に変化したと述べた¹⁾。彼は、歴史の変化を、人口や科学・技術など多元的な起動力で説明しようとした人であったが、人類はいまその当時とは比較にならない大転換期を迎えている。

第1に、先進国の多くは、いわゆる人口ボーナス期（15歳から64歳までの生産年齢人口が増加し、所得上昇にボーナス効果を与える時期）を終わり、発展途上国がそれに代わって人口ボーナス期の最盛期を迎えて新興国となり、未開発国もボーナス期を迎える段階に入りつつある。世界政治をリードしてきたG8がG20にならざるをえなくなった原因もそこにある。わが国でも2004年には総人口1億2779万人をピークとして漸減し、2055年には、8993万人と3割も激少すると予測されている。こうした人口動勢は、各国の国民所得、したがって、経済力を変化させ、とくに少子高齢

化の場合は、後継者不足などを通じて家業的産業（小売業、手工業、一部農業など）の衰退や人間形成上の諸問題（たとえば、核家族化と子供達の過保護、過干渉などを通じた人間関係の劣化または幼稚化など）を惹起し、各国の経済的発言力の変化を齎す要因となりつつある。

第2に、これと関連して、BRICsの登場に象徴されるように、先進国の成熟化とは対照的に新興国家諸国の急速な経済発展が見られつつあり、これに反して、先進諸国はわが国やアメリカ及びEUの一部諸国が典型的なように、国家債務の巨額化を伴った経済運営上の困難などで苦悩しつつあり²⁾、グローバル化した世界経済の運営には、先進国と新興国、とくにG20諸国の協調が不可欠の条件となってきた。

第3に、グローバル化に伴う発展途上国の経済活動の活発化もあって、世界のCO₂は急激に増大し、地球環境問題の解決が基本的な課題となった。ラニーニヤ現象とか北極振動に伴う地球各地での洪水または旱魃なども地球温暖化と無関係でないといわれることになる。低炭素社会化は地球社会そのものの持続可能性と直結することになる。最近の食

料品、諸原料品の価格上昇も、こうした自然現象による供給制限と先述の新興国および発展途上国の需要増大と先進国の経済危機克服のための金融緩和政策などに伴うスタグフレーション現象ということになると、この問題解決には、さらに広汎なとり組みが必要となる。

第4に、軍事的要請もあって発展したITのような技術革新は、ひとり経済活動のグローバル化だけでなく、政治・社会的な世論形成とその現実の歩みに根源的な影響を与えるようになってきた。科学・技術の革新が歴史の展開上にきわめて大きな起動力になることは従来から多くの人達も認めていることであるが、ナノ分析の進展をはじめとする広範な科学的認識の変革は、今もまた急速に展開しつつある。

ただ、残念なことに、こういう歴史的転換期に、わが国は、ロンドン・エコノミスト誌が「指導者のいない日本」³⁾と言ったように、5年間に5人も総理大臣が交代するという状態になり、この世界的混迷にいかに対応し、何を目標とするかも示せる状態にない。われわれはこうした状況の中で、わが神戸市のこれから5年先の基本計画を模索することになった。

神戸市は、周知のように、平成5年に地方自治法第2条の要求する「基本構想」をつくり、議会の承認を得るとともに、平成7年に5カ年に亘る総合基本計画も作成した。しかし、その年に阪神・淡路大震災に見舞われ、当時の基本計画は、「震災復興計画」によって代わらざるをえなくなった。復興過程の10年後には、その総括と検証を基に、「神戸2010ビジョン」を作成し、計画の実行過程でいわゆるPDCA (Plan, Do, Check, Action)方式がとられ、夫々のプランに達成目標とその達成度が公示されるという新しい方式も採用された。この第5次基本計画でも、答申書

の中の「神戸づくりの指針」に、5年前になって「神戸2010ビジョン」をつくり、2010ビジョンと同じPDCA方式を採用することになった。また、先述した大転換期での基本計画の達成ということもあって、前もって学識者を中心とする「神戸市次期基本計画のあり方懇話会」(4回開催)を持っただけでなく、審議会の他に9区で計500人の委員が各20回合計180回に及ぶ区民会議を持ち、それ以外にも4回に亘る市民のワークショップ、さらに大学生、高校生、中学生および小学生の意見のほか、とくに一般市民からのパブリック・コメントも3回頂くようにした。

なお、基本計画審議会自身も、学識経験者32名、民間各種団体の代表者22名、各分野で活躍する識者27名、市政アドバイザー3名、市会議員各派代表5名という大編成で総会6回、また3部会で各4回の計12回の討議を頂いたほか、部会間の連絡調整の他に全体に亘る重点施策検討部会を設置する形で討議を重ねてきた。もっとも、これだけ重層的な構成で多様なご意見を総括した計画答申書でも、未踏の時代であるだけに、それらを完全に消化したビジョンとそのPDCA計画になっているとは言えない面もあることは、私個人としては認識せざるをえない。

II. 大震災と新しい神戸モデルの発見

神戸の基本計画は、従来も神戸のもつ自然的社会経済的特色を生かすことを一つの基本理念として策定されてきた。ところが、阪神・淡路大震災は、それに新しい神戸らしさを生み出し、加算することになった。その第1は、あれだけ広汎なインフラストラクチャーの崩壊と60件に及ぶ同時火災と大量の住宅倒壊と多数の犠牲者を生み出した大震災時と復興過程での全市民の沈着と相互支援とは、BBC

放送や New York Times 紙などが賛嘆した神戸モデルを世界に示すことになった。神戸は有名な社会学者である D. ベル教授がかつて述べたように、人類が美しい自然景観の条件と考えてきた山と海とを具備した世界で最も美しい都市の一つである⁴⁾。従来、神戸らしさといえば、この風景と素晴らしい港都であったことにより西欧とくに欧州文明と文化の日本最初の輸入地となったことから生まれた異国情緒などに富む都市と考えられてきた。そこにさらに大震災時における神戸市民の冷静で、温かい相互扶助の活動とが神戸モデルの一つと認められるようになったのである。大震災時の120万人とか150万人とかいわれるボランティア活動も従来とは違って個人主義的、無報酬かつ現地主義的な特質をつくり出し、その後のNPO法人誕生の契機となった。また、復興過程で一部の住民の自主的まちづくりは、民主主義とボランティア活動の母国のように言われてきたアメリカで、巨大ハリケーンに襲われたニューオリンズ市の市会議長などが災害復旧のモデルケースとして見学に来られるまでになった。こういうこともあって、世界各地で起こった震災などの復興モデルとして JICA（国際協力機構）などを通じて国際的にも参考にされるようになり、兵庫県はリスク管理のモデル地域とされた。また、それだけではなく大震災は、都市づくりの最重要条件は安全・安心を保障をすることであることを確認させた。その結果従来ともすれば、巨大化、効率化を軸にしがちであった都市づくりに根本的な反省を迫るものになった。

第2に、この安全・安心なまちづくりと関連するだけでなく、地球環境問題、観光、健康都市などとの関連で、六甲山が新しい神戸モデルの一つとして再認識されることになった。従来、六甲山は、観光・保健と砂防を主として取り上げられてきた。しかし、震災直

後から安全・安心な都市づくりの拠点としての六甲山が着目され、国の力を得て、グリーン・ベルト地帯を購入して貰いそれを commons 的な地域として保全するようになった。神戸は従来から港都神戸と呼ばれてきた。しかし、考えてみると、わが国は国土面積中の森林比率でみると、全世界273カ国の中で上から5番目に入る森林王国である。その日本で市内にある公園面積では、政令指定都市中、わが神戸市は札幌に次いで第2位である。しかし、この中には六甲山は算入されていない。ところが、六甲山系東西約35km、南北5～6kmのうち、東部の一部を除く大半は、神戸市域の中にすっぽりと包含された形になっている。政令指定都市の中にこれだけの山を抱えている都市は神戸市を除いて他にはなく、神戸は港都であるだけでなく、日本を代表する森林都市であるといつてよい。しかもこの六甲山は、江戸時代に完全な裸山になっていたのを、明治20年代からの植林を経て、今日の状態にしたところである。時あたかも、低炭素社会化が問題になっている今日、六甲山はひとり砂防や観光や保健の拠点だけでなく、他都市にない誇るべき低炭素社会神戸モデルの拠点として力説されてよい。おまけにそこには豊臣秀吉で有名になった有馬温泉もあり、最近では独創的な発想を生み出す企業研究所は、森や丘や散策場所などに恵まれた環境に立地すべきだという発想もある。六甲山は、こうして実に多面的な要請に応えられる場所として改めて再認識されることになった。

周知のように、海は私有されず、国が全面的に管理するようになっている。ところが、わが国の山林は水源保存、したがって、河川の維持と海の保全のためにも不可欠な国土部分を形成している。にもかかわらず、その6割が私的所有の対象となり、3割を地方公共団体が所有し、国は1割しか所有していない。

大震災で倒壊した私的財産としての住宅再建が、国費負担でなされなかったように、私有されている山林の保全のための国の支援は極端に少ない。一方、安価な外国産木材の輸入もあって、今日わが国の森林保全は個々の森林所有者では不可能となり、日本全土の森林は間伐も下刈りも出来ないで放置されている状況に近い。その点、今回神戸市がこうして六甲山の森林保全のためにひとり財政的配慮をするだけでなく、企業や市民の協働を呼びかけ、それが前進できるようになると、森林王国日本の中で新しい神戸モデルを提供することになるであろう⁵⁾。

第3に、阪神・淡路大震災は、震災直後の救援の場合、公助には文字通りの限界があること、従って、何としても自助と共助の体制が確立されていなければならないことを教えることになった。このことは、神戸市の場合、消防署による消火能力は、10件の同時火災が最大限であったのに、1月17日午前6時には、60件の同時火災が発生した。おまけに、水道管破裂で水の出ないところも出現したこと、また、県下の自衛隊は伊丹・姫路に各600人、警察官も当時宿直勤務者は約1,200人で、それだけでは、死者6,433人、負傷者43,792人、住宅全壊104,906棟などといわれる大規模災害への完全対応は絶望的であった。そう言えば、家屋に閉じこめられた被災者約164,000人中、消防・警察・自衛隊により救出された者は約7,900人で、被救助者約35,000人中、家族その他民間により救助された者約27,100人、自立脱出者約129,000人と総括されている⁶⁾。被災者数は、その規模、時刻などによってももちろん異なるが、しかし、大震災時には、自助7割、公助1割といったあのときの神戸の経験が意識されねばならないとされた理由もそこにある。わが国は寺田寅彦さんも警告されたように世界に冠たる地震国でもあり、

阪神・淡路大震災後相次いで震災を経験、近い将来にまた東海・東南海および南海の三大海溝型大地震の勃発が予告されている。それを考えると、大震災直後の救助・介護について、この神戸モデルはひとり大震災を経験し今後の神戸市民生活への教訓としてだけでなく、日本国民全体で覚悟しておかねばならないことである。大震災を経験したわれわれは、地震は避けることが出来ないが、震災は軽減できること、あるいは、われわれのそれに対する警戒次第で極言すればなくすることが出来ることを今後の神戸づくりで忘れてはならない。建築物の耐震強度の強化とその補強、耐震構造基準の確立などはその一例である。

第4に、神戸市は、第2次総合基本計画のときに、高らかに「人間都市神戸」を樹立することをうたい、第3次総合基本計画でもそれを掲げて努力を続けてきた。神戸市が福祉は国の措置事業であって、地方自治体の事業にそぐわないという意見に抗して、全国で初めて「市民福祉条例」を策定したり、その方針の延長線上に、今日アジア諸国からも見学の多い「しあわせの村」を建設・運営したりしてきたのもその一つの現れであった。

不幸な経験だった大震災は、多数の死者や負傷者を生むことになり、神戸市民はあらためて人間の生命の大切さを確認させられただけでなく、人間の幸せが、たんに物的な豊かさだけでなく、人を思い、人への思いやりの心と働きであることを改めて自覚することになった。神戸は周知のように、ユネスコから、デザイン都市の指定を受けたが、その背景には震災復興過程でのこうした営みが評価されたことも考えられる。世界中が、混迷した政治状況にあり、経済的にも多くの困難に直面しているこういう時にこそ、神戸はたんなる震災からの復興ではなくて、この経験を生かしたあらゆる面で文字通り人間の幸福を追求

するための工夫と努力を行政と市民と事業者がともに積み重ねる都市になりたいものである。第5次基本計画のキーワードに、人を「たから」とした「協創」をとりあげた理由もそこにある。

Ⅲ. 平成5年の「新・神戸市基本構想」と第5次基本計画のねらい

先に述べたように、地方自治法は、その第2条で自治体に対して基本構想を作成し、それを議会で承認されたものにするよう求めている。現在の神戸市基本構想は、平成5年に承認されたものであり、その目標年次は2025年となっている。その「新・神戸市基本構想」は、「世界とふれあう市民創造都市」づくりを基本理念とし、くしくもユネスコの掲げているデザイン都市のねらいとも合致した内容であった。この基本構想では、この基本理念の実現にあたって、次の5つの都市像の確立を掲げた。「ともに築く人間尊重のまち」、「福祉の心が通う生活充実のまち」、「魅力が息づく快適環境のまち」、「国際性にあふれる文化交流のまち」、および、「次代を支える経済躍動のまち」がそれである。

私たちも、第5次基本計画の審議にあたって、予めこの「新・基本構想」を読み直してみたが、変化の激しい今日、この構想を2025年までに大きく変えることもなく持ち続けられるかは別として、少なくとも第5次基本計画で目標年次とした2015年までは一応それを基盤にすることを考えた。不幸にして、われわれはこの基本構想作成後2年にしてあの大震災を経験することになった。しかし、基本構想のなかでも、「安心なまちをつくる」というところでは、「災害に強い都市づくり」をとりあげ、「神戸の地形的特性から」生じる「水害、崖くずれ、高潮」などへの恒常的

な防災対策を力説しているだけでなく、「地震や災害、さらに都市の複雑化に起因する災害に備え、被災時でも機能しうる都市をつくる」ことを訴えていたことにわれ乍ら注目せざるをえなかった⁷⁾。これからは言葉だけで終わることなく、それに本当に備えるいわゆるPDCA体制の確立する必要性を痛感した次第である。

ただ、基本構想でふれていた神戸を取り巻く内外の状況の変化、すなわち、「超高齢化・国際化の進展、価値観や生活様式の多様化、地球環境問題の顕在化、都心周辺部の活力低下を示すインナーシティ現象の発生」などは、冒頭でもそのいくつかをとりあげたように、その後きわめて大きく変化してきた。そこで本計画では、将来のまちづくりに大きくかわってくる次の4つの変化について、その現状と将来の姿を把握することに努めた。(1) 少子・高齢化の進展、(2) グローバル化する社会・経済、(3) 地球温暖化防止への取り組み、および、(4) 地域主権改革の取り組みと指定都市の課題などがそれである。

まず第1に少子・高齢化の進展では、神戸市でも1990年には11.5%ならずであった高齢化率が、このまま推移すると2025年には、31.1%にまで高まることが予測される。かつて平成5年の「新・神戸市基本構想」では、180万人を想定していた人口総数が、最近の出生率と全国の人口動勢を予測する国立社会保障・人口問題研究所による推測などを参考にすると、神戸市の人口は、現在の153万人レベルから4～5万人減を想定しなければならない。しかも、最近の人口動向が大きく変化しないかぎり、市民人口増加は中央区、灘区および東灘区を中心とし、長田区・須磨区および垂水区では逆に人口減が現に進展し、将来もこの傾向が続くと予測される。また、先述の高齢化率・人口増をしている中央区や

東灘区や灘区と人口減が予測される長田区や北区垂水区等々とはかなり大きな違いが生まれると考えられる（ちなみに、人口増加の大きな灘区では1990年に10.7%だった高齢化率が2025年には25.0%になると予測されるのに対して、長田区では1990年に16.2%だったのが、2025年には36.4%にも増大すると予測される）。これはひとり全市的な住宅その他のインフラストラクチャーの整備だけでなく、介護・医療・福祉などの諸領域におけるソフト面での対応に別の配慮をしなければならないことを示唆する。またこれら人口減少対応のためには、交流人口のみではなく、そこに住みたいとの願望を強化するような観光対策、産業振興と並ぶ都市空間づくりも工夫して行くことが望まれる。その具体化の方策としては、本特集では、紙面の制約のためその詳細を紹介することは出来ないが、是非とも「区別計画」を考慮して頂きたい。

第2に、グローバル化する社会・経済による影響は、実に顕著なものがある。もし危惧されているような事態が起らなければ、GDPで中国は単にわが国を抜くだけでなく、あと20年前後でアメリカを凌駕する可能性があることは一部の人の言う通りである。その中国およびアジア諸国に最も近い国際港都である神戸港は、新興国経済発展のプラス効果を受ける可能性はある。しかし、かつて世界のコンテナ取扱高ランキングの中で上位を占めていた神戸港が、ここ最近大きくその順位を下げ、それに代わってシンガポール・上海・香港・深圳・釜山など東南アジア・中国の都港が上位を占めていること、また、特にかつてと違って神戸港が国内の東京・横浜・名古屋より下位に下落していることは、注目すべきことである。かつて、神戸市の市民所得の過半強は直接・間接に港湾関連事業から生産されているといわれたが、最近のわが神

戸市の1人当たり市民所得が低迷している原因の一つはそこにあると認識しなければならない。

この事態は、大阪港との統合による国際港都化のみだけでは脱却できない構造的な問題をもはらんでおり、神戸経済の振興と革新のために抜本的な努力を傾注しなければならない。市当局も、エンタープライズ・プロモーション・ビューローを設置して鋭意優良企業の導入を図り、この5年間で外資系企業だけでも80社の導入に成功している。また、既存企業の中にも、世界シェアおよび国内シェアでも大きな比率を占める企業も成長している。しかし、生産および販売についての情報がリアル・タイムで把握されるようになったグローバル化の進展の中で成功する企業活動を育成していくためには、既存企業のビジネス・モデルをはじめとする革新的な努力だけではなく、かつて賀川豊彦が、生活協同組合運動を神戸からはじめて、単位生協としては今日世界一の規模にしたように今まで存在しなかった新しい社会的事業などの生誕とそれを支える市民的支援体制をつくりあげていくことが望まれる。その意味では、社会・経済のグローバル化に真に対応するためには、ひとり市当局や企業家の皆さんだけでなく、全市民的な支援体制の醸成までも望まれる時代になったといつてよい。

第3に、地球温暖化防止への取り組みについては、神戸は特に注目されることになった。平成20年5月に、神戸で「G8環境大臣会合」が開催され、「気候変動」、「生物多様性」、「3R (Reduce, Reuse & Recycle)」が確認された。これも1つの有力な契機として、これから持続可能な地球環境づくりのために神戸市も真剣に立ち向かわねばならない。

第4に、われわれは第5次基本計画において、地域主権改革の取り組みと指定都市の課

題を取り上げた。周知のように新憲法は、平和憲法と地域主権とを二大キーワードとして成立していた。ところが、平和憲法問題は当初から国民的課題として取り組まれたが、地域主権の方はごく局部的考慮に止まってきた。「地方の時代」の到来は昭和53年頃から主張されるようになり、思い出すとその先頭を切られた長州一二神奈川県知事などに呼び出され私自身もその最初のシンポジウムに参加したこともある⁸⁾。神戸市でもそういう動きとは別に、全国初の全世帯調査によって市民の声を取りまとめるとともに国に先駆けて消費者問題や市民福祉問題に取り組み、一方、中央官庁からの職員派遣を断り、外債発行によるポートアイランド造成など文字通り地域主権的な行政を展開してきた。

そう言えば、いま大阪などで問題になっている政令指定都市問題の発端となった「特別市制」の申請も、大正9年当時、東京市（人口217万人）、大阪市（人口125万人）に次ぐ第3の都市（人口60万人）であった神戸市が、これに京都市・名古屋市および横浜市などを加えて帝国議会に建議してきたものであった。

もっとも、今から振り返って考えると、長州さんの「地方の時代」の主張も、地域主権を確立していたといえるアメリカのいわゆる補完性原理をモデルにしたものとは言えない。アメリカ流の補完性原理は市民個々が自分および自分たちで出来ることは自分自身でやり、それではでき難い公共サービスや公共財の確保を、税（それは自分たちの選んだ自治体あるいは政権にその用い方を委ねる方式）と寄付（それは自分たちが直接選んだものに支出する方式）の形で確保しようとするもので、公共は個々人もしくは、その集まりで出来ないことを補完するものとの認識に基づいている。その意味の補完は、できるだけ住民個々から近いところからはじまり、市、町、村で

できないことは郡で、郡（county）でできないことは州（state）で、州でできないことは合衆国（United States）で補完するという形になる。

アメリカの補完性原理は、はじめは英国からそして次第に欧州諸国から何の政府も既存権力もない新大陸で始まった生活形態から生まれたものである。その点、欧州のような封建制度とは違った中央集権体制だったとさえいわれる徳川幕府時代を背景に、世界でも珍しい維新を行い独特な中央管理体制を作ったわが国では、簡単にそのままでは再現し難い面をもっている。新しい日本の地域主権の確立、あるいは、日本的補完性原理の確認が、市町村からではなく、中央政府と国会の場で始まっているのはそれを説明するといつてよい。その点、税構造や地方財政のあり方などは勿論、地域主権を確立できるまでの道程はまだ遠いように思われる。しかし、地域住民としての神戸市民にとって最も望ましいと考えられる地域主権の在り方や都市の在り方をしっかりと模索し、確立して行くことは、大震災で苦悩し、そこから着実に立ちあがろうとしてきた神戸市民にとっては最も大きな課題である。われわれが今回取りまとめた「第5次神戸市基本計画」は、私がここで言及したすべての課題を完全に満足させる形になっているとはいえない。しかし、表題にも書いたように、これからのまちづくりは、誰かが、またどこかの機関が上から決めて押しつけるものではない。すべての市民がお互いに人を「だから」として尊敬し、その主張を勝ち負けを競う討論の結果としてではなく、お互いの主張を十分に消化し、自分の主張の足りないところも十分反省しながら模索する対話の結果として築きあげるものであることを確認したいと思う。

注)

- 1) G. バラクラフ著前川 貞次郎・兼岩 正夫訳『転換期の歴史』(社会思想社, 1964年)
- 2) 国家債務または主権債務とは、国または政府関係機関が発行または保証している債券(国債など)の総額のことをいうが、この国家債務が巨額化すると、その解決策としては、増税、歳出削減、経済成長、低金利、インフレ、外資導入、デフォルト、または極端な場合は戦争などを考慮する以外にない。わが国は、残念ながら国家債務の、対国民所得比が世界最大の比率となり、周知のように、その解決のために緊急な対応が求められている。ところが、残念ながらわが国では本文でとりあげたように、「指導者がいない」状態に陥ち入り、その根本的対策が先送りされたまま推移している。こういう状態で、一都市の基本計画を考えざるをえないことは問題を含むことを意識しておかねばならない。この問題については、論説は多いが、ここではとくにジャック・アタリ著林昌宏訳『国家債務危機—ソブリン・クライシスに、いかに対処すべきか?』(作品社, 2011年)をあげておくにとどめる。
- 3) “Leaderless Japan”, The Economist, June 5th – 11th, 2010.
- 4) 新野幸次郎編『アーバンリゾートの誕生』(勁草書房, 1994年), 65~66頁。
- 5) 新野幸次郎『神戸の象徴としての六甲山の保全とその国家的意義』(『都市政策』, 第142号, 平成23年1月, 1~2頁)
- 6) こうした数字については貝原俊民著『大地からの警告』(ぎょうせい, 2005年), 44頁~52頁参照。
- 7) 『第4次神戸市基本構想』については、『第4次神戸市基本計画—世界とふれあう市民創造都市—アーバンリゾート都市づくりをめざして』(神戸市, 平成7年10月)の「付属資料の1」289~301頁を参照。
- 8) 長州知事と親交のあった中村秀一郎教授に誘われて私はこのシンポジウムに参加し、その結果、長州一二・中村秀一郎・新野共編で『地方の時代と地域経済』(ぎょうせい, 昭和57年)が出版された。それとは別に、この三者編で『先端技術と地方の時代—地域を生かす戦略・戦術—』(ぎょうせい, 昭和59年)も出版された。

補論 東北地方・太平洋沖地震の勃発に際して

私は、この小論で、阪神・淡路大震災を契機に素晴らしい山と海に恵まれた自然景観や欧風文明・文化の先駆的導入地などに加えて、わが神戸市に新しい神戸モデルといわれるものが追加されたと述べた。ところが、この小論の最終校正をしている時に、残念なことに震度9というわが国の観測史上初めての東北地方・太平洋沖地震を経験することになった。それは長さ

400km・幅200kmになるプレート型の長周波激震となったのみだけでなく表現を絶する大津波を伴い、われわれが体験した阪神・淡路の大都市直下型地震とは比較できないほどの格段の大被害を齎すことになった。しかも、その中で、すべての被災者の皆さんが、16年前の私たちと同じように沈着・冷静に対処しておられるのを見て、上述の神戸モデルが、ひとり神戸だけのものではなく、広く日本特有のものであることを、外国人の人達からも教えられることになった。

私たちは、16年前に、寺田寅彦博士がかつて言われたようにわが国のまちづくりは天災国であることを前提して行われなければならないことを、あらためて痛感した。ところが、今回は、地球の自転速度に影響したといわれる程の大地震である。私たちは、未踏の時代のまちづくりと覚悟しながら神戸市の第5次基本計画を考案してきたと述べたが、まさに想像を絶することが生起する時代になった。今回の震災復興は、かつて上杉鷹山が危機に直面していた米沢藩再生のために尽くしたように総理はもちろん、閣僚・国会議員などのリーダーになるべき人々が率先して身を挺した活動をするだけでなく、全国民が被災者の皆さんの生活再建のために協働しなければならない。神戸市の第五次基本計画も、新しい課題を担うことになったといわねばならない。

リスクに挑戦する都市へ

—台頭する2つのタイプの小組織企業—

兵庫県立大学政策科学研究所所長 加藤 恵 正

1. 岐路に立つ都市政策

都市政策はこれまでわれわれが経験したことのない状況への対応に迫られている。本格化するグローバル化のなかで、ブランチ工場の撤退・集約は加速し始めているし、既往中小企業もアジアとの競合のなかでその存立基盤を脅かされている。TPP (Trans-Pacific Partnership) に象徴される国際化は、農業をはじめとする伝統的な日本の社会経済システムに根本的な再編の必要性を突きつけているとあってよい。既得権を有する既往セクターの擁護は、萌芽的だが活力に満ちた新たならしい主体を抑え込み、結果として都市のダイナミズムを消失させているかもしれない。都市政策が直面する課題は、これまで与件であったり、暗黙のうちに手をつけなかった領域の抜本的見直しとあって過言ではない。

第5次神戸市基本計画「神戸まちづくりの指針」は、確かにこうした事態に巧みに対応すべく構築されており、実現のための施策群も周到に準備されている。現下の神戸市が直面する課題に機動的に対応するための政策ではあるが、構造的に都市の社会経済システムを再編するには時間が必要のようだ。

問題は、都市のイノベーションを喚起する過程で生じるリスクにどのように対応するのかが。神戸経済をこれまで支えてきた大企業のブランチ・プラントは、個別事業所がリスクを抱えることを嫌うし、地方自治体は組織の性格上基本的にこれを避けてきた。都市の社会経済システムにかかるリスクを担う仕組みを組み込む必要がある。

それでは、こうした観点からこれからの神戸経済を支える主役は誰なのか？神戸経済の屋台骨として明治以来機能してきた大規模ブランチ工場群の役割には今後とも期待したいが、世界的な生産配置の変化が継続的かつ加速しながら生じている状況を鑑みると、もともと行政がその動向に政策的に関与しうる可能性は小さい。大規模事業所と連動する都市産業政策の大胆な進化が必要のようだ。一方、情報共有のためのコストが飛躍的に低下する情報化の流れ、さらにこれに呼応する形で急拡大する取引の範囲、そして製品サイクルの短期化に象徴されるスピードの重視など、小規模組織が変化に機動的に即応することによって得られるメリットが大きい経済潮流が顕在化している。小規模組織台頭の可能性は大きい。かつてのシリコンバレー興隆に

端を發したマイクロ・ビジネスブームはまだ記憶に新しいが、局地的でやや特殊な環境で跳梁したベンチャー・ビジネスの時代から、地域の社会経済資源に根ざしたマイクロ・ビジネスの本格的な到来へと状況はシフトしている。その意味で、都市政策はイノベーションのエンジンとしてのマイクロ・ビジネスの立地、起業・育成に焦点をあてることが重要である。

2006年の事業所・企業統計調査報告（同調査はこれ以降廃止され、他経済調査と統合され調査内容は変更された）によれば、2001年から06年に新設された事業所数は約144万件、ここで雇用された従業者は1417万人にのぼる。このうち、従業者が1-29人の小零細層の割合は、事業所数で88.6%、従業者数で52.4%を占めている。日本の新規雇用の半分以上はこうした小零細層が担っているのである。従業者30人未満の小零細層は、全体の50%強を占めているので、ほぼこれに対応する新規雇用が発生しているということだ。これを就業構造からみると、2009年時点で日本のすべての就業者のなかで「起業」を出発点に就業している割合は全体の1割にすぎない（就業構造基本調査2008年）。このうち、「専門・技術的職業従事者」は20.9%と、起業者のうち5人に一人は技術者である。起業者の所得と雇用者所得を比較してみると、年間所得が700万円以上の割合は起業者が8.0%、雇用者平均が4.0%であった。データの制約はあるが、起業・創業が経済の活性化に結びついているようだ。

ダニエル・ピンクはミニ企業やフリーランスの専門家が社会のなかで重要な役割を果たしている状況をフリーエージェント社会と定義した¹⁾。労働のフリーエージェント化とは、企業や政府といった組織に雇用されるのではなく、直接組織に属していない就労形態

の拡大を指している。近年では専門職など企業内フリーエージェントの顕在化もある。非組織型就労の拡大が、地域における雇用創出や地域経済の再編・再生に及ぼす影響については、現時点では明らかではないが、こうした「働き方」を核とする地域固有の「地域中間労働市場」形成の可能性、これに伴う地域再生の諸課題についての検討が必要である。ここで言う「労働のフリーエージェント」概念は、「米国において既に労働人口の4分の1がフリーエージェント」（ダニエル・ピンク）という労働市場転換の議論に端を發したものであるが、人口減少・高齢化、情報社会への急進は、「組織」のあり方を抜本的に再編しつつあり、「働く」ことの意味や意義の多様化に関する点検は喫緊の課題である。

ピンクは、フリーエージェントがフリーランス、臨時社員、ミニ起業家の3つのカテゴリーに分類できるとした。フリーランスはフリーエージェントのもっとも一般的な形態で、特定の組織に雇われずに様々な組織、プロジェクトで専門家として仕事を行っている。コンサルタント、デザイナー、システム・エンジニア、トラック運転手などがここに含まれる。臨時社員は「意図せざるフリーエージェント」のケースが多い。正規雇用を希望しているにも関わらず、非正規雇用の状況に追い込まれていることは問題である。第三のミニ起業家は、フリーエージェント社会を考える上で、もっとも重要なタイプといってよい。さきに示したように、日本においても自営ないし数人の従業員の企業は、その雇用力において大変重要な役割を果たしている。本稿では、小組織企業を神戸経済の主役として議論するが、ピンクの指摘するこのミニ起業家と呼応するものと見てよいだろう。ただ、ピンクが指摘していないのは、このなかに2つのタイプの小組織企業が存在してい

るということだ。ひとつは、R&D・技術開発を指向するマイクロ・ビジネス、もうひとつはソーシャル・イノベーションを喚起する社会的企業である。

本稿の目的は、これからの神戸経済を支える2つのタイプの小組織企業、マイクロ・ビジネスと社会的企業について、その発展のための政策的視点を論じることにある。以下、2節では小規模組織の第一のタイプ、マイクロ・ビジネスを取り上げ、台頭の背景を概観したうえで、3節において実際の事例を整理することから政策的支援について検討する。4節では、都市経済に顕在化しつつある第二の小組織企業として社会的企業を議論する。5節では、こうした小組織企業のダイナミズムを支える制度の再点検を行う。小組織企業がダイナミックに展開するためには、そのリスクを負担する仕組みが必要である。最終節では、リスクを取るイノベティブな小組織企業の展開を支える都市や地域の制度・仕組みを構築することの重要性に言及する。かかる観点からの神戸の将来イメージをここでは「イノベーション神戸」と呼んでおく。

2. 都市経済の構造転換

ーランチ経済からの脱却：マイクロ・ビジネスの時代へー

(1) 忍び寄る変化

2010年7月、三菱重工業は神戸造船所の商船建造を2012年度前半に長崎造船所、下関造船所に統合する船舶・海洋部門の再編計画を発表した。神戸では、世界的需要増が見込まれる既に事業規模の7割を占める原子力関連事業の強化を図るといふ。大企業のランチ工場の変化は、一面では神戸からの事業撤退という側面は否めない。しかし、神戸の近代産業が三菱、川崎を核に鉄鋼、輸送、電機など神戸産業の中核的役割を担う企業を分離独

立させ、さらに西日本において多くの関連産業群や事業所を産み出すいわば母体企業としての役割を担ってきたことを勘案すると、都市経済上の課題は企業の移転・集約による一時的な空洞化ではなく、発生した空隙に新たなイノベーションの源泉となる（可能性がある）事業が三菱重工によって位置づけられるのかにある。

こうした変化は大阪湾ベイエリア全体において顕在化してきている。2010年9月、アサヒビールは西宮工場でのビールの生産を終了し、吹田工場に機能集約することを発表した。ほぼ同時期に、森永製菓は尼崎市塚口工場を閉鎖し、群馬県高崎工場に建設する新工場に生産を集約することを発表。さらに、雪印メグミルク関西チーズ工場（伊丹市）を閉鎖し、2013年開設予定の茨城県阿見の新工場に生産を移管する予定である。アサヒビールは、中国本土や台湾の食品企業に資本出資を予定しており、これまで国内需要を主たる市場にしていた食品・飲料系メーカーが、いわゆるボリュームゾーンを求めて、日本国内生産を集約する。急成長するアジアへの展開に踏み出していることを象徴するものともいえよう。

都市経済の変化は、ランチ工場の変化にとどまらない。2009年、六甲アイランドに拠点を置くP&Gはアジア本社をシンガポールに移転した。同社はシンガポールにおいて、経営・企画を行うと同時に生命科学やバイオテクノロジー展開のためのイノベーション・センターを設立予定という。かつて、武田薬品工業の研究所は、大阪府の大きな立地インセンティブ供与の申し出にもかかわらず、神奈川県に集約することを決定したことは記憶に新しい。「経営環境の20-30年先まで考慮した結果、関東に研究拠点を置くことを選択」したと報じられた。神戸・大阪湾ベイエ

リアから「知識創造」の拠点が流出している。グローバル化・知識経済化に呼応する都市機能の再構築は喫緊の課題である。

(2) 知識経済化・グローバル化のなかで

イノベーション神戸を考えるうえで、まず指摘しておかなければならないのは、知識創造拠点としての神戸の確立である。今回の総合計画においてもこの点については強く指摘しているところである。北米を中心とした世界都市研究チームは、現在、40のメガ・リージョンが世界にあり、ここでのイノベーション創出は世界の9割弱に及ぶと指摘している²⁾。広義の知識経済化は、地球規模で新たな空間編成を顕在化させた。こうした議論に関心が集まる背景には、かつての工業化社会では巨大都市や大規模産業空間がどちらかというと同質的であったのにたいし、知識経済社会では個々のメガ・リージョンが個性的な姿で顕在化してきていることにある。都市経済のマネジメントは、地球全体をダイレクトに結ぶグローバル化と特定の圏域に形成されるコロケーションが同時に進行する過程において両者の接点を構築するということなのである。神戸市総合計画は、世界潮流や広域性にも巧みに目配りしているが、今後、より緊密かつ実質的な周辺地域との連携・連動計画がとりわけ産業経済計画において必要になるだろう。

地球規模で巨大企業がその空間組織を再編成する過程で、これまでの都市のあり方は大きく変わろうとしている。言うまでもなく、日本企業も加速度的かつ本格的にグローバル展開に向けた舵を切り始めた。製造拠点、研究機能の空間配置は、激動する世界の産業地図のなかで絶えず変化し続けているとって過言ではない。一方、企業の世界化・巨大化への動きと同時に、急進する情報化技術を背

景に小組織企業の可能性が飛躍的に高まり、実際、世界的にも新たなイノベーションの創出においてきわめて重要な役割を果たしつつある³⁾。

3. マイクロ・ビジネスが牽引するイノベーション神戸へ

一分断されたイノベーションの要素を戦略的に統合し情報共有化する

やや旧聞に属するが、1999年、ルノーから資本を受け入れた日産自動車は、系列部品メーカーなど1300社余の株式売却を宣言する。当時、既に系列企業との株式持合いが縮小している時期でもあったが、きわめて大胆な企業組織の再編を行ったといえよう。一般に大企業は系列を含む自社組織のリストラにより延命をはかるが、企業内で消失した機能はアウト・ソーシングされることになる。それは製造工程の一部を外注するといった古典的なものにとどまらず、企業内の人事部門や経理部門など特定機能を専門企業に委託するといったケースに及んでいる。この大企業のアンバンドリングは、企業組織を柔軟にし、一方、拡大するアウトソーシングによって専門知識や技術を有する小組織企業の需要は増大することになる。こうしてみると、マイクロ・ビジネスには先端技術を駆使するタイプから、事業所サービスといったものまで様々であることがわかる。多様な小組織企業が生成するメカニズムこそ、現代の都市経済に求められているものなのである。ここでは、マイクロ・ビジネスのなかでも今後発展のポテンシャルが大きく、また雇用源としても期待できるタイプを念頭に、地域で活躍している企業経営者へのインタビュー等を踏まえ簡単な整理をしておきたい。

神戸やその周辺地域には、多くの大学、公設研究機関さらには企業の研究所や部門が立

地しているが、ここで蓄積され創出されている知識や情報、アイデアはビジネスに直結しているわけではない。この点は、これまでもしばしば指摘されてきたことである（もちろん、大学等での基礎研究で、もともとビジネス化になじまぬものもあるが、これはひとまず議論の対象外としよう）。その背景には、高度な研究開発がその高い専門性のゆえに細分化し、結果的に市場との接点を見失いビジネス化のチャンスを逸しているといったこともあろう。大学、研究機関の多くは、こうした視点がまだまだ脆弱だし、ビジネスと直結するかに見える大企業の研究所も、実際には研究と営業は分業化されており十分に情報共有できていない。新たなイノベーション創出のためには、多様で専門性の高いR&Dと現実のビジネスが展開する市場を結びつける戦略的な情報共有の視点が必要である。マイクロ・ビジネスのビジネス・チャンスはここにある。マイクロ・ビジネスは、ひとつは大学、研究機関さらには大企業の研究所で行われている先端研究開発を現実のビジネスに応用・仲介するタイプ。第二は、地域に蓄積された多様な要素技術を組み合わせ、企業の課題解決を行ったり新たなイノベーションを創出したりするタイプである。

実際、成功しているマイクロ・ビジネスの経営者には、大手企業のブランチ工場からスピアウトし、フリーエージェントとしてマイクロ・ビジネスを立ち上げるケースがある。この場合、創業者が持っていた専門技術を武器に、応用や他の技術との組み合わせで事業幅を拡大していく過程が、マイクロ・ビジネスの成長メカニズムなのである。A社の場合、応用技術や組み合わせによる新製品のアイデアは経営者や従業員によるが、実際の開発は公的研究開発支援施設と協働で事業化している。R&Dはアウトソーシングしてい

るということだ。こうした事業展開のあり方は、従業員が特定業務に固定化する分業体制ではなく、個人が全体を見つつ新たなアイデアや提案を行う雰囲気が醸成されたという。経営者が地元産業を熟知しており、新たなビジネス・チャンスの掘り起こしに成功していることも着目すべき点であろう。マイクロ・ビジネスを支えるR&D支援型研究機関の存在も重要である。大学、研究機関、場合によってはブランチ事業所の研究組織を含む広範な連携の仕組みが必要である。

組み合わせ・応用型技術を武器にしているマイクロ・ビジネスにたいし、大企業で培った高度な技術、さらには専門家のネットワークを駆使して事業展開しているマイクロ・ビジネスがある。現在、大学・研究機関の技術開発はその高度化とともに細分化され相互のつながりが希薄になると同時に市場との接点形成には一般に冷淡である。大企業の場合には、R&D部門と営業部門の接点が小さく、現場の需要にR&Dが接点を持ちその実態に即応できる体制にはなっていない。各機能が、ベストのパフォーマンスを堅持しても、全体としての最適性は失われていると言わざるをえない。ばらばらの機能を戦略的に編集し、高度なR&Dをビジネスに結びつける役割が必要である。マイクロ・ビジネスの経営者は、大企業の技術出身者であることが多いが、R&Dとビジネス動向を同時に注意深く見ておく必要があるという。両者が融合するところにビジネス・チャンスがあるといつてよい。大企業からスピ・アウトした経営者は、技術をビジネスと結び付ける領域を開拓しイノベーションを起こすことにその基盤を見出すことになる。その際、重要なポイントは、情報共有が主体間の「信頼」関係のなかで実現していることである。既往実績や企業のブランドを評価尺度として取引関係を決め

る方法では、新規参入する小組織企業は排除される。組織規模や実績とは関係なく、取引企業間同士が公式・非公式な情報の共有することで、その実力を正確に評価する仕組みが重要である。企業間同士の関係形成については、これまでも様々な試みがあったが、必ずしも大きな成果と結びついていないように思われる。

情報化・グローバル化の時代において、取引リスクを最小化するための「信頼」形成の仕組みづくりは喫緊の課題というべきだろう。この点に関して、企業同士の課題ゆえ政策的対応はむつかしいが、やや間接的ながら「信頼」形成を以下のような形で支援することは可能だ。実績も乏しく経営組織としても脆弱なマイクロ・ビジネスに、自治体がその実力を評価して契約を結ぶことだ。自治体との契約が、当該マイクロ・ビジネスの評価となり、その後の取引費用は著しく小さくなることが期待される。また、そのビジネスのあり方や技術への顕彰制度も、マイクロ・ビジネスの評価の情報共有を行ううえで効果的である。さらに重要なことは、市場からの「退出」マネジメント支援である。もともと、小組織企業群の特徴は、ダイナミックに展開する「生成・消滅」にある。企業の「消滅」を倒産・廃業に直結するのではなく、創業過程からの退出戦略として「整理・清算」「売却」「ライセンス・ビジネスへの転換」「株式公開」を位置づけることだ。さらに重要な点は、かかる退出が次の起業・創業につながる仕組みである⁴⁾。小規模組織企業がリスク取るとき、これらを都市が支える仕組みを早急に検討する必要がある。

このようにマイクロ・ビジネスを担う起業家の多くは既存企業からのスピン・アウトであるが、現時点では必ずしも明瞭に顕在化しているわけではない。一方で、起業家となる

人材を育てることも政策的観点から検討の余地がある。かつて、欧州に企業・商工会議所が連携した国際起業家大学が作られたことがある。多くの大企業が保有する技術やシーズをビジネス化する人材育成を目的とする起業家を養成しようという大胆な発想のものであった。世界中から野心のある若者が集まり、幾多のベンチャー・ビジネスを輩出したという。こうした仕組みは、企業・経済界と大学がきわめて強いパイプで結ばれて実現するものであろう。神戸を含む大阪湾ベイエリアには、日本を代表する大企業・中堅企業群が今も立地しており、自治体との連携の下にかかる人材育成のための組織や仕組みを作ることイノベーション神戸の基盤となるだろう。社会に出るためのチャンスを提供しようとするこうした仕組みは、世界の若者にとって魅力的なものとなるはずである⁵⁾。

3. 台頭する「第三のセクター」：資金調達・人材確保の仕組みづくりを

第二の小組織企業は社会的企業である。このタイプは、都市経済における「第三のセクター（EU等では「社会的経済と呼称されている）」構築と関わっている。もともと、この「第三の領域」に関わる議論は錯綜しており、現時点でもその定義は曖昧で、国によって、また使用する立場によって食い違いも多い。こうした点を鑑み、英国では第三の領域を、①コミュニティ・セクター ②ボランティア・セクター ③社会的企業セクターの3つの領域に分類することが提唱されている。わが国においても、政府はかかる領域を政策的に「新たな公」として位置づけているところである。こうした3領域においては、実際には社会的企業がコミュニティ・セクターやボランティア・セクターと強力に結

びついて台頭する新たな領域を実質的に機動させるエンジンとしての役割を果たし都市経済のイノベーションを促している。

かつて、社会的企業の前身コミュニティ・ビジネスは1980年代の英国のインナーシティ雇用政策として位置づけられた。現在ではより広義の活動を意味する社会的企業として進化を続けている。2002年、英国政府は「社会的企業とは社会的目的を有するビジネスであり、利益はその活動に再投資されるかコミュニティに還元される」とした。これまでの論者の定義を整理すると、①非営利組織であること ②経済活動によって社会目的を達成しようとしていること ③利益は個人に分配されない ④組織構成メンバーは同等の権利を有し民主的運営がなされていること ⑤独立組織であり社会的な監査を受けていることなどがその特徴としてあげられる。こうしてみると、社会的企業は、「社会技術を駆使したイノベーション主体」という点にその特性を見出すことができる。死蔵資源を見出し、地域社会の活動を再編成・再編集することで地域イノベーションの促進を企図する社会的企業は、社会起業家としての機能を果たしていることになる。進化を続ける社会的企業は、顕在化する「第三の領域」のなかで都市・地域政策を稼動するうえで大きな役割を果たすことになるだろう。しかし、新しい主体だけに既往セクターとの関係、ハイブリッド型主体のマネジメント、社会監査の仕組みづくりなど直面する課題は多い⁶⁾。

阪神・淡路大震災後、神戸の復興において社会的企業は大きな役割を果たし、また日本全国にこうした仕組みの重要性について情報共有し、活動は伝播していった。しかし、この発祥の地といってもよい神戸においても、なおその存立基盤は脆弱であり、実際、撤退や縮小といった事例も多く見られる。

なぜなのか？第1の理由はかかる領域を組み込んだ形で資金が循環していないことがあげられる。第三の領域への資金供給体制がいまだ未熟な状態なのである。資金循環の仕組みには、市場を活用するタイプと規制によるものが考えられるが、英国では「第三の領域」確立に向けて市場活用型社会的企業の制度化に着手した。2005年、CIC（Community Interest Company）が発足し、社会的企業は市場からの資金調達が可能となった。CICとは、自らの利益や資産をコミュニティ等公益のために保有し、企業としての柔軟性（上限付きで株式発行が可能）を有しつつ、地域や社会のための活動を指向する。ただし、税制の優遇措置はない。社会的企業として進化した新たな主体をCICとして展開すべく制度化したのである。同制度の評価については、様々な議論があるが、コミュニティや社会を支えるビジネスを社会に位置づけ、その主体である社会的企業を支えようとする試みは着目してよい。

制度による資金供給システムづくりという点では、日本は資金循環の仕組みが旧来のシステムのままで、新たに形成されつつあるこのセクターに資金が流入していない。千葉県市川市の「1%支援制度」ように、市民税の1%を上限に、市民活動に市民の意思で税金が支払われる制度なども先駆的に実施されているところもあるが例外的である。新しいセクターに資金が循環する制度設計が必要であり、地域がそのイニシアチブによって仕組みをつくることはそれほど困難ではない。

日本で、「第三の領域」が定着しないもうひとつの理由は、日本固有の硬直的な労働市場が大きく関与している。近年、社会的企業やNPOで意欲的に仕事をしている若者も多くなってきたが、人材不足は否めない。第三の領域での仕事が社会的に認知され、ここで

の活動を契機に企業、自治体、大学等がこうした経験者を受け入れるということがあれば、若い人々が参入する可能性は大きくなる。たとえば、一定期間の社会的企業などでの「仕事」を、企業、自治体、大学等が評価し、次のステップへのチャンスを用意するといった仕組みも考えられよう。新たな可能性を有した挑戦的領域での仕事に関わりながら、その発展のために大学院での研究テーマに採用するといったことはどうだろうか。硬直的な労働市場を、やる気のある者の挑戦がチャンスにつながる構図に変えなければならない。既存セクターでのみ構成される労働市場を、新たに形成されたセクターに接続するための仕組みが必要である⁷⁾。

いずれにしても、神戸の経済を考えるうえで、市場・公共の2分法から脱却し、「第三の領域（社会的経済）」という調整の仕組みを大胆に制度化していく必要がある。

4. 消費者重視の制度への転換を—都市の流動化が小組織企業を支える

これまで、2つのタイプの小組織企業が活躍できる制度や仕組みについて検討を行ってきた。ここでは、都市や地域が有している資源を使いこなし、これまで「死蔵」されてきた資源を顕在化させることによって、台頭する小組織企業が活用できる仕組みを論じる。

都市空間を構成する「土地」（不動産市場）の有効かつ効率的利用は、産業の高度化や人々の暮らしの成熟にとって不可避の課題である。土地利用に関する制度的障害が、効率的利用を妨げている。都市や地域の衰退は、これまで「土地本位」的仕組みと政策的保護のなかで命脈を保ってきた産業の衰退でもある。

都市内部になぜか凍結して利用されていない

不動産はないだろうか。近年、人口減少の過程で遊休化した学校については規制緩和が行われ廃校の再活用がスタートしているし、優良不動産については証券化による活性化が実現しつつある。また、公務員住宅など公共が所有する不動産活用も本格化してきているようだ。財務省は政府が保有する東京都心部等の大規模国有地を、定期借地権を設定したうえで民間に貸す方針を決定したという⁸⁾。一方、駅前の再開発ビルや賃貸オフィスには空室があることが多い。民間事業主や地方自治体が有するものだが、なぜこうした便利なところで、したがって皆が活用したいところに遊休スペースがあるのだろうか。賃貸料が何らかの理由で需給関係による市場価格から遊離しているのではないか。人々が生活するうえで重要な場所は、一定の公共性を有していると考えてよい。「あるのに使えない」状況は、旧来の制度が不動産の流動化をロックインしてしまっている可能性が大きい⁹⁾。自治体が供給するスペースに関しては賃貸価格の決定のあり方を再考する必要がある。民間オフィスについてはその不動産所有と課税等についてこれまでと異なる視角が必要になってきているのかもしれない。かかる状況にたいし、ここでは3つの提案をしたい。ひとつは所有と利用の分離をより大胆に進めることである。商店街を例に考えてみたい。街の魅力はその多様性とダイナミズムを支える集積の魅力に尽きる。しかし、商店街は個別事業者の集団ではあっても、環境変化に合わせて全体像を機動的に調整できる仕組みを内包しておらず、これまでの商店街活性化の失敗は、こうした調整がきわめて困難であることを示唆している。たとえば、所有と利用をたくみに分離することで成果をあげた高松市丸亀町の場合、第1期再開発が実施された壱番街では、もともと多くの商店主が自ら商店

を経営することをやめ、他の事業者に賃貸する状況が顕在化していた。実際、壱番街ではもとの地権者で店舗の営業を継続しているのは3分の1にすぎない。こうした背景から、商店街での業種上の偏りが大きくなっているにもかかわらず、「集積」の魅力を手放すことがますます困難となってきたのである。個店の魅力だけでなく集積としての商店街の魅力は、たとえば、ゆったりした憩いの広場や都心居住のための住宅など、狭義の商店街振興を一步踏み出した活性化のための構造再編が必要であろう。そのためには、従来の制度をこえる新たな仕組みが必要である。

第二に、準公共資産としての商店街だが、実際には宅地扱いとなることで固定資産税が割安となり、本来有効利用すべき場所の放置に結びついている可能性がある¹⁰⁾。たとえばベルギーではその公共性を維持するための課税制度が創設された。これは、地域政府レベルでの政令であるが、空き地、空き家の放棄防止を目的とした課税制度である。本来は景観対策課税として新設されたが、「・・・空き店舗のまま放置するよりは賃料を下げてテナントを入居させようということで、都心部の空き店舗解消にも効果がでた」という¹¹⁾。商店街は、人口減少下の高齢化社会において、商店街の中には“公共空間”としての役割が期待されているところも多い。こうしたなかで、従来の空き店舗対策は、既得権擁護を前提とした地権者優位のものではあったが、今後、地域住民のための空き店舗政策が必要となろう。市場価格顕在化へ地主・所有者の行動変化を促す仕組みづくりが必要である。

最後に、社会的企業などにたいし公共が有する資産を利用可能とする仕組みについて言及しておきたい。自治体からNPOや社会的

企業にたいする不動産の貸し出しや譲渡は、英国では地域再生の仕組みとしてアセット・トランスファーが制度化されており、現在、約1000件が全英で進行中である。ここで言うアセット・トランスファーとは、地域の不動産等（言うまでもなく地域には人材、資金などその活動に供する重要なアセットがあるが、ここで言うアセットとは、不動産など物的アセットを指す）を公共部門からNPOや社会的企業など地域活動組織にその所有権やマネジメントを移すこと意味している。地域社会のマネジメント主体として急速に台頭しつつあるNPOや社会的企業もその経営基盤は脆弱である。英国でここ数年かかる状況への処方箋として制度化されたのが、アセット・トランスファーという仕組みなのである。このアセット取得については、①自治体、政府関係機関からの土地・建物の贈与 ②補助金による取得 ③民間企業との開発負担協議による取得 ④民間からの建物贈与などがあるという¹²⁾。

ここでの提案は、次世代の都市経済を考える上でその手がかりにすぎない。都市のストックを十全に活用するためには、これまで経済的フローによって社会が潤っていた時代の仕組みを一掃し、ストックを使いこなすためのシステムに作り変える必要がある。縮小する都市において、持てる資源を最大限に有効かつ効率的に使うことが、都市の活性化に結びつき、市民の豊かさを保証することになる。そのための新たな仕組み作りが、今、求められているのである。

5. 公民連携による政策実験都市：リスクに挑戦する都市へ

都市経済のイノベーションを小組織企業から論じる際、いくつかの留意点がある。第1

に、都市のイノベーションがこれまでの経済や社会といった領域で区分されず、むしろ相互に連動した形で展開していることである。都市の社会的課題と経済的発展の接点において「企業」のイノベーションが創出されている点に着目しておきたい。第2に、官民を中心にパートナーシップがイノベーション創出に大きな役割を果たしている点である。イノベーション神戸の機能を高めるためには小組織企業や社会的企業だけでは困難で、様々な局面で公共部門とパートナーシップを組むことによって、都市経済の競争力を強化し課題に即応することが可能となる。たとえば、日本で実験が進んでいるスマート・グリッド構想は、民間による家電や電気自動車の技術開発と公共が担う新たなまちづくりとの緊密な連携が不可避である。さらに、総合特区（神戸市は現在「国際戦略総合特区」として神戸国際先端医療特区（ライフ・イノベーションのグローバル拠点化）及び阪神港国際コンテナ戦略港湾総合特区の2つを提案している）において、たとえば広域BID（Business Improvement District）などの創設によって、独自の財政基盤を確保するといったことも可能となろう。

本稿で検討してきた課題は、都市におけるイノベーション創出に関わるリスクを誰が取るのかにある。いかなるイノベーションもその創出にはリスクがともなう。冒頭に指摘したように、神戸経済のこれまでの主要主体である大企業は世界的に分散配置するブランチが個別に抱えるリスク負担を嫌うし、地方自治体は組織の性格上基本的にこれを避けてきた。都市の社会経済システムにかかるリスクを担う仕組みを組み込む必要がある。小組織企業や社会的企業が形成する「市場」は、こうしたリスク負担の仕組みであるが、これを支える都市システムが用意されていなければ

ならない¹³⁾。

現在、世界的に多くの新しい産業空間が台頭しつつあるが、ここで多かれ少なかれ共通しているのは、その内部において、野心的起業家が高いリスクを伴う事業にチャレンジすることを促し、結果としての失敗に再挑戦するチャンスを提供するビジネス・クライメイトを有していることであろう。それは、単にエンジェルのような投資家の存在を意味しているのではない。都市全体の仕組みが柔軟かつ流動的であることによって、既得権益を擁護するのではなく常に新たなチャレンジを受け入れる制度・仕組み、そして気風が存在していることである。本論では、都市が活性化するためにもっとも影響力があると思われる不動産市場における課題を取り上げたが、旧来の仕組みから脱しきれない資金供給や地域労働市場のあり方は都市システムを再考するにあたり最も大きな課題と言わなければならない。

神戸が世界的視野から競争力を持つためには、その創造性やイノベーション起動のためのリスクにたいし、議論や形式で終わらせることなく、真正面からここに挑戦する姿勢を示すことが必要だろう。イノベーション神戸の実現は、‘Failure is OK’（*Business Week*, 1997, August）の仕組み作りにかかっている。

注

- 1) ダニエル・ピンク『フリーエージェント社会の到来』池村千秋訳、ダイヤモンド社、2002年。
- 2) R.Florida, T.Gulden and C.Mellander, *The Rise of the Mega Region*, The Martin Prosperity Institute, University of Toronto, 2007.
- 3) Yoshimasa Katoh, *Changing Osaka Bay Area from the Branch Plant Economy*, Program Handbook, Anglo-Japan Symposium on Brownfield Regeneration 2010.
- 4) 榎原清則「ベンチャー・ビジネス：日本の課題」

- Policy Study No.2, pp14-17, 1999.
- 5) Hassink, R., How to unlock Regional Economies from Path Dependency? From Learning Region to Learning Cluster, *European Planning Studies* 13-4, pp.521-536, 2010.
 - 6) 加藤恵正「CED (Community Economic development) 型都市政策の展開—ソーシャル・インクルージョン・アプローチによる都市再生」都市政策132号, 4-17頁, 2008年7月.
 - 7) 加藤恵正「都市政策としての雇用就業戦略」都市政策136号, 4-18頁, 2009年7月.
 - 8) 日本経済新聞2011年2月23日
 - 9) 加藤恵正「「地域を動かす」仕組みを考える」TOYONAKAビジョン22, 第14号, 14-19頁, 2011年.
 - 10) 齊藤誠『競争の作法』筑摩書房(ちくま新書), 204-208頁, 2010年.
 - 11) 中小企業庁『中小企業白書』2005年版.
 - 12) 西山康雄・西山八重子『イギリスのガバナンス型まちづくり』学芸出版, 218-240頁, 2008年.
 - 13) 野口悠紀雄『日本経済企業からの革命』日本経済新聞社, 48-49頁, 2002年.

都市空間計画の役割と計画課題

—第5次基本計画と都市計画マスタープランの策定を通して—

神戸大学名誉教授 安田 丑作

1. 総合基本計画の策定とその背景

わが国の多くの自治体で、総合基本計画（マスタープラン）が策定されるようになるのは、1960年代後半からの高度成長期以降のことである。その計画策定の直接的な契機としては、地方自治法の改正による市町村の「基本構想」の策定の義務化が、計画の内容面では、国土総合開発法による「全国総合開発計画」とが大きく影響を与えた。

1969年（昭和44年）の地方自治法の改正では、市町村に「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の策定義務（第2条4項）が位置づけられ、自治体が主体的に政策展開を図る根拠が示された。これにより、多くの自治体では、議会の議決を要するこの基本構想の他に、基本構想の将来像を具体化する施策を体系化する基本計画及び各施策の実現手段である事業計画を提示する実施計画を策定して政策展開を図ることとなった。

一方、国土総合開発法に基づいて策定される全国総合開発計画は、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画であり、住宅、都市、道路その他の交通基盤の社

会資本の整備のあり方などを長期的に方向づけるものである。1962年（昭和37年）の第1次全国総合開発計画に続いて、5次にわたる計画が策定されてきたが、その時々時代の要請をうけてその趣旨や計画内容は移り変わってきた。全国総合開発の歴史は国の地域政策の変遷の歴史でもあるが、その後地方自治体で策定された総合基本計画には、この国土計画の性格が色濃く反映されることとなった。

特に、第2次計画（いわゆる「新全総」、1969年（昭和44年）策定）から第4次計画（1987年（昭和62年）策定）までに示された、高速道路や高速幹線鉄道、通信網など全国的なネットワークの整備や大規模工業基地などの大規模開発プロジェクト構想の受け皿となる内容が盛りられることにもなった。しかしその後、地方分権や国内外との連携、国土の質的向上、国民生活の安全・安心・安定の実現など成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示するため第5次計画に当たる計画では、全国総合開発計画の名称を冠せずに『21世紀のグランドデザイン』（1998年（平成10年）3月）として発表された。この計画は、目標年次を平成22年から27年（2010—2015年）と

幅をもたせていること、投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を提示するにとどめるなど、それまでの量的拡大を前提とする「開発主導型計画」から「理念重視型計画」へと大きくて転換するものとなった。

神戸市でも、1965年（昭和40）に第1次総合基本計画を策定して以降、これまでに4次にわたって改定が行われてきた。その取り組みの先進性は、第1次計画に先立つ3年前の1962年（昭和37年）に、戦後の経済復興から高度経済成長への移行に伴う都市化の進展に対応するため「神戸市背山総合開発計画」¹⁾を早くも策定していたことに端的に表れている。その後の計画²⁾では、計画期間をほぼ30年という長期に設定して、「基本構想」において都市づくりの理念として目標像（都市像）と市政運営の基本姿勢（施策の方向）を掲げて、基本計画ではそれぞれの都市像に対応した基本的施策とその考え方を示し、さらにその具体的施策化と計画策定後の社会経

済情勢の変化に対応するため「中期計画」（ほぼ5年の計画期間）を策定してきた。自治体における総合基本計画の構想性と実効性を高める計画運用の一つのあり方を示すものと言えよう（図-1）。³⁾

その後、国による法制度自体の抜本的な見直しも進められ、2005年（平成17年）に国土総合開発法が国土形成計画法へと改正され、これまでの全国総合開発計画に代わり、新たに「国土形成計画」⁴⁾が策定されることになった。これまでの国主導、中央集権的と言われた計画制度から、地域の自律性を尊重し国と地方公共団体のパートナーシップの実現を図る計画制度への転換が図られることになった。一方、地方自治法に規定する「基本構想」についても、地域主権改革の一環として関連法制の見直しが進められ、自治体による計画策定とその手続の義務付けを廃止または単なる奨励への改定が現在進められようとしている。

	1965年～ (昭和40年)	1974年～ (昭和49年)	1986年～ (昭和61年)	1993年～ (平成5年)	2011年～ (平成23年)
基本構想		人間都市神戸の基本構想 1974年（昭和49年）策定		新・神戸市基本構想 1993年（平成5年）策定	
基本計画 ・区別計画	<第1次> 神戸市総合基本 計画 1965年（昭和40 年）策定	<第2次> 人間都市神戸の 基本計画 1976年（昭和51 年）策定	<第3次> 人間都市神戸の 基本計画（改定） 1986年（昭和61 年）策定	<第4次> 第4次神戸市基 本計画 1995年（平成7 年）策定 区別計画 1996年（平成8 年）策定	<第5次> 第5次神戸市基 本計画 2011年（平成23 年）策定 ・神戸づくりの 指針 ・神戸2015ビジョ ン ・各区計画
中期計画	神戸市生活環境基準 新・神戸市生活環境基準 第3次神戸市生活環境基準		神戸市都市環境基準 新・都市環境基準		神戸2010ビジョ ン 2005年（平成 17年）策定 区中期計画 2005年（平成 17年）策定
					（基本計画に統 合）

図-1 神戸市の基本構想・基本計画の策定経緯

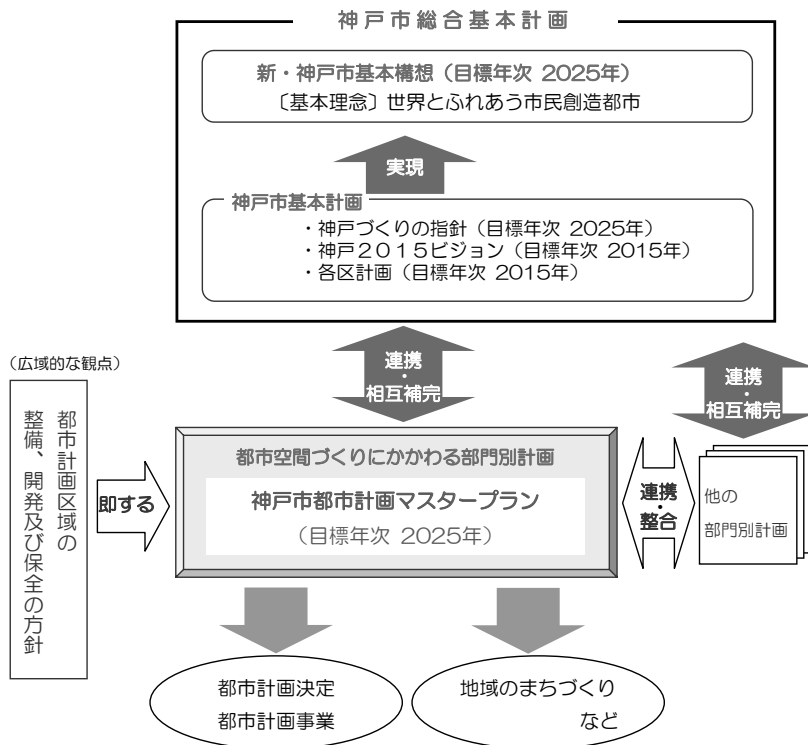


図-2 神戸市都市計画マスタープランの位置づけと役割

このように、地方自治体の総合基本計画（以下、総合基本計画を「総計」と略記）をめぐる前提や背景が大きく変化し、一方で将来の社会経済情勢の不透明感が強まるなかで、神戸市はこのほど「第5次神戸市基本計画」を策定・発表した。

この「第5次神戸市基本計画」の策定作業と並行して、神戸市としてはじめて都市計画マスタープランも策定されることになった。周知のように都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」と略記）は、1992年（平成4年）の都市計画法の改定により制度化され、これまでにほとんどの市町では「総計」とは別に策定されてきた。しかし神戸市では、これまで「総計」の都市空間計画にその役割を委ねて、特に「都市マス」として定めることがなされなかったものである。この「都市マス」の策定は、「総計」の都市政策上の役割と計画構成（プランニング・システム）の変化、とりわけ都市空間計画の位置付

けにも大きくかかわってくる（図-2）。

以下の本稿では、筆者が参画する機会を得た今回の「総計」や「都市マス」の策定にかかわる審議会など⁵⁾での討議を振り返りながら、特に、都市空間計画の計画構成（プランニング・システム）と計画課題をめぐる主な論点について考察することとしたい。

2. 「総計」の計画構成と都市空間計画の位置づけ

一般に「総計」は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構成による運用方式が採用されるが、基本構想（将来フレーム）の計画期間は10年間、基本計画（将来フレームの実現手段、基本的な施策）は前期5年と後期5年の2段階、実施計画（事業）は3年間のローリング方式を取っているケースが多い。

先述したように、神戸市の第2次以降の計画も基本構想—基本計画の構成は同じである

が、その計画期間が比較的長期（30年）に設定されてきたのが特色で、基本構想で都市づくりの理念（都市像）と施策の方向性が示され、基本計画においてその実現のための基本的施策が記述されている。また、第4次計画では、全市的な基本計画とともに市民の身近な計画について「区別計画」が策定された。基本構想は、これまでに第2次計画と第4次計画に先立って2度（1974年と1993年）改定されただけで、その間の第3次計画策定時には基本計画のみが改定された。今回の第5次計画においても、その前の「新・神戸市基本構想」（1993年（平成5年）策定）が保持・継承されている。

神戸市の「総計」とそれに基づく計画行政のいま一つの特色は、基本計画の内容の具体的な施策化のガイドラインとしての「中期計画」（計画期間は3～5年）を重視してきたことである。たとえば、第2次計画に対応したシビルミニマム政策としての「神戸市生活環境基準」や第3次計画に対応した「神戸市都市環境基準」などは、「総計」の達成度評価を可能にする取り組みであった。

ところで、前回の第4次計画の策定において、基本計画の策定に先立って改定された目標年次を2025年とする「新・神戸市基本構想」（1993年（平成5年））では、都市づくりの基本理念に「世界とふれあう市民創造都市」を掲げ、①ともに築く人間尊重のまち、②福祉の心が通う生活充実のまち、③魅力が息づく快適環境のまち、④国際性にあふれる文化交流のまち、⑤次代を支える経済躍動のまち、の5つの都市像のもとに基本施策を展開するものとしている。

これを受けた第4次の基本計画は、その策定・発表の直前にあの大震災に見舞われて、急遽、市民生活の安定と都市機能の回復に向けた「神戸市復興計画」（目標年次：2005年）

が1995年（平成7年）6月に先行して策定された。この復興計画には、すでに検討されていた基本計画の長期的施策の考え方が反映される一方で、同年10月に正式に策定された基本計画（目標年次：2010年）では、震災からの教訓と復興計画に対応した計画内容の見直しが行われた。

震災後の10年間、神戸市の各種施策はこの復興計画を柱として展開されてきたが、計画運用にあたって、5年ごとに「復興の総括・検証」を行ってきたことは特筆されよう。最初の5年（前期）の総括・検証を踏まえて、後期5年の計画推進の指針となる「神戸市復興計画推進プログラム」（2000年（平成12年）10月策定）を策定、復興計画の最終年となる2004年度（平成16年度）を前にして、「神戸の今」についての総括・検証（2003年度（平成15年度）⁶⁾）が実施された。

その結果を受けて、復興の残された課題への対応を図るとともに、基本計画に基づく新たな施策展開を図るための「ポスト復興計画」として、5年の計画期間の中期計画である「新たなビジョン」（「神戸2010ビジョン」と「区中期計画」、2005年（平成17年））が策定された。この計画の進行管理については、復興の総括・検証を引継ぐ形でPDCA方式が採用され、年度ごとに施策の進捗と効果についての自己点検による検証作業が行われ、その結果が翌年度の施策展開に反映された。もちろん、現行の検証・評価制度自体に課題⁷⁾がないわけではないが、「責任ある計画行政」の取り組みとして評価されてよからう。

さて、今回の「第5次神戸市基本計画」は、これまでの基本計画とは違った計画体系をもつ構成となっている。先に述べたように、今回の計画は1993年（平成5年）策定の「新・神戸市基本構想」（目標年次：2025年）を継承するものであるが、それを受けた基本

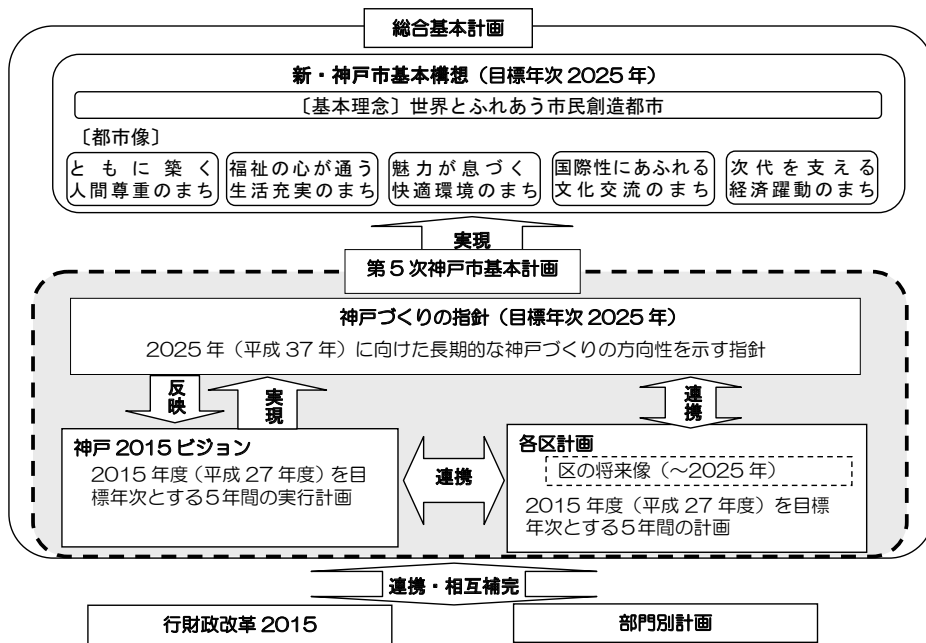


図-3 第5次神戸市基本計画の構成

計画は、基本構想と同じ目標年次（期間15年）の「神戸づくりの指針」、5年間の重点施策の実行計画としての「神戸2015ビジョン」、「各区計画」（2025年目標の「区の将来像」と5年間の計画）から構成されている（図-3）。すなわち、長期的な都市づくりの方向性と施策の基本的考え方を示す「神戸づくりの指針」に基本構想との橋渡しの役割を委ね、これまでは基本計画の運用段階での中期計画と位置づけられてきた「神戸2015ビジョン」が「選択と集中」の重点施策化による実行計画として基本計画に統合された。

これまでの10年～15年という比較的長期の計画期間の基本計画においては、期間内に取り組む施策が網羅的に記述されるきらいがあり、ともすれば行財政計画との整合性を欠く「総花的施策」との批判に対して、計画の実効性を重視してPDCA方式による実効計画の進行管理により計画の信頼性を確保する意味合いもある。その背景には、近年の社会経済情勢の急激な変化と厳しい行財政状況のもとでは、基本計画にもこれらへの柔軟性と機

動性のある対応がこれまで以上に求められるようになった事情もある。さらに加えて、それぞれの施策分野では、すでに部門別計画が策定されており、それら計画と相互に補完・連携を図ることにより、これまでのように基本計画がすべての分野の専門的領域までをカバーする必要がなくなったこともあげられよう。

こうした基本計画の計画構成上の変化は、これまでの計画においてまず将来の都市像を目に見える都市空間として構想することからはじめていた記述から、当面して課題解決の迫られている「くらしと経済」という市民生活や産業・企業活動に直結する施策分野から導入が図られ、都市空間計画の名称が計画書の目次構成から消えたことに端的に表れている。いわば、「ハードからソフト」への施策転換が打ち出された基本計画と言えよう。それと同時に、第4次計画からの「協働と参画」の取り組みを継承・強化して、「脱行政主導」の計画が強く意識されていることも今回の計画の大きな特色である。

今回の基本計画のいま一つの特徴は、生活、福祉、経済、文化などの施策を縦割りに捉えるのではなく、これまでに以上に施策相互の分野横断的な連携の必要性が強く意識されたことであろう。その上で、都市空間計画の分野においても、都市空間の「もの（づくり）」としての側面のみではなく、市民生活や都市活動が展開する「場（づくり）」としての位置づけがこれまで以上に強調されている。「神戸づくりの指針」の第4部「安全を高め未来につなぐ」（安全・都市景観・低炭素社会）や第5部「神戸を支えるまちを形成する」（土地利用・交通）は、こうした視点から都市空間計画の基本的な考え方が整理されている。また、重点施策をまとめた「神戸2015ビジョン」では、都市空間の「まちの安全や環境などくらししていく上で守るべき最も基本になる部分」が「支える基盤」として位置づけられている。

ところで、前回の第4次の計画では都市空間整備の視点としてすでに「都市の成長管理」を掲げて、「良好な都市環境を維持・創造するため、都市の容量にゆとりをもち続けるように配慮し、抑制策と促進策とのバランスを確保することにより持続的な都市成長を誘導すること」がうたわれた。こうした「成長時代の計画」から「成熟期の計画」への転換は今回の計画の基調をなすものであり、「指針」の第1部（2025年の神戸のまちの展望）において、神戸のめざす都市像として「創造都市（デザイン都市）の実現」をかけることによりそのことを表明していると言えよう（第1部第3章）。都市空間計画としても、第5部（神戸を支えるまちを形成する）において、これからの都市空間づくりにおける基本的視点の前提として、「恵まれた自然環境を最大限に保全・育成しつつ、現在の都市機能や都市基盤を十分に活かし、都市空間全体に

対する総合的なマネジメントを進めます」と、「開発（デベロップメント）から管理（マネジメント）へ」の基本的方向づけが行われている（第5部第1章）。

この基本計画の部門別計画に当たる「都市マス」でも、拡大成長期から成熟期へと移行する都市計画の役割の転換を「構築から再編へ」と位置づけ、これからの神戸の都市計画に求められる視点として、1）きめ細やかに都市空間の質を高める（①暮らしやすさ、②まちの活力、③環境とに共生、④まちのデザイン）と、2）重点を絞ってつくり、有効に活かしながら都市空間をマネジメントする（⑤戦略性、⑥柔軟性、⑦協働と参画）をあげており、そのことがより明確に示されている（第2章第3節）。

3. 都市構造と地域構成

都市空間計画では、まず将来の都市全体の骨格（都市構造）と地域構成（土地利用）のあり方を示すこととなる。一般には、その都市の立地条件と環境特性を踏まえた都市発展とその方向性、市街地構成について図面表示を含めて表現されることが多い。

神戸市のこれまでの都市構造と地域構成上の主要な課題は、大阪湾に面する既成市街地と六甲山系の背後に広がる西北神地域とをいかに結びつけるということと、いかにして秩序ある市街地の地域構成を図るかであったと言ってみよう。

神戸市の第2次以降の「総計」の都市空間計画では、都市構造が「拠点と軸」、地域構成が「生活圏」の計画的概念によって説明され、「（総合）基本計画図」として図面表示されてきた。以下では、第4次計画までの、都市構造の空間的構成とその考え方を簡単に振り返ってみよう⁸⁾。

(1) 1次～4次計画における都市構造と地域構成

1) 拠点と軸構成

都市の「拠点」については、第1次計画での1都心（三宮・元町）と2副都心（六甲、大橋・板宿）の「振子型都心構成」を基本として、第2次・第3次では、「多核心都市建設」のための中心核の構成として、従来からの都心、副都心に加えて、「衛星都心」（第2次では二郎、西神NTの2つ、第3次では海上都市、西神NT、北神NTの3つ）、「生活都心」（住吉、湊川、須磨、垂水、須磨NT、鈴蘭台）が提案・設定された。第4次計画では、これら都心、副都心、衛星都心（第3次の3つに加えて鈴蘭台、垂水・舞子）、生活拠点、近隣中心の中心核が設定されるとともに、「多核ネットワーク都市」の実現を図るため都市構造全体として相互に補完し合う拠点として、既存都市核、憩いの都市核、新都心核からなる12の「都市核」が新たに提案・付加されている。ただ、この第4次の「都市核」は、「複数の核の集合体（中心核や都市機能群）であり複数の軸が結集する」ものであり、いわば都市構造の結節的機能に着目した地理的単位としての「拠点」と理解されよう。

一般に都市構造における「軸」は、都市発展の計画的で秩序ある誘導を図るため、①道路や鉄軌道など都市基盤のもつ構造的性、②拠点や地域間の相互関係を強める連携性、③地域の成長拡大の方向性、といった複合的な特質を有する計画的な概念と考えられる。神戸市の「総計」に「軸」の概念がはじめて登場したのは、第2次計画以降のことであるが、同計画では既成市街地域の構成の基本として、「三層構造と軸構成」が提案されている。この三層構造については、第1次計画においてすでに設定されていたものであるが、既成市

街地の南から北へ、臨海部（港湾・工業地帯）、中間（住・商・工複合地帯）、山手（住居地帯）による地帯別の機能構成を図るものとしている。軸については、「都市施設や生活施設を結びつけて、三層間に有機的な結合をつくり出すとともに、生活圏を区分し、都市空間を秩序づける」とし、都市軸（中央都市軸、東部都市軸、西部都市軸）、生活文化軸、河川沿緑地軸が具体的に設定されている。

第4次計画では、「多核的な都市構造を実現するため、国土軸（広域幹線道路軸）との連携を図りながら交通施設及び広域的都市施設の整備を進める」ものとして、都市軸の設定を都市全体に展開させている。具体的な都市軸としては、①中央都市軸（国際情報文化軸）、②東部都市軸（研究・流通軸）、西部都市軸（住宅・先端産業軸）、神戸都市軸、湾岸都市軸（産業・流通軸）、六甲都市軸（観光・レクリエーション軸）が設定された。

2) 生活圏の構成

これまでの神戸市の都市空間計画においては、地域構成とりわけ市街地構成については、先述した「三層構造」のような地形や立地と土地利用からのゾーニング（地帯構成）に加えて、「生活圏の構成」による計画論が早くから展開されてきた。

まず、第1次計画では、「近隣住区計画」の計画手法が神戸的な理想形として提案されたのをはじめとして、第2次と第3次計画では、神戸都市圏－地域－ブロック－行政区－まち住区－近隣住区からなる段階構成が設定された。

このうち「まち住区」は、近隣住区と行政区の中間的規模の広がりもつ地域単位として設定され、その役割として、市民発想と市民参加、生活文化環境の設計、事業の統合化があげられ、特に第3次計画においては、「ま

ち住区構想」による地域特性を活かしたまちづくりの推進を都市空間計画の中心に位置づけられた。

第4次計画では、①広域生活圏（1時間交通圏）、②中域生活圏（既存市街地、海上都市地域、西神・北神地域）、③生活文化圏（行政区と近隣生活圏の中間）、④近隣生活圏（概ね小学校区を中心とする圏域）の4つの生活圏による構成が提案され、この生活圏の構成に対応して、先に紹介した中心核が設定された。また、安全都市の形成の観点からは、近隣生活圏、生活文化圏、区生活圏に応じて役割分担をする「防災生活圏」の設定も行われた。

(2) 第5次計画と都市マスにおける都市構造と地域構成

それでは、今回の「第5次計画」と「都市マス」における都市構造と地域構成はどのように考えられたのであろうか。

人口減少・超高齢化の進行をはじめとする都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するなかで策定された今回の両計画では、すでに述べたように「成長期の計画」から「成熟期の計画」への転換をその基調としている。そのことは、「都市マス」において都市計画の役割の転換を「構築から再編へ」と端的に表現され、「これからの都市計画は、新たな都市空間を構築するのではなく、現在の都市空間の質を高め、マネジメントすることで「都市空間を再編」していく役割へと転換していくことが求められています」としている。

当然のことながら、両計画の都市構造と地域構成についての考え方は共通しているが、ここでは、「神戸づくりの指針」を基本としながら、都市計画的観点から検討の加えられた「都市マス」の記述で補完しつつ整理して

みたい。

都市マスでは、将来の都市空間を支える都市構造⁹⁾を、①都市機能がコンパクトにまとまった都市構造、②神戸の重要な産業を支える都市構造、③神戸の魅力を創造するエリアや拠点を戦略的に配置した都市構造、④海や山などの豊かな自然環境と共生した都市構造、⑤陸・海・空の総合的な交通ネットワークが効率よく機能する都市構造、の5つの視点で整理している。その上で、都市構造と地域構成の計画対象を、ゾーン、エリア・拠点、交通ネットワークの3つに基本区分して計画を展開している（第3章第4節）。

まず、土地利用の観点から、「まちのゾーン」、「田園のゾーン」、「みどりのゾーン」に大別して、豊かな自然環境と様々な都市機能が調和するまちづくりを進めることを基本としている。「都市マス」では、このうち「まちのゾーン」が、住宅地、複合機能地、高度商業・業務地、工業・流通業務地に土地利用区分されている。

このゾーンうち、特に機能強化を図る「エリア・拠点」の設定が重層的に行われており、産業・港湾物流エリアとして、「臨海産業エリア」、「内陸新産業エリア」、「知識創造エリア」、「港湾物流エリア」の4タイプに区分されている。

交流・融合の空間としては、「都心域」と「地域拠点・連携拠点」を設定している。都心域は、既存市街地に一定の広がりをもって設定され、そこに集積する住宅、商業・業務、工業、文化・教育・観光などのさまざまな複合化による機能強化を図ることとしている。この都心域の中に、都心核、都心拠点、市街地整備の先導エリアを位置づけているが、さらに、この都心域に含まれない地域での都市活動と文化活動を支える拠点としての「地域拠点」(六甲アイランド、鈴蘭台、名谷、

学園都市、垂水、舞子）、隣接市など広域を対象としてターミナル機能などの強化を図る「連携拠点」（岡場、西神中央）を設けている。

「都市マス」では、この他に自然環境・憩いの空間として、シンボルエリア（緑・海辺）、憩いの拠点、河川が設定され、特に、既成市街地のシンボルとなる河川や街路を、防災、環境、景観、風の道などの多様な機能をあわせもつ「環境形成帯」としている。

交通ネットワークについては、公共交通を中心とした計画となっており、「指針」においては、「特に、都心域においては、交通利便性や回遊性を高めるため、基幹交通軸、山麓交通軸、ウオーターフロント交通軸等からなる公共交通ネットワークを形成します」と強調されている。

いずれにせよ、今回の計画における都市構造や地域構成では、これまでの都市成長・開発誘導イメージの強い都市軸構成と階層的な中心核の配置によって都市空間を構造化する計画論とはかなり違った方向づけがなされたように思われる。都市空間計画の「（構造）構築型から（環境）形成型」への転換とも言えるが、そのことこそ「デザイン都市」の目標とするものでもあろう。

4. 都市空間計画の計画課題への接近

さて、今回の「総計」における都市空間計画とその部門別計画としての都市マスでは、都市空間をめぐる計画課題にどのように接近されたのであろうか。

筆者は、今回の計画策定に先立って、都市空間計画にかかわる神戸づくりの論点について考察したことがある¹⁰⁾。その際、これからの社会的潮流と大きくかかわる計画課題として取り上げたのは、①土地利用マネジメント、②低炭素環境都市づくり、③自律的な地

域管理・運営（エリアマネジメント）、④創造都市に向けた空間政策、の4点であった。今回の計画策定過程でも、これら計画課題についてさまざまな観点から検討されたが、最終的な計画書ではどのように反映されたかを中心にまとめてみよう。

(1) 土地利用マネジメント

今後、大都市地域においても人口減少・高齢化が進行するなかで、外延の拡大を伴う市街化圧力も沈静化に向かうものと考えられる。それと同時に、市街地にあっても、都市基盤の脆弱で生活利便性の低い老朽木造密集市街地、高度成長期に無秩序に形成されたスプロール住宅地、あるいは比較的早い時期に開発されたいわゆるオールド・ニュータウンなどでは、居住放棄による空き家や空地（放棄宅地）も発生しつつある。さらに、周縁部の市街化調整区域の既存集落では、人口減と高齢化による集落環境や農地や里山の維持形成が困難になることも予想されている。一方では、生活利便性の高い都心域などでの周辺地域と著しく調和を欠く高層マンションの乱立などの課題がある。

自然緑地環境についても、低炭素社会の実現に向けて、自然環境の保全、土砂災害の防止、良好な都市景観形成の観点から、これまで以上にその重要性が増している。

こうした土地利用上としての計画課題について、「指針」（第5部第2章「地域特性を活かした土地利用を図る」）においても同様な認識が示され、先の、まちのゾーン、田園のゾーン、みどりのゾーン、の3ゾーンごとに「めざす姿」と「ともに進める取り組み」が整理されている。さらに、「都市マス」では、「都市計画の方針」¹¹⁾の「土地利用」（第4章第1節）において、基本方針とともに施策の方針が示されている。

さらに、計画の実現にむけて、「3つの重点的な取り組みの方針」¹²⁾の1つとして「土地利用誘導方針」を策定し、今回同時に発表された。その基本方針では、「3つのゾーンの枠組みのもと、原則として住宅地開発等による市街化区域の拡大を抑制し、既存の地域資源を有効に活用した機能的な都市の形成を、これまで以上に推進」していくことが表明され、それに基づいた「運用方針」が、図面表示（「土地利用方針図」）を伴って公表された。その上で、この方針の具体化については、社会経済情勢の変化に対応した区域区分（線引き）や用途地域の見直しとともに、地域特性に応じた住環境の保全のための「高度地区」の制度拡充、都心部の商業・業務機能の集積強化や複合機能地での秩序ある土地利用のための「特別用途地区」など、効果的な土地利用計画制度の積極的活用による取り組みがあげられている。

(2) 低炭素社会

今回の計画策定の背景として両計画が指摘するこれからの社会的潮流の一つ「地球温暖化防止への取り組み」は、具体的に直接的に反映されるべき計画課題でもある。その基本となるのは、ストック型都市構造への転換であり、これまでのスクラップ・アンド・ビルドの開発方式から脱却して、既存ストックを活用した効率的エネルギー循環システムを備えた幅広い都市再生の取り組み¹³⁾を必要とする。とりわけ、環境技術・エネルギーシステムの開発・革新と循環型社会形成との統合的政策が期待されている。

「指針」でも、第4部（安全を高め未来につなぐ）の第3章を「低炭素社会を実現する」とし、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちをめざして、①都市構造の低炭素化に向けた取り組み、②エネルギーの効率的利

用によるまちづくり、③低炭素社会に貢献するエネルギー分野などの産業振興の推進と、3Rなどの循環型社会の実現に向けた取り組みの推進を「めざす姿」としてあげている。このうち、都市空間計画と密接に関係する①の都市構造の形成について、同指針では、コンパクトな都市機能の配置、交通環境の形成、環境に配慮した物流の推進、自然環境の保全・育成、などについての具体的施策化（ともに進める取り組み）を表明している。

これを受けた「都市マス」では、第4章（都市計画の方針）の第4節「環境共生（緑・水・エネルギー）」において、施策の方針として①環境負荷の少ない都市構造の推進（土地利用と交通環境の連携、公共交通を中心とした総合的な交通環境、環境に配慮した物流、環境負荷の少ない都市施設の配置）、②良好な緑地環境や水環境の保全・育成と風の道の形成（都市の骨格を形成する緑地の保全・育成、農地・ため池・里山の保全・活用、持続可能で健全な水環境の形成、生物多様性の保全など自然共生社会の実現、「風の道」の機能をもつ環境形成帯の形成、市街地における公園・緑地の保全・育成、協働による水と緑の保全・活用）、③エネルギーを効率的に利用する空間づくり（エネルギー消費の削減と利用効率の向上、未利用エネルギーの活用）の3分野について、「環境共生方針図」の図面表示とあわせて計画・提案がなされた。

このうち、夏のヒートアイランド現象などの都市気候対策として、海や山からの冷涼な空気の通り道となる「風の道」を既成市街地の主要な河川や街路沿いに設定し、防災、環境、景観などの機能を合わせもたせた「環境形成帯」として位置づけようとする計画提案は、神戸固有の都市基盤を環境資源として利活用を図るものとも言えよう。

(3) エリアマネジメント

今回の計画策定と施策立案において基本姿勢としているのは、「協働と参画のまちづくり」のさらなる展開である。震災とその復興過程における教訓を踏まえてその重要性が市民と行政がともに共有することとなった「まちづくり精神」と言ってもよかろう。そのなかで、地域コミュニティが「地域力」を高め、地域を自律的に管理・運営（エリアマネジメント）することの必要性が指摘されている。

「指針」の第6部（「神戸づくり」にともに取り組む）の第3章「みんなで「わがまち」を育む」のなかの「めざす姿」において、「地域のさまざまな活動主体がゆるやかな連携（横断的・開放的なネットワーク）を行い、そうした連携組織などが地域を代表して市と対等な関係を築き、総合的・自律的な地域運営（エリアマネジメント）を展開する姿をめざします」としている。さらに、第4章「地域の特色ある環境をともに育む」では、密集市街地の再生、ニュータウンのオールタウン化への対応、田園地域の活性化という具体的地域課題への対応においても、エリアマネジメントを基本とする取り組みが示されている。

一方の「都市マス」でも、その実現のための取り組みとして「協働と参画によるわがまち空間づくりの推進」を提唱している。これまでの他都市の都市マスにおいては、全体構想（全市対象）と地域別構想（行政単位などによって地域区分）の2層制の計画構成がとられることが多かったが、地域別構想の計画内容が全体構想の内容を踏襲して地域別に切り分けたに過ぎず、地域の合意形成についての有効性や実効性が問われてきた。そこで今回の計画では、住民が日常生活においてわがまちと認識できる身近な範囲の都市空間を

「わがまち空間」として、そこでの協働と参画のまちづくりを通じて「わがまち空間づくり」を推進することとしている。

したがって、従来のように当初から全市一律な計画策定を行うのではなく、地域の特性とそこでのまちづくりの進展にあわせた計画づくりとそれに基づいた具体化に取り組むもので、いわばルーズリーフ方式、あるいはバインダー方式によって「わがまち空間計画」が都市マスに順次反映され構成となっている。具体的には、地域（住民・事業者等）によるまちづくり協議会方式により、①地域の魅力・課題の共有、②まちづくり提案として「わがまち空間構想」の作成、③わがまち空間づくりの推進、というプロセスが想定されており、それぞれの段階に応じて行政との連携、専門家（コンサルタント・アドバイザー）によるまちづくり活動支援を行うものとされている。

こうした地域主体によるまちづくりの推進自体が、まさしくエリアマネジメントの実践であり、その計画づくりを通じて地域活動組織（まちづくり協議会など）の社会的包容力（ソーシャルキャピタル）と自立的経営力に支えられた「エリアマネジメント力」の醸成も可能となろう¹⁴⁾。

(4) 創造都市（デザイン都市）

神戸市では、これまでも「ファッション都市」や「アーバンリゾート都市」などの都市像とそれに基づく戦略的な都市政策が推進されてきた。先に触れたように「指針」では、これからの神戸の都市像として、「創造都市（デザイン都市）の実現」が掲げられている。この「デザイン」は、単に文化ジャンルとしてのそれではなく、広く、生活、産業、空間といったさまざまな領域を包括するもので、それぞれの関係性を強化することに

より創造性を高める役割をもつものである¹⁵⁾。

その代表的な施策分野が「都市デザイン」であるが、「指針」の第4部2章（まちの美しさと魅力を守り高める）では、①水と緑など自然環境を活かしたまちづくり、②生物多様性の保全など自然共生社会の実現、③神戸固有の多様で特色あるまちなみ、④美しさや魅力を向上させる取り組み、の4つの基本施策（ともに進める取り組み）としてあげている。「都市マス」においては、都市計画の方針の1つの柱として「都市デザイン」をあげ、①港や六甲山からの眺望景観、神戸らしい特徴的なまちなみ・夜間景観・農村景観、公共空間や建築物等のデザイン向上、歴史的建築物などの保存活用、屋外広告物の規制・誘導による景観形成、②「港都神戸」を創出する都心・ウォーターフロントなどの魅力向上、③ユニバーサルデザインの空間づくり、④地域における景観まちづくり、まちの美緑化の推進、生活文化活動の推進、などの施策展開を提案している。

ところで、新たな都市戦略としての「デザイン都市」によって都市の創造力と発信力を高めるためには、個々の施策レベルでの連携を図るだけでなく、神戸のまちのもつ「場所の力」（資源）に着目した総合的かつ集約的な施策展開が求められる。「指針」の第7部（「世界の中での神戸」を確立する）において、「にぎわいと活力をもたらすリーディングエリア」を形成する」（第2章）でとりあげられた、①都心・ウォーターフロント（世界に誇れる『港都神戸』¹⁶⁾）、②ポートアイランド（世界に開かれた未来志向型都市）、③兵庫運河周辺（世界に貢献するものづくりのまち）は、いずれもそうした新しい創造的まちづくり「協創」¹⁷⁾への挑戦とも言えよう。

5. おわりに

都市空間計画の計画課題は、決して上述したものに代表されるものではない。紙幅が限られているため詳述は避けるが、道路・公園をはじめとする都市施設整備や住宅・市街地整備など、土地利用とともに当然に取り上げられるべき都市計画に固有の計画課題があり、今回の計画では、これらについても従来の考え方や方針の見直しや転換が図られた。

たとえば、都市基盤施設については、そのライフサイクルを通じて、総合的に企画・管理し、活用するといういわゆるファシリティマネジメントの観点が導入され、「指針」の第4部（安全を高め未来につなぐ）の第1章（まちの安全を確保する）において、「都市基盤施設を最大限活用し、適正な維持管理や機能強化を進めるとともに、今後の施設の老朽化に対応して予防保全的な管理など戦略的な管理を維持し、都市基盤施設の長寿命化などを進めます」としている。また、都市内道路については、「地域のくらしを支え、時代の変化に対応した整備」（「指針」第5部第3章）とされ、「都市マス」の重点施策「都市計画道路整備方針」においては、都市計画道路の未着手区間を中心に見直しを進め、主要幹線道路以外の「生活幹線道路」については、法定の都市計画を一旦廃止して、地域まちづくりの課題改善のために幹線道路の整備が必要であるとの合意形成が図られた場合にあらためて「生活幹線道路」として位置づけ、都市計画の手続と整備をするものとしている。

住宅・市街地整備については、「密集市街地の再生」が、「指針」と「都市マス」のいずれにおいても重要な計画課題として位置づけられている。「都市マス」の重点施策として作成された「密集市街地の再生方針」方針では、神戸の実情に応じた密集市街地の評価

指標（「延焼危険性」と「避難・消火の困難性」）を新たに定めて対象地域を明らかにした上で、特に、大火の恐れがある町丁目が連坦し、広範に延焼が拡大する恐れのある市街地を「密集市街地再生優先地区」とし、目標年次（2025年）までに広範に延焼が拡大する危険性の解消を目指す、として、早期・確実に再生するための新たな仕組みづくり¹⁸⁾も提案されている。

「指針」の「くらしをまもる」の1つの柱には、「安全で豊かな住まいづくり」（第2部第2章，②）があげられているが、「住まいは市民の安心で豊かな生活にとって不可欠な基盤である」の基本的認識のもとに、このたび「神戸市住生活基本計画」¹⁹⁾が「基本計画」の部門別計画として新たに策定された。この計画では、先年制定された「住生活基本法」（平成18年6月）などでも示されている住宅セーフティネットの確保、健全な住宅市場の整備などによる住生活の質の向上を図るとともに、「住環境の多様性等神戸が持っている優位性をより高めることで、さらに神戸が「住みたい・住み続けた街」となるよう取り組む」としている。

いずれにせよ、少子・超高齢化、社会・経済のグローバル化、地球温暖化などの進行するなかで、「総計」や「都市マス」には、いかにして都市や地域の価値を再構築し、新たな発展の段階へと導くかが問われている。しかし、神戸の直面する諸課題はまことに多岐にわたり、加えて厳しい行財政と国と地方の行政システムの変化が予想される状況下での計画策定は極めて困難であったこと言わざるを得ない。

都市の成長時代の「総計」が、長期構想として「夢」を描くことでその役割を果たし得ていたのに対して、現代の計画には、社会・経済情勢の激しい変化に対応できる機動性と

柔軟性ととも、施策自体の即効性と効率性がより強く求められている。今回の計画は、そうした要請に応えるための施策の重点化に基づく中期計画（「2015ビジョン」）を柱として、目標・スケジュールの明確化と進行管理を行う実務型、実践型の計画になったと言える。しかし同時に、「計画の堅実な実行」だけではなく、常に長期的展望と大胆な発想・構想力を大切にして、計画自体のブラッシュアップを図ることも今後期待したい。

注

- 1) この計画では、戦後の経済復興から高度経済成長期への移行による急激な都市化の進展に対応するため、市街地の背後に連なる六甲山系の保全と開発、さらに背後地（西北地域）と連携のあり方と土地利用などの方向性を定めたものとなっているが、この計画の存在自体があまり知られることなく、第1次計画（1965年）に引き継がれることとなった。
- 2) 第1次計画では、基本構想と基本計画の区分はなく、目標年次を「昭和41年から30年後の昭和70年とする」とし、計画人口を180万人～200万人と想定している。
- 3) 神戸市の総合基本計画の系譜については、本号の特別論文（本荘雄一）54頁～70頁に詳しい。また、都市計画法制定後の神戸の都市づくりと神戸市の総合基本計画の都市空間計画の構成と内容については、拙稿（安田丑作，2000）：「21世紀の神戸の都市空間像構築に向けて－マスタープラン策定の経緯と都市空間計画の系譜から－」、『都市政策』第100号，72～86頁。）を参照。
- 4) この法改正の第1の特色は、「開発中心主義からの転換」で、成熟社会型の計画とするため、計画の対象事項を見直すとともに、国土形成計画の基本理念の中においても「特性に応じて自立的に発展する地域社会」、「国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会」、「安全が確保された国民生活」、「地球環境の保全にも寄与する豊かな環境」といった言葉が示され、法律や計画の名称から「開発」の文字が消えたことはその象徴と言える。第2の特色は、「国と地方の協働によるビジョンづくり」である。全国計画の他に、ブロック（例えば東北、九州など）単位の地方ごとに、国と都府県等が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して作成する広域地方計画を創設して二層の構成としている。
- 5) 「神戸市次期基本計画のあり方懇話会」（平成20年）、

- 「総合基本計画審議会」およびその都市空間部会（平成21・22年度）、「都市計画マスタープラン研究会」（平成21・22年度）
- 6) この総括検証では、震災と復興過程における教訓を踏まえ、人の力、地域の力を基盤とする「協働と参画のまちづくり」を基本姿勢として位置づけるとともに、「安全・安心」「健康」「交流・融合」をこれからの神戸づくりの重要キーワードとすることが提案された。
- 7) 「神戸2010ビジョン検証委員会報告書」（2010年9月）では、それまでの検証・評価制度を総括して、そのメリットを整理するとともに、進行管理手法としての課題を抽出している。現行制度の課題として、①総合評価方式における評価結果の曖昧性、②評価対象とする施策の範囲の粗密、③成果指標（チャレンジ指標）の取り扱い、④部門別計画との重複、⑤検証・評価における過重な事務負担、⑥評価結果の周知・共有、⑦施策評価と予算、行財政改革等との連携、があげられている。
- 8) 第1次から第4次までの総合基本計画における都市空間計画の計画内容の変遷と、神戸の都市構造と市街地構成の特色については、前掲拙稿（2000）を参照。
- 9) 「都市マス」では、都市構造を「神戸全体の都市空間の骨組みとなる土地利用や自然環境、交通ネットワークのこと」と定義している。
- 10) 拙稿（安田丑作（2009）：「転換期を迎えた都市の空間計画と政策」、『都市政策』第134号、11～22頁）
- 11) 「都市計画の方針」（第4章）には、土地利用、都市交通、市街地・住環境整備、環境共生（緑・水・エネルギー）、都市の安全・安心、都市デザイン、の6分野について記述されている。
- 12) 都市マスの実現に向けて取り組む重点施策として、土地利用規制・誘導方針、都市計画道路の見直し、密集市街地の再生方針の3方針を策定することとしている。（第5章第1節）
- 13) 前掲拙稿（2009）では、そのアプローチとして、高効率交通システム、下水道汚泥高度利用、低炭素化に貢献する産業クラスターの構築、次世代型産業・地域エネルギーシステム、モーダルシフトと資源の地産地消、低炭素産業技術・サービスの開発、低炭素社会づくりの環境学習などを例示した（15頁）。
- 14) （財）神戸都市問題研究所では、平成21年度と22年度の2ヵ年にわたって、地域主体のまちづくりに関係する学識経験者、企業、NPO、市民団体、専門家からなる研究会（エリアマネジメント研究会、新しい公共の都市政策的展開に関する研究会）を組織して、エリアマネジメント力の概念規定と指標化、エリアマネジメントの可能性と施策化の課題について検討してきたが、筆者はその研究会の座長を務めた。
- 15) デザインに着目した都市戦略については、拙稿（安田丑作、2007）：「創造都市に向けた都市デザイン戦略－都市文化と都市景観に着目して－」、『都市政策』、第126号、11頁～19頁参照。
- 16) 都心・ウォーターフロント研究会の提言『「港都神戸」の創出－都心・ウォーターフロントのグランドデザインに向けて』（平成21年11月）を受けて、神戸市では平成22年度に「港都神戸」グランドデザイン検討委員会を設置して、都心・ウォーターフロントの将来構想（グランドデザイン）を検討しており、近く発表される予定である。筆者は、研究会座長と検討委員会委員長を務めた。
- 17) 「神戸づくりの指針」において最終目標とする理念で、「都市ぐるみで「ひと（人）」を「たから（財）」と捉え、多様な「人財」が集い・交わり・活きるまちづくりを進めるとともに、それら「人財」のきずなを深めながら協働と参画をさらに発展的に推進し、新たな豊かさを創造していく姿」を「協創」と呼んでいる。
- 18) 「密集市街地再生優先地区」など緊急性の高い地区において、建物の不燃化・耐震化や身近な生活道路の拡幅整備の早期・確実な実施に行政として積極的に取り組むため、「密集市街地再生条例」（仮称）の制定を検討するとしている。
- 19) 「神戸市住宅基本計画」（平成13年2月）の後継計画で、住生活を取り巻く新たな情勢の変化に対応した住まい・住み方に関する施策の展開により、市民の安心で豊かな生活を実現することを目的としている。計画期間は、2011年度～2020年度の10年間。

神戸2015ビジョンの政策形成にあたって

—くらしを守る視点から—

関西大学社会学部教授 松原一郎

I. はじめに

当稿においては、まず「2015ビジョン」の概要を示し、その基本的な考え方を記述する。

そして、このビジョン形成に直接的に影響を与えた「神戸づくりの指針」および「ビジョン2010」の検証結果についても両者にかかわった立場から触れておく。最後に「2015ビジョン」の構成と内容について論及する。ただし、これら3点の文書は膨大な行政分野と事業内容をカバーするので、〈くらしを守る〉というテーマに絞ったうえでの記述と論考になることを断っておきたい。

II. 「2015ビジョン」の概要

第5次神戸市基本計画は、「神戸づくりの指針」、「神戸2015ビジョン」、「各区計画」の3つの計画から構成される。「神戸づくりの指針」は、「新・神戸市基本構想」に描かれた都市像の実現をめざし、構想の目標年次である2025年に向けたまちづくりの基本的な考え方を示すものとして策定されたものであり、神戸づくりの長期的な方向性を示す指針

である。そして、「神戸2015ビジョン」は、「神戸づくりの指針」を受け、2011年度から2015年度までの5年間で取り組む市の施策のうち、社会経済情勢をふまえ、今までにない新しい取り組みや、これまで以上に拡充する取り組みを中心とした具体的な実行計画として策定したものである。

「神戸づくりの指針」では、現在のわたしたちを取り巻く様々な社会経済情勢のうち、2011～2025年度の計画期間において、特に将来のまちづくりに大きくかかわってくる社会潮流として、次の4つを挙げた。

- ① 少子・超高齢化の進行
- ② グローバル化する社会・経済
- ③ 地球温暖化防止への取り組み
- ④ 地域主権改革の取り組みと指定都市の課題

これらのうち「神戸2015ビジョン」の計画期間である今後5年間（2011～2015年度）においては、市民生活へのより直接的な影響という観点からは、特に「①少子・超高齢化の進行」、「②グローバル化する社会・経済」の影響が極めて大きいものと思われる。

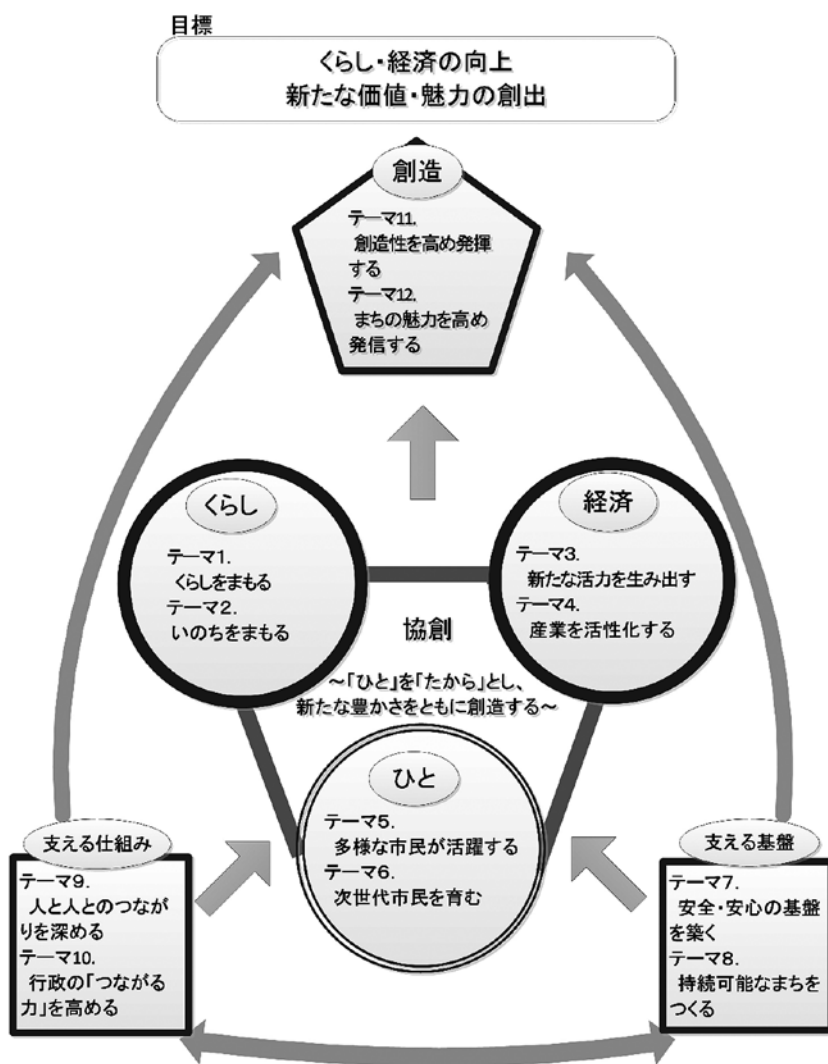
少子・超高齢化に関しては、震災による減少時を除くと今後5年間は、初めて市内人口が減少に転じることが予想される転換期にあたる。生産活動の主たる担い手である生産年齢人口が減少し、高齢者層が増加するという人口構造の変化は、地域の生産・消費活動の停滞や医療・介護費の負担増など、まちの活性化や本市財政に少なからず影響を与えることが予想される。

こうした状況下で神戸の活力を維持・向上するためには、都市の魅力を高め産業を活性化する取り組みや、子育てしやすい環境の整備などを総合的に行うことで、人口の社会

的・自然的増加を促す必要がある。

また、世帯人員の減少・家族機能の変容、地域社会のつながりの希薄化なども大きな課題であり、多世代家族などの応援や地域コミュニティの活性化など、家族や地域の課題を克服するための取り組みを行っていく必要があると考えた。

経済の面でも、グローバル化が急速に進む中、中国をはじめとする新興国の急激な台頭により、世界経済の構図は大きく変化しつつある。さらに、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融危機やギリシャなど欧州諸国の財政問題など、日本経済を取り巻く国



全体概念図

際的な環境は不安定さを増しており、市民生活がこれからも様々な課題に直面することが懸念される。また、グローバル化による世界的な価格競争は、企業業績の悪化を招いている面などもあり、雇用の削減・縮小による失業の発生や、労働の対価である賃金が、世界的な規模で低い水準に収れんするなどの事態につながっている。

これからの神戸づくりにおいては、雇用問題・貧困問題などの不安を解消する取り組みを進めるとともに、グローバル化によって活発になった人・物・資金・情報の世界的な動きをチャンスととらえて多様な人材を集積するなど、神戸の経済の活性化とくらしの安定化につなげていく取り組みを進める必要があると結論づけた。

こうした背景をふまえ、「神戸2015ビジョン」では、市民の生活が不安定に陥ることのないように、「くらし・経済の向上」とそして神戸の発展のため「新たな価値・魅力の創出」の2つを最も優先する目標として掲げることにした。

Ⅲ. 「神戸づくりの指針」からの方向性

指針を形成するにあたって、市民をはじめ各界の衆知を集め情報収集と意見集約にあたった。その際、神戸市民の社会像の原点として、「神戸市民の福祉をまもる条例」（1977年）に依拠することとした。

市ではこの条例の下、福祉のあるべき姿を「市民福祉」としてとらえて、すべての市民の生活の基礎的な条件を市民・事業者との協働により、安定して確保する取り組みを進めてきた。こうした歩みをふまえ、市民、事業者、NPOや社会的企業（社会的課題をビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする事業体）、行政などすべての主体

がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働と参画による支えあいの取り組みを進めることが不可欠だと考えた。

くらしの基盤を支えているのは経済であり、雇用を確保し、市民のくらしを守るためには、神戸の経済をこれまで以上に発展させていくことが必要である。そのためには、農漁業や商業、サービス業や社会的企業などくらしに身近な産業を一層活性化させること、また、神戸の強みを活かし、ものづくりを核にサービスなどソフトの要素も加えた産業の高付加価値化を図ることで、国内外への販路を確保・拡大することが求められる。さらに、観光やコンベンションにより国内外から多くの人が集うことや、多くの成長企業が集積して雇用の場を創出するとともに、新たな価値を次々に生み出していくことで、世界への発信力を高め、かつ市民のくらしの将来にわたっての安定につなげていくことをめざそうと結論づけた。

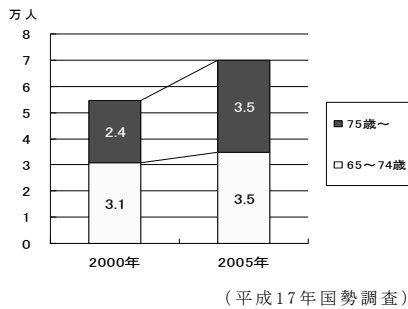
ここでは、〈くらしをまもる〉の下位項目である、「1.ともに支えあう社会をつくる」、および「2.安心なくらしをまもる」に関して、現状と課題、めざす姿・ともに進める取り組みについて記述・引用しておきたい。

くらしをまもる

1 ともに支えあう社会をつくる

（1）現状と課題

急速な超高齢化に伴い、見守りや医療及び介護等を要する高齢者がますます増加することが予想される。地域の中では、家族機能の変容や、支援活動等を担う人材の不足等の課題が生じ、地域によっては住民による見守り活動など日常的な福祉活動が困難になることも懸念される。また、福祉・介護の現場では、報酬面も含めた労働環境の問題もあり、人材がなかなか定着せず人手不足になってい



市内のひとりぐらしの高齢者の増加

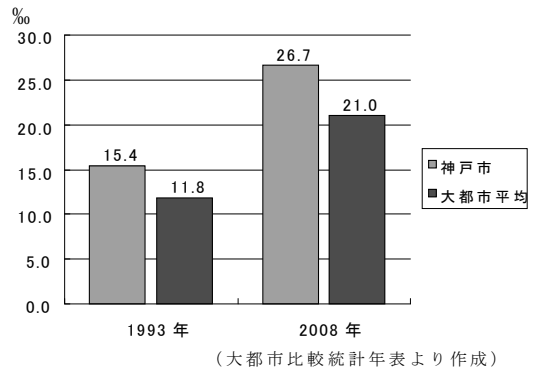
るという問題もある。このように超高齢社会への対応は、今後の神戸を考えるうえで非常に大きな課題になっている。

増加傾向にある障がい者に対する医療面・福祉面等からのケアの充実や、障がい者の地域での活動や就労機会が適切に確保されることは、障がい者が自立した生活を営むとともに社会に参画することで能力を発揮し生きがいをもって生活するためにも、とても大切なことと認識した。そのためには、周囲の理解促進、社会的企業等も含めた事業者による就労機会の提供等が大きな役割を果たす。また、震災を原因とした障がい者の現状やニーズの把握、適切な対応も重要な課題である。

子育て上の悩みを持つ親、ひとり親家庭や発達障がい児・者、うつ傾向やアルコール依存等の心の問題を抱える人、昨今の厳しい経済状況から失業など経済的に困窮している人、コミュニケーション上の問題を抱えている外国人など、様々な課題に直面している人々への支援も大きな課題となっている。

(2) めざす姿

協働による市民福祉の充実に一貫して取り組んできた歩みをふまえ、これからも生活し



生活保護を受ける人の比率の増加（人口1,000人あたり）

ていくうえで様々な課題を抱えている、支援を要するすべての人*が、いつまでも家庭や住み慣れた地域などの中で、それぞれの人の特性等に応じた形で社会に貢献して周囲から必要とされ、一人ひとりが持てる力を十分に発揮して尊厳をもって健やかに安心してくらせる社会をめざす。

そのために、家族の機能を支えるとともに、市民や事業者、地域の医療関係者等、NPO、社会的企業などが主体となって、身近な地域コミュニティにおける日頃からの見守り、支えあいや、就業場所の提供等を進める。市は、こうした市民・事業者による支えあいを支援するとともに、支援を要する人が介護・福祉・保健・医療・教育などの必要なサービスを楽しむことができるよう、必要な施策を講じる。このような取り組みを通じて、あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）をめざす。

(3) とともに進める取り組み

① 支援の仕組みの一層の充実を図る

ア 支援を要するすべての人に対して、総合的・専門的かつ継続的な対応を行うため、保健・医療・福祉及び雇用や住宅等

*支援を要する人：ここでは健康等に不安のある高齢者や障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい及び発達障がい等）、難病者、保護を要する児童、コミュニケーション上の課題等を抱えている外国人、経済的困窮状況にある人、犯罪・DV（配偶者などからの暴力）等の被害者など、支援を必要とするすべての人を指す。

の様々な分野を横断的に連携した取り組みや、拠点施設の活用、関係機関の連携を一層進める。

イ 支援を要する人についての正しい理解を普及するため、情報発信や教育を進める。

ウ 支援を要する人が福祉などのサービスを一層利用しやすくするため、身近な相談窓口におけるワンストップサービスの提供などの総合的な対応を図る。

エ 福祉などのサービスを担う事業者や社会福祉法人、NPO、社会的企業などの社会的認知度の向上やさらなる活性化を進める。

オ 意欲や能力のある高齢者などを含めた幅広い人材の積極的な活用や、報酬面も含めた仕事の魅力向上のための取り組みなどを通じて、福祉・介護現場で働く人材の育成、確保、定着を進める。

② 多様化するニーズへのきめ細かい対応を進める

ア 心身の健康に関する支援を要する人に対して、早期からの予防、救急体制、的確な治療、その後のケアの充実を進める。

イ 認知症の人が、地域で安心して暮らし続けるため、発症予防、早期発見・早期診断、相談体制の整備、医療・介護・見守りサービスの充実、本人とともに家族など介護者の支援、関係機関の相互の連携などの体系的な施策を充実する。

ウ 障がい者の多様なニーズに応じて、障害者相談員の活用や障がい者自身のピア・カウンセリング*等を含めた相談体制、地域生活を送るうえでの支援などのケアマネジメント体制を充実する。

エ 精神障がい者に対する救急医療・相談

助言などの対応の充実や、社会的自立の促進に向けた取り組みを進める。

オ 発達障がいについて関係機関が連携し、ライフステージに応じた一貫したサービスを提供できる支援体制の構築をさらに進める。

カ 子ども、高齢者、障がい者などの権利を擁護するため、財産の侵害防止や虐待防止などの取り組みを進める。

キ 貧困や失業などの問題を抱えた人に対する支援を、福祉、心身の健康、雇用、住宅など様々な施策の連携によって充実する。

※ピア・カウンセリング：障がいをもつ人同士など、同じ背景をもつ人たちが対等な立場で行うカウンセリングのこと。

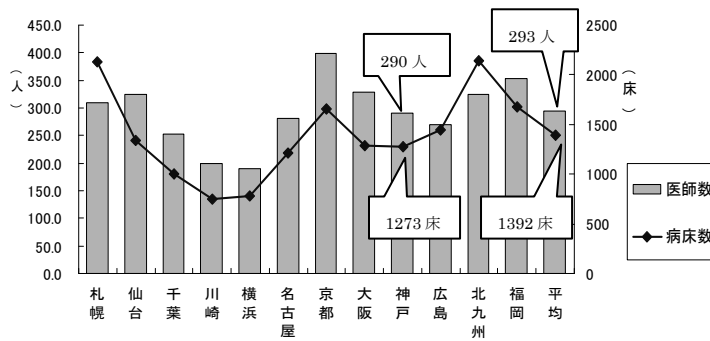
③ それぞれの人の地域活動や就労などを支える

ア 支援を要する人がそれぞれの能力を発揮して、施設や病院から地域生活へ移行し、地域での日常生活や自主的活動、就労などを通して、自立した尊厳ある生活を送ることを協働で支える。

イ 障がい者がそれぞれの特性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就労機会の提供に向けて、事業者への啓発、障がい者への相談・訓練・職業紹介等、ICTの活用による在宅就労やテレワークの促進、授産商品の開発や情報発信などの取り組みを進める。

④ 地域での支えあいを進める

ア 支援を要する人について、地域での一人ひとりの理解を深め、隣近所などのコミュニティでの日頃からの見守り・手助けなどの支えあいや、NPO、社会的企業などの新たなつながりによる支えあい



医師数・病床数の他都市比較（人口10万人あたり）

を進める。

イ 災害などの際の助けあいのため、支援を要する人についての情報の共有など支援体制の充実をめざす。

ウ 拠点施設の活用や、保健・福祉・医療などの関係者のネットワーク強化、ICTの活用などを通じて、地域と協働した見守り・支えあいを充実する。

2 安心なくらしをまもる

(1) 現状と課題

高齢化がますます進み、健康に不安を感じる市民が今後増えていくことが予想される中、介護予防などの日頃からの健康づくりや、市民の生命を守る医療体制の一層の充実が求められる。また、新たな感染症なども含めた健康危機管理対策、食品の安全・安心対策などの取り組みがますます大切さを増し、地域における支えあいも一層必要になっている。

住まいについても、少子・超高齢化の進行に伴う高齢者のみの世帯や、単独世帯、夫婦のみ世帯の増加など家族形態の多様化が進む中で、多世代家族などを含め家族のあり方に応じて安定した住生活を支援するための仕組みの充実が課題となっている。また、耐震強度偽装問題やシックハウスなど住まいの安全・安心や、ユニバーサルデザイン、低炭素

社会への対応など住まいに対する関心が高まっており、様々な面からの対応が求められている。

(2) めざす姿

市民が医療や健康に関する適切な情報を持ち、協働による日頃からの健康づくり、健康診査の受診促進等を積極的に行うことで、市民の健康が維持・増進され、安心してくらす社会をめざす。市は、そのために市民への適切な情報提供や、地域における医療機関の連携システムや新たな感染症等も含めた健康危機管理対策、食品の安全・安心対策などの整備を進める。

住まいは健康で文化的な市民生活に不可欠な基盤であり、災害に強く、環境にやさしく、ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心な住まいの実現をめざしたい。さらに、住宅確保要配慮者*の居住の安定の確保に努めるとともに、多世代家族などを含めライフスタイルやライフステージに応じた住まいの選択が可能な仕組みづくり等を通じて、様々な住まい手のニーズへの対応を行う。加えて、市民が住まいへの愛着と次世代に引き継ぐ意識をもち、豊かな自然環境や多様な文化、震災の経験などを背景とした神戸の住まいや住まい方の特徴を活かした快適な住環境の形成を志向し、市外の人々からも住みたい

まちとして選ばれる住環境の実現を図る。

※住宅確保要配慮者：ここでは高齢者・障がい者・外国人・子育て世帯や低所得者など、特に居住の安定の確保が必要とされる人々を指す。

(3) ともに進める取り組み

① 健康にくらすための環境づくりを進める

ア 新たな感染症などの発生や拡大を防止するなど健康危機管理の充実をめざす。

イ 小児救急医療などをはじめ、救急医療体制の充実をめざす。

ウ 三次救急を担う中央市民病院の救急医療・高度医療・急性期医療提供体制などの充実をめざす。

エ 病院や地域の診療所・歯科診療所・薬局などの役割分担や連携、消防機関との連携などを促進する。あわせて、地域医療機関などによる健康情報の発信や「かかりつけ」の推進など地域で患者の継続的な医療を支える体制の充実をめざす。

オ 「こころの健康」の問題に対応するための普及啓発や教育、相談対応、自殺対策のネットワーク強化などの対策の充実をめざす。

カ 医療・医薬品・食品などの安全・安心の確保のための衛生管理、コンプライアンス意識の向上や、有害化学物質などの適正な管理・処理などを進める。

キ 「自分たちの健康は自分たちで守る」という基本的考えのもと、市民が世代に応じて主体的に、運動をはじめとする生活習慣病予防や健康診査受診、食育、口腔保健推進などの健康づくりに取り組める環境づくりや、健康づくりに関する正しい情報の発信、地域で元気にくらすための支えあいなどを進める。

ク 神戸医療産業都市構想の成果やアスリートタウンづくりの実践などを活用し

て、市民の科学的な健康づくりや、市民や来訪者などが健康やスポーツなどを楽しむことのできるまちづくりをめざす「健康を楽しむまちづくり」の取り組みを進める。

② 安心して豊かな住まいづくりを進める

ア 住宅確保要配慮者が地域で安心して住み続けるため、公的賃貸住宅だけでなく民間賃貸住宅も含め、その役割や機能の充実を図る。加えて、住まいの情報提供や相談などの仕組みづくりとともに、見守りなどの福祉サービスの拠点づくりを進める。

イ ライフステージに応じたスムーズな住み替えや空家の活用、建て替え時期を迎えた住宅の更新など、ニーズにあった住宅に住まうことのできる仕組みづくりを進める。

ウ 住まいの耐震化等の取り組みを進めることで、地震や火災などの災害に強く、またユニバーサルデザインに対応した、すべての人にとって使いやすい、安全・安心して良質な住宅の確保をめざす。

エ 再生可能エネルギー^{*}の活用や省エネルギー、緑化などへの配慮や、点検・リフォームの促進などを通じた住宅の長寿命化など、低炭素社会に寄与する「環境にやさしい住宅」の確保をめざす。

オ 住まいについての情報発信や教育の推進、地域による住まいの環境を維持・管理するルールづくりや継続的な取り組みへの支援など、「大切に住まう・ともに住まう意識」の向上をめざす。

※再生可能エネルギー：石油・石炭などの化石燃料と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことができるエネルギーのこと。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力などを指す。

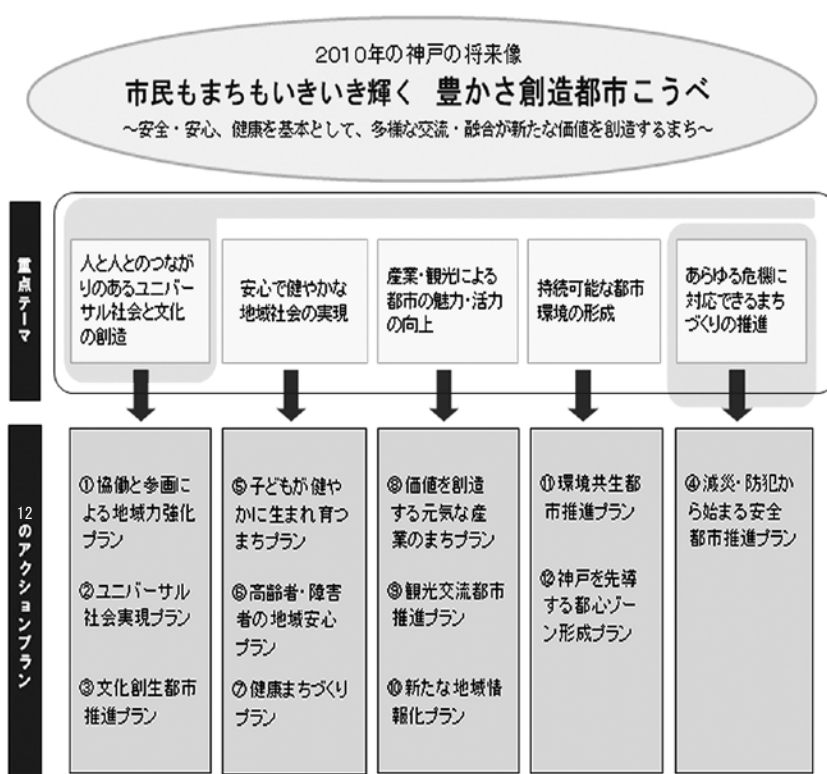
IV. 「神戸2010ビジョン検証・評価」より

「神戸2010ビジョン」は次の図に示す体系から成り立っており、それをPDC Aサイクルによって進行管理をはかりながら、計画の遂行の検証と重点テーマ（施策群）の政策を行った。その結果を、次世代の「神戸2015ビジョン」に継承・発展させようとした。

神戸市では、平成21年度に取り組んだ施策

○神戸2010ビジョンの体系図

神戸づくりの基本姿勢 「協働と参画のもとに、市民のくらしをまもる」



【目標達成状況】

目標達成状況		施策数									
		21年度評価		20年度評価		19年度評価		18年度評価		17年度評価	
目標達成に向けて順調	A	31	63%	16	33%	11	22%	7	14%	0	
〃 概ね順調	B	18	37%	33	67%	37	76%	40	82%	45	92%
〃 あまり順調に推移していない	C	0		0		1	2%	2	4%	4	8%
〃 不調	D	0		0		0		0		0	
合計		49	100%	49	100%	49	100%	49	100%	49	100%

【チャレンジ指標】

達成度評価	21年度 評価		前年度比較に よる数値増減		
			↗	→	↘
5 (達成率100%以上)	24	31%	14	7	3
4 (" 75%以上)	13	17%	9	2	2
3 (" 50%以上)	11	14%	6		5
2 (" 25%以上)	5	7%	2		3
1 (" 25%未満)	24	31%	4	4	16
合計	77	100%	35	13	29

20年度 評価		19年度 評価		18年度 評価		17年度 評価	
23	30%	14	17%	8	11%	7	9%
16	21%	18	22%	8	11%	1	1%
8	11%	11	14%	13	17%	10	12%
9	12%	15	19%	14	18%	16	20%
20	26%	23	28%	33	43%	46	58%
76	100%	81	100%	76	100%	80	100%

「神戸2010ビジョン検証委員会」…市が作成する神戸2010ビジョンの目標達成状況を外部の視点から検証及び助言等を行う委員会。市長の要請に基づき設置され、学識経験者8名で組織。

「目標達成状況」……………各施策の重点事業及びチャレンジ指標の状況をふまえ、目標年次（2010年）に向けて、施策が順調に進んでいるかを総合的に評価したものの。

「チャレンジ指標」……………アクションプランにおける各施策の成果を測るものさしとして、数値目標（2010年のともに目指そう値）を設定し、現時点の達成度を5段階で評価したものの。矢印は、前年度との数値増減。

では、達成度評価「3」「4」「5」があわせて6割を超えていた。

平成17年度以来、5年超にわたって市民とともに取り組みを進めてきた神戸2010ビジョンは、平成22年度をもって計画期間を終える。

そこで、神戸2010ビジョンで得られた成果や課題を計画終了後も生かしていくために現時点でこれまで取り組んできた内容をふりかえるとともに、目標達成の見込みを行い、今後の課題を抽出した。

（目標達成見込）

- 平成21年度検証・評価結果では、全49施策のうち6割以上がA評価（目標達成に向けて順調）となっており、C評価（目標達成に向けてあまり順調に推移していない）はゼロとなっている。
- 平成22年度末の目標達成見込みについ

ても検証・評価を実施した結果、神戸2010ビジョンの総仕上げに向けた取り組みにより、さらなる評価向上が見込まれている。

- 「豊かさ創造都市こうべ」の全体的な指標である「くらしの満足度」および「一人あたり市民所得」についても概ね順調に推移している。
- 市民の協働と参画による取り組みは、着実に実を結んでいる。また、神戸2010ビジョンの計画策定に携わった市民・実践者や学識経験者等をメンバーとする「新たなビジョン推進会議」が設置されており、協働と参画による先進的な実践事例として、神戸2010ビジョンの実現に資する活動をメンバー自らで主体的に取り組まれている。

これらのことから、平成17年6月より市民とともに取り組んできた神戸2010ビジョンは、

12のアクションプランごとの今後の課題 (一部のみ)

1. 協働と参画による地域力強化プラン

- ・地域活動支援制度の充実
- ・新たな地域づくりの担い手（社会的企業）の育成
- ・パートナーシップ協定締結の推進
- ・地域担当制の充実、強化

2. ユニバーサル社会実現プラン

- ・ユニバーサルデザイン（UD）のさらなる意識づくり
- ・民間事業者のUDへの取り組みに関する普及啓発
- ・市の事業等のUDの取り組みレベルの向上

5. 子どもが健やかに生まれ、育つまちプラン

- ・「命の大切さ」や「倫理観」などを子どもたちに伝えるための方法の検討と実践
- ・待機児童の解消、学童保育の充実
- ・妊娠・出産・育児期における母子保健の充実
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・家庭での子育て力・教育力の向上、地域での子育て支援事業の充実
- ・児童生徒の学力の向上

6. 高齢者・障害者の地域安心プラン

- ・協働による介護予防の取り組みの促進
- ・高齢者の生活ニーズに応じた身近なサービスの提供
- ・高齢者、障害者の社会参加の促進
- ・障害者の相談・支援体制の充実、障害者の一般就労の推進
- ・権利擁護制度の充実、市民後見人の養成

概ね達成される見込みと総括できた。

しかしながら、残された課題があることや新たな課題も出てきていることから、12のアクションプランごとに今後取り組んでいくべき課題を抽出したが、ここではくらしを守る領域にかかわりの深いアクションプランごとの課題を上に表示する。

V. 「2015ビジョン」の内容

以上、述べてきたように、「神戸づくりの指針」と「2010ビジョンの評価」をふまえて、「神戸2015ビジョン」は導き出された。このプロセス自体が市民・事業者・行政による参画と協働の壮大な実践であったことは言うまでもない。重点施策は冒頭の図に示したようにくらし、経済、ひと、支える基盤、支える仕組みそして創造という項目に2つずつ

のテーマとして収めた。

この章においては、くらしのカテゴリーの「テーマ1 くらしをまもる」を中心に、その下位カテゴリーの5つの重点施策とさらに具体的事業内容を提示しておきたい。

（紙幅の都合で、各事業内容にかかわる5年間のスケジュールおよび、重点施策の(5)は省略する）

テーマ1 くらしをまもる

重点施策	事業内容
(1) 安心できる地域生活の実現	① 地域福祉の支援者間の重層的ネットワークと連携機能の強化 ② ワンストップサービス機能の構築 ③ 地域との協働による見守りシステムの充実 ④ 一人ぐらしの高齢者等の権利擁護事業の拡充 ⑤ 女性に対する暴力の根絶推進 ⑥ 住宅セーフティネットの構築 ⑦ 消費者問題への対応強化
(2) 新たなつながりによる支えあいの推進	① ちょっとボランティア運動の推進 ② NPOや社会的企業などによる支えあい
(3) 働く場の確保	① 2万人雇用の創出 ② 就業の促進（神戸ワーク・ネットワーク）
(4) 障がい者の自立と社会参画の推進	① 障がい者の相談支援体制の充実 ② 施設や精神科病院から地域生活への移行、定着支援 ③ 障がい者就労支援の充実
(5) 市民の主体的な健康づくりの推進	① 健康診査やがんなどの各種検診の受診率向上 ② 受動喫煙防止対策の推進 ③ 「健康を楽しむまちづくり」の推進における神戸医療産業都市構想の成果の活用

重点施策(1) 安心できる地域生活の実現

概要

急速な高齢化の進展などに伴い、一人ぐらしの高齢者をはじめとする介護や支援を必要とする人が増加している一方で、コミュニティの希薄化により地域での見守りが困難になっている。また複合的な課題を抱える市民が、制度の細分化・専門化による連携の隙間により、必要な情報やサービスを楽しむことができない状態が生じている。さらに配偶者等からの暴力（DV）や高齢者等を対象とした消費者被害など、生活を脅かす問題が発生しているほか、安心して住まえる良質な住宅の確保も課題となっている。

市民一人ひとりが抱える福祉課題に対して発見－相談－サービス提供と続く段階で“途切れない”きめ細かい支援の仕組みや、地域でお互いに見守り支え合う仕組み、権利を擁護する仕組みなどを構築することにより、全

ての市民が住み慣れた地域の中で安心して生活できる環境を整備する。

事業内容

① 地域福祉の支援者間の重層的ネットワークと連携機能の強化 【保健福祉局】

複合的な課題等を抱える市民を、適切なサービスに円滑につなぐため、ふれあいのまちづくり協議会*などの地域コミュニティのエリア、介護保険の日常生活圏域、行政区などの各層エリアを結ぶ地域福祉の重層的ネットワークの構築をめざす。

そのため区単位に「地域福祉ネットワーク（仮称）」を配置し、相談機関やサービス提供機関など多様な関係機関・関係者間の分野を越えた顔の見える関係づくりを推進する。また協働で事例を収集・蓄積することにより、よりきめ細かな支援体制の実現に活用する。

※ふれあいのまちづくり協議会：高齢者、障がい者、子どもなど地域のすべての人々が、あたたかいふれあいのなかで暮らせるまちづくりをめざし、「地域福祉センター」を拠点に福祉活動や地域活動を行っている団体。自治会、民生委員・児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティア等により概ね小学校区ごとに結成。

②ワンストップサービス機能の構築【保健福祉局】

市民一人ひとりが抱える福祉課題について、身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じてかかわって、課題の解決に向けて途切れることなく対応する「ワンストップサービス機能」の構築をめざす。

そのため市民に身近な地域福祉センターにおいて、まずは市民福祉に関する情報提供機能を拡充する。また地域福祉センター等の身近な場所に集い、比較的軽度な困りごと等について助け合う仕組みや、専門的支援が必要な場合は専門機関・区役所・区社会福祉協議会等に円滑につなぐ仕組みについて、順次、可能な地域から構築に努める。

あわせて専門機関等は、身近な場所への訪問による支援を充実するなど、市民により身近できめ細かい相談活動を推進する。

③地域との協働による見守りシステムの充実【保健福祉局】

身近な地域で安心してくらするよう、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」の見守り推進員が地域の民生委員等と協力して行っている地域見守り活動を、地域において住民同士が支えあう「地域との協働による地域見守りシステム」として再構築する。

そのため区役所、区社会福祉協議会、民生委員、事業者、地域団体、NPO、ボランティアなどによる多様で重層的な見守り体制を構

築するとともに、新たな見守りの担い手となるボランティアを発掘・育成する仕組みを構築する。

④一人ぐらしの高齢者等の権利擁護事業の拡充【保健福祉局】

増加する権利擁護ニーズに対応するため、「こうべ安心サポートセンター」の機能の充実により、成年後見支援センターを開設し、成年後見制度*の専門相談や「市民後見人」の養成など、体系的・総合的な権利擁護事業の構築に向けた取り組みを推進する。

※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。近年、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足に対応するため、必要な知識を身につけた市民を「市民後見人」として確保する取り組みが始まっている。

⑤女性に対する暴力の根絶推進【市民参画推進局 保健福祉局 教育委員会】

「神戸市男女共同参画計画（第3次）」及び「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）」に基づき、配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口の充実や、教育や啓発を通じて、重大な人権侵害でもある配偶者等からの暴力（DV）を防止することにより、DV被害者の安全確保と自立・生活再建の支援を充実する。なお、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することが有用であることから、若年層に向けた積極的な予防啓発を推進する。

⑥住宅セーフティネットの構築【都市計画総局】

市営住宅において、特定目的住宅の供給やグループホーム・ケアホームの整備を促進す

るとともに、民間賃貸住宅においては、住宅確保要配慮者が入居しやすくなるよう、バリアフリー化の促進や家主への支援を行う。これらにより、世帯の特性に応じて誰もが安心して住まえる良質な住宅を確保し、住宅セーフティネット機能を充実する。

あわせて地域において住生活に密着した活動を行っているNPO等の住生活関連サービス事業者と連携を図り、身近な地域でバリアフリー化のための助成制度等、住まいに関する

情報が届きやすくなるようネットワークづくりを行う。高齢者については「神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）」と「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」との連携による取り組みを推進する。

協働と参画の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣や地域で互いに助け合い、見守りを行う意識づくりと参画 ・地域における課題の発見や専門機関への連絡通報、様々な主体との協働による地域福祉課題への対応【NPO、ボランティア、地域組織】 ・市民後見の担い手 ・DV被害者に対する支援【民間支援団体】 ・地域での助け合いによる個々の住生活への支援【地域組織】 ・DV防止や消費生活、すまいなど地域生活に関する正しい知識や情報の積極的収集
大学等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・住宅・消費者問題等の諸課題に関する調査研究及び助言 ・人権や消費者問題に関する市民への情報発信 ・地域のつながりをサポートする場の提供
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・支えあいの仕組みづくりへの参画 ・業種を越えた事業者連携による、市民の福祉ニーズへのきめ細かな対応【サービス提供事業者等】 ・専門的人材等を活かした地域活動の支援、施設開放【社会福祉法人等】 ・地域福祉に関するノウハウ・情報の蓄積と、課題解決のためのコーディネート【社会福祉協議会等】 ・企業の社会的貢献としての地域福祉活動への参加や、地域での権利擁護の支援 ・安心して住み続けるためのサービス、安全な住宅の提供 ・消費者志向経営のための資質向上と、人材育成への参画
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への適切な情報提供 ・地域課題に関するノウハウ・情報の蓄積と、関係者の連携促進 ・「すまいるネット」の運営など、誰もが安心して住まえる仕組みづくり ・権利擁護の仕組みの充実（成年後見支援センターの設置・運営など） ・幅広いセーフティネット機能の構築 ・人権教育、消費者教育の推進

重点施策(2) 新たなつながりによる支えあいの推進

概要

全ての市民が、住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安全で安心な生活を送るためには、地域組織、NPO、ボランティア、事業者、社会福祉協議会及び行政の各主体が、隙間の発生や役割の偏重を防ぎ、つながりをさらに強めていく必要がある。

また市民一人ひとりの社会的つながりの感じ方や、地域で活動を行う団体が有しているつながりなどは多様であることをふまえ、地縁組織などの従来的なつながりに、当事者同士やボランティアなどの新たなつながりを重ね合わせて支援を行う必要がある。

そのために、行政、事業者、ふれあいのまちづくり協議会や民生委員・児童委員等による福祉サービスの仕組みや機能の充実とともに、NPOやボランティアなどによる自立した活動を広く市民が利用できる環境を整え、地域における支えあいの推進を図る。

事業内容

①ちょっとボランティア運動の推進【保健福祉局】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるこ

協働と参画の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">・自らの生活の自立維持、向上・社会とのつながりの維持・構築・自らの能力に応じて近隣や地域での福祉活動への参画・地域住民の生活を最も身近に支える存在として、住民同士の絆を深めるとともに、将来を見据え世代間のつながりを構築【地域組織】・住民の生活ニーズによりきめ細かく対応するサービスの提供【NPO、ボランティア】
大学等	<ul style="list-style-type: none">・市民ニーズ、福祉サービス等に関する調査研究及び助言・NPO、社会的企業など新たな福祉サービスの担い手の育成支援・地域の福祉活動の企画・実践
事業者	<ul style="list-style-type: none">・社会貢献活動として地域福祉活動への参画・サービス提供主体相互の連携により、よりきめ細かいサービスを提供【福祉サービス提供事業者、社会的企業】・専門の人材・ノウハウによる地域活動への支援【社会福祉法人等】
行政	<ul style="list-style-type: none">・幅広いセーフティネット機能の構築・見守りや支えあいを行う主体の連携支援・制度の充実及び制度外サービスへの支援

とが出来るように、ちょっとした日常生活における困りごと（電球替え、ごみ出し、入院時の手続き、雨の日や体調不良時の買い物など）を地域住民の少しの協力で支えあう運動を展開するとともに、ボランティア人材の情報収集及び活動推進体制の確保を図る。

②NPOや社会的企業などによる支えあい【保健福祉局】

ふれあいのまちづくり協議会等の地域組織、NPOやボランティア、さらには行政・事業者等が協働して、法制度に基づく福祉サービスとその他の福祉サービス（制度外サービス）を市民一人ひとりのニーズに応じて包括的かつ継続的に提供できる仕組みを構築する。

そのためワークショップ等を通じて福祉サービスを提供する様々な主体間のつながりを構築するとともに、市民に的確な情報提供を行う。また要援護者の特に多い地域や、社会資源が不足している地域等への支援方策を検討する。

さらに地域福祉活動を継続的に行うために地域組織等が社会的企業を志向する場合は支援するなど、多くの市民が参加できる仕組みを検討する。

重点施策(3) 働く場の確保

概要

経済のグローバル化の進行とアジアの新興国の経済発展に伴い、製造業の海外移転などが生じるとともに、従来の正規雇用・終身雇用を中心とする就業形態も変化している。

これらに対応し市民の暮らしを守るため、成長分野における企業誘致を進めるとともに、神戸の基幹産業である物流やものづくり産業、関連産業の裾野が広い観光分野などにおいて産業振興策を行い、神戸の産業の活性化を図り、市民の生活の基盤である安定した「働く場」を確保する必要がある。

また働くことを通じて社会へ参加する意味からも、人材と職業のきめ細かいマッチング施策を実施し、市民一人ひとりが就労等を通じて能力を発揮できる社会を築いていく。

事業内容

① 2万人雇用の創出 【産業振興局】

神戸医療産業都市構想の推進や次世代スーパーコンピュータ（京速^{けいそく}コンピュータ「京」^{けい}）の利活用などを通じた『『知の集積』の推進』、ものづくりを核とした売っていく仕組みの強化などを通じた『『ものづくり』の振興』、MICE*誘致の推進や外客誘致などによ

る「商業・集客観光分野などの振興」、さらには「健康福祉・教育分野などの振興」に関する諸施策を全市一丸となって進め、企業活動を支援することより、2010年度からの4年間で2万人の雇用の創出をめざしていく。

※MICE（マيس）：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称をいう。

② 就業の促進（神戸ワーク・ネットワーク） 【産業振興局】

国による職業訓練やキャリア形成支援、各種奨励金をはじめ、就業環境向上に関する施策が有効活用されるよう市民・事業者への普及を行う。さらに、国・県・経済界・労働界・教育界・NPO及び市などの各界で構成する「神戸ワーク・ネットワーク（就業促進協議会）」において、各機関が連携・協力し、就労相談窓口における適職相談など求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援や、求職者と地元中小企業とのマッチングを図る正社員就職に向けた合同就職面接会をはじめ、企業説明会やインターンシップ、就労に関するセミナーなどを行う。

協働と参画の取り組み

市民	・自己啓発や職業能力の向上
大学等	・雇用問題に関する調査研究及び助言 ・キャリア教育の推進
事業者	・企業活動を通じての就労機会の提供 ・多様な働き方を促進する雇用環境の整備 ・社会的企業における就労機会の提供や働きやすい環境づくり
行政	・国、県、市による企業誘致や経済振興策による働く場の確保 ・多様な働き方を促進する雇用環境の啓発 ・経済界、労働界、教育界、NPOなどとの連携による就業環境の向上

重点施策(4) 障がい者の自立と社会参画の推進

概要

障がい者が自ら希望する地域で安心してくらすための社会を実現するためには、生活の拠点となる住まいの確保や、障がい者の地域生活を支える福祉面・医療面からのケアの充実が求められる。また自らの能力を発揮し、生きがいを持ってくらすためには、就労等を通じた社会への参画を一層進める必要がある。

そのため、身近な地域で相談を行うことが出来るよう相談体制の充実に努めるとともに、入所施設、病院から地域に移行するための支援や、働く場の確保に努める。

事業内容

①障がい者の相談支援体制の充実 【保健福祉局】

障がい者の地域で自立した生活を支えるため、各区に設置されている「障害者地域生活支援センター」について訪問支援など相談機能の充実、「障害者就労推進センター」の増設、視覚障がい者や聴覚障がい者等を対象とした専門相談窓口を設置する。

また発達障がい者の相談支援の充実を図るため、「発達障害者相談窓口」を「障害者地域生活支援センター」との一元化により全市展開を図るとともに、より専門的な相談に対応できるようにするため「発達障害者支援センター」の相談機能を強化する。

さらにこれらの多様な相談窓口のネットワーク化を図ることで相談支援体制の充実を図る。

②施設や精神科病院から地域生活への移行、定着支援 【保健福祉局】

施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者が地域へ移行し、地域社会の中で自立した

生活を継続的に営むことができるよう、グループホームや民間住宅・公営住宅など多様な居住の場の確保に努めるなど、地域への移行と定着を図る施策を推進する。

また地域自立支援協議会を中心に、事業者や当事者のみならず民生委員・児童委員やふれあいのまちづくり協議会の参画による支援ネットワークの充実により、地域生活の定着を支援する。

③障がい者就労支援の充実 【保健福祉局】

障がい者の就労のさらなる促進のため、労働、保健福祉、教育などの関係機関とのネットワークを強化し、区ごとの就労支援ネットワークの構築を進める。

障がい者の雇用機会の確保を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の誘致、農業分野での福祉起業やパティシエ養成の取り組みに対する支援及びICTの活用による在宅就労の促進など、障がい者の就労機会のさらなる拡充を図る。また福祉的就労についても、工賃のアップをめざした授産商品の新規開発や販路拡大など、一層の充実をめざす。

あわせて発達障がいなど新たな障がいに関する企業啓発や訓練の場の確保、障がい特性に配慮した市役所内での訓練雇用及び様々な形態による就労の場の提供などを行うとともに、生活面の支援を含めより地域に密着した就労支援を進める。

協働と参画の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">・身近な地域における障がい者の日常生活，社会生活の支援・社会の一員として障がい者が主体的に日常生活を送ること・障がい者の社会生活への主体的な参画
大学等	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の自立や社会参画に関する調査研究及び助言・障がい者支援に関する市民への情報発信
事業者	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の就労機会の提供・障がい者のニーズに対応した支援ができるよう，職員のスキルアップに努めるとともに，職員の働きやすい環境に配慮・障がい者のニーズを的確に把握し，障がい者の個性に対応した支援【サービス提供事業者等】
行政	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の主体的な日常生活や社会参画を促進・民間事業者や市民と連携した支援・障がい福祉の分野を越え，より地域に密着したネットワークの構築

VI. むすび

筆者自身が策定に直接関わり，明文化した次の3つの文書「神戸づくりの指針」と「神戸2010ビジョンの検証結果」および「神戸2015ビジョン」について，暮らしを守るという分野に深くかかわる施策を提示してきた。

「暮らしを守る」ということを「選択と集中」の中でクローズアップしてきた。その結果，この分野を中心として当稿では記述してきたわけであるが，「神戸2015ビジョン」はもちろんそれ以外の施策分野や方法論においても独自性を有している。ここでは，それぞれについて紹介することはかなわないが，財政的なピンチの折，守りに入らずに，市民の協働と参画による積極的なガバナンスを構想したことは，その独自性の際たるものだと自負できよう。

神戸市民のもつダイバーシティ（多文化共生社会）から成る人財（個人・集団・組織）の協働と参画を企画することによって，新たな価値創造あふれる都市を目指そうとしてることをむすびとして強調しておきたい。

出典

- 「神戸づくりの指針」神戸市 平成23年2月
- 「神戸2010ビジョン検証・評価の概要」神戸市 平成22年9月
- 「第5次神戸市基本計画 神戸2015ビジョン」神戸市 平成23年2月

上記計画はもとより個別計画の策定にあたり，筆者とともに尽力してくださった神戸市職員に敬意を表します。

マスタープランから見た 神戸づくりの変遷

財団法人 神戸都市問題研究所 常務理事 本 莊 雄 一

はじめに

神戸は、港とともに発展した都市で、港を通じて海外からの文化を取り入れ、産業を興し、人を育ててきた。都市は、その自然的物理的な構造に依存する。神戸は、南ないし南西からの風を防ぎ、また大型船に対応できる水深を確保できるという天然の良港としての条件を生かして、古くから港町としての歴史を歩んできた。

神戸は、平安期末期の1173年の平清盛による大輪田泊の改修によって日宋貿易の拠点となり、国際港としての歴史が始まった。その後、1196年の僧重源による修築を経て室町時代には、日明貿易の拠点「兵庫の津」として栄えた。しかし、応仁の乱により兵庫の津と街が壊滅し、一時的に、国際港としての歴史の幕を閉じた。江戸時代に入ると、再び神戸の港が見直されるようになり、国内の西回り航路と北前船の活躍などによって海上交通の要衝となった。

1868年1月1日に諸外国との窓口として開港し、ここから、近代的な都市としての発展が始まった。開港後、神戸港の貿易は急速に拡大し、それとともに、マツチや石鹼などの

地場産業が張り付いた。やがて日清・日露戦争を機に、造船、鉄鋼などが盛んになり、第1次世界大戦とともに神戸の重厚長大産業は世界を舞台に活躍しだした。その中で、1889年に、市制が施行され、神戸市が誕生した。当時の人口は、開港時の2万人から13万人へと増加していた。その後、市勢の発展と数次の周辺の町村との合併によって、1941年には現在の灘区から垂水区までの六甲山以南を市域として、100万人を超える人口を有するまでに至った。

第2次世界大戦前後に、日本の産業構造が顕著な変化を示す中で、従来神戸をリードしてきた主要企業が、他地域に流出することになった。その結果、戦後は、企業に代わって、神戸市が都市づくりをリードする主体にならざるを得なくなった。神戸市は、「戦災復興基本計画要綱」の策定以降、時代の要請に応じて、マスタープランを策定・改定し、計画的で総合的な都市づくりに一貫して取り組んできた。マスタープランは、戦後における神戸の都市づくり過程で、行政組織にとって合理的な決定や行動を行うための総合的指針として、また、住民や事業者の社会的協働行為を調整するための指針として、重要な役

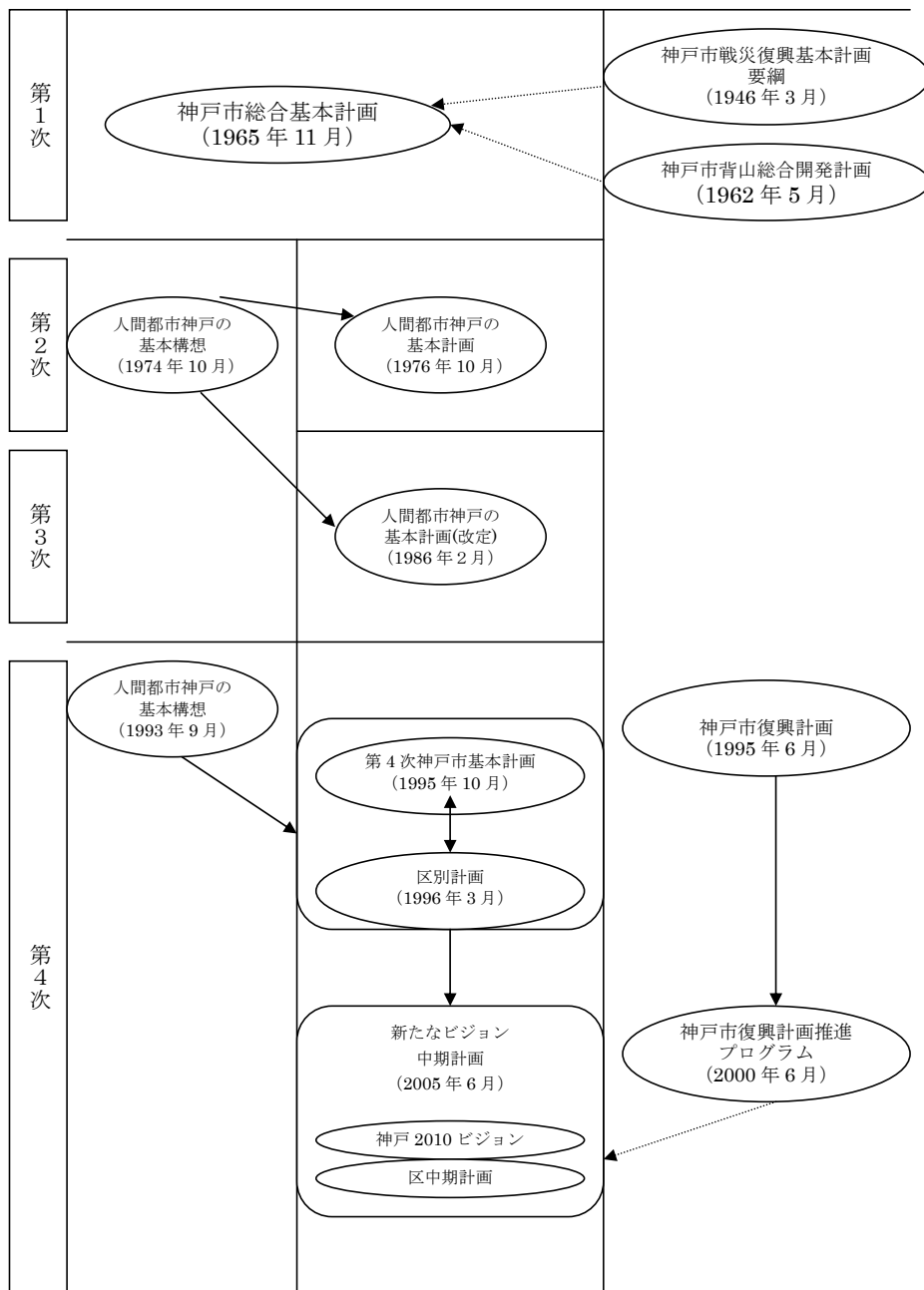


図1 マスタープランの経緯

割を果たしてきたといえる。

本小論では、第5次神戸市基本計画の策定以前に、4次にわたって策定・改定されたマスタープランについて、その策定背景や特徴、主な戦略を整理しながら、戦後からの神戸づくりの変遷について概観してみたい。

1 マスタープラン前史

神戸市は、他の自治体に先駆けて1965年11月に「神戸市総合基本計画」と題する第1次マスタープランを策定した。それ以前にも、「戦災復興基本計画要綱」や「背山総合開発計画」を策定していた。両計画は実質的にマスタープランとしての役割と機能を持ってい

た。また、それぞれの基本的な考え方は、第1次マスタープランに引き継がれたと指摘されている。そこで、マスタープラン前史として、両計画について概観しておく。

1.1 戦災復興基本計画要綱¹⁾

神戸市は、第2次世界大戦の戦禍によって、市街地の60%の約1950haを焼失した。その結果、焼失家屋は12万8000戸に及び、また、戦前100万人を超えていた人口は38万人に激減した。この焦土からの復興を目指して、神戸市は、戦災復興事業を進めるにあたっての基本方針を示す「神戸市戦災復興基本計画要綱」を1946年3月に策定した。

同要綱は、市域の罹災地域に対する戦災復興計画であるとともに、神戸市の将来の使命および性格をみすえるマスタープランとしての性格を持っていた。この要綱において、神戸市の性格づけ、あるべき市の規模、土地利用計画、幹線道路、細街路、緑地、広場、公共施設の配置計画などが定められた。

神戸市の「都市の性格」として、「国際的貿易海運都市」を掲げるとともに、これに付随して商工業都市、文化都市ならびに観光都市たる性格を併有させることも打ち出された。港と造船と鉄鋼にとどまらず、複合的な機能を備えた都市をつくろうという目標設定は、新たな都市づくりの壮大さを示すものであったと指摘されている²⁾。

戦災復興事業の柱として、戦災復興土地区画整理事業が位置づけられた。区画整理の対象地域は現在の灘・中央・兵庫・長田・須磨の5区に渡り、総面積約2240haの規模であった（最終的には、施行面積は1740.2ha）。この事業によって、「中央、海岸、山手」の東西を結ぶ三幹線などの街路計画や、河川沿い緑地計画、公園計画など公共施設の骨格が整理された。

また、「新たな市内を東西に貫通する地下式高速度鉄道を敷設」という形で現在の神戸高速度鉄道の計画が打ち出されたのをはじめ、「深江海面に空港」、東西に通じる「高速度道路」「弾丸列車駅は三宮」が位置づけられていた。

市の規模について、「現在の市域は狭小に過ぎ、将来においては東部および西部の数市町村を合併し、さらに復興計画の進捗に従い、六甲山を中心とする北部の数町村を併せて一大国際港都たるの機能を十分に発揮せしむるに足る市域とする」と明記された。これを受けて、1947年から1958年までに20町村と合併し、現在の東灘区や西区・北区が市域に編入され、ほぼ現在の市域が形づくられた。

同要綱の策定後、1948年の貿易再開を契機に、次第に神戸経済も復興し、市街地整備、港湾の整備拡充など戦災復興事業が進められていった。それに併せて、人口は増加を続け、1956年に再度100万人を超えることとなった。

1.2 神戸市背山総合開発計画³⁾

1960年以降の経済復興から高度経済成長期への移行を背景にして、神戸市は、新たな都市づくりの段階に入ることとなった。神戸市人口は、毎年2万人増という急激な増加を示し、それに伴い、神戸市街地の背後の六甲連山は、無秩序な開発の波にさらされ始めた。同時に、六甲連山が、戦後市域に編入された背後地（西北神地域）と市街地との有機的な連繫を阻害するものとなってきた。

このような課題を踏まえて、神戸市は、背山の一体的な開発をめざす「神戸市背山総合開発計画」を1962年5月に策定した。同計画において、宅地開発、観光開発、レクリエーション、道路・交通、治山・治水などの問題を総合的に解決するために、自然に配慮した

がら、保存と公園的利用、人口の再配置のための宅地開発、産業公園構想などを提案していた。

同計画の策定後、間もなくして、第1次マスタープランが策定されたために、計画の存在自体はあまり知られることがなかった。しかし、同計画の基本的な考え方は第1次マスタープランに引き継がれたと指摘されている⁴⁾。

2 第1次マスタープラン⁵⁾

2.1 策定の背景

1960年に策定された「国民所得倍増計画」の実施により、高度経済成長が急速に進み、計画を上回る経済成長が達成された。その一方で、大都市において、人口、産業の集中がもたらされ、生活基盤投資の遅れと相まって、過密化問題が顕在化することとなった。

それに加えて、神戸では、東京一極集中化、あるいは関西の相対的地盤沈下という流れを受けて、アメリカ領事館など在外海外機関の流出、神戸製鋼、川崎重工などにおける実質本社機構の移転など業務中枢機能の衰退のきざしが見え始めた。

このような時代の課題解決に向けて、市民・企業・市のエネルギーを効果的に結集しながら対応するために、神戸市は、「神戸市総合基本計画」と題する第1次マスタープランを1965年11月に策定した。

2.2 特徴

同計画の冒頭において、マスタープランは都市の哲学であると定義された。その基本理念として「人間復活の都市づくり、すなわち市民がそれぞれに人間らしい幸福な生活のできる都市づくり」が掲げられた。

同計画では、計画期間として30年という超

長期がとられ、その最終年次の計画人口が180万人～200万人と設定された。また、都市の性格について、①阪神経済圏および瀬戸内・西日本経済圏における神戸の広域的役割を意識しながら、経済・文化・情報の機能を高めていく、②国際港都としての機能を、市民生活の豊かさに役立て、交易都市的な発展をめざす、③緑に囲まれた健康で近代的な都市づくりを進める、と描かれた。

同計画の主な内容は、都市の生活基盤や産業基盤など都市として必要な施設の整備であった。その一つとして、西神開発の基本方針が初めてより整合的に打ち出されることとなった。既成市街地内への人口、産業の流入集中過密化を防止するために、人口35万人の西神ニュータウンを建設することが位置づけられた。

第1次マスタープランは、ハード中心の総合計画にとどまったが、今日の都市の骨格を形づくる指針であったといえる。

同マスタープラン策定後、都市インフラの整備等の実施を担保するために、同マスタープランの中期計画として「神戸市生活環境基準中期計画」を1972年に創設した。同計画において、生活環境の最低基準を意味するシビル・ミニマムが設定された。

2.3 都市開発事業の展開

神戸の旧市街地は、六甲の丘陵地と瀬戸内海に挟まれた、奥域2 km～4 kmの狭隘な地域に位置していた。このスペース的な限界を解決して、市の持続的な発展を図るために、神戸市は戦前から築港や埋立事業をスタートさせた。

戦後、戦災復興事業において、市内の産業を強化するために、工業用地の確保と港湾整備が必須であった。当時の製造業では、原材料の輸入を港を通じて行っていたため、その

立地はできる限り海に近い方が有利であった。そこで、まず1953年～1970年にかけて、東灘区から灘区までの東部埋立てを行ない、439haの土地を造成した。この時、埋立てに利用された土砂は、水深の深い神戸港での浚渫が困難であったため、六甲の丘陵の独立峰を切り崩して得られたものであった。このため、「山、海へ行く」と称された。同時に、その土砂採取跡地をそのまま放置せず、当時の約2万人に及ぶ年平均人口増を受け止めるために住宅地として利用し、渦森、鶴甲といった2つの団地を造成した。このことから、一石二鳥の事業であるともいわれた。

これに引き続き、1957年から1966年にかけて、主に兵庫区から長田区の地先を埋め立てる104haの西部埋立てを行なった。この時の土砂源は、高倉山、高雄山であり、東部同様、現在はそれぞれ住宅地になっている。

神戸港は、終戦直後、まだ国の直轄港湾であった。1950年に、港湾法の制定が行われて、神戸港の管理が国から神戸市に移管された。その後、1951年～1970年の間に、新港地区において4つの突堤が建設された。1952年に第7突堤が完成し、以降第8突堤、摩耶埠頭などと続いて完成した。1967年には、日本で最初のコンテナ荷役が摩耶埠頭で行なわれ、全国一のコンテナ港として動き始めることになった。

さらに、コンテナ革命に対応するために、「多種機能型複合都市」としての性格を有する「21世紀の海上都市」の建設を目指して、人工島「ポートアイランド」(443ha)の埋立事業を1966年に着手し、1980年に完成させた。また、船舶の大型化、物流システムの多様化に対応した港湾施設の整備や、ポートアイランドに次ぐ第2の海上文化都市の建設を目指して、「六甲アイランド」(595ha)の埋立てを1972年に着手し、1992年に完成させた。

以上の埋立事業の事業主体について触れておくと、戦前においては、市が築港を、民間が工場等のための海面埋立を、それぞれ実施していた。しかしながら、戦後においては、東部第一工区が民間企業によって埋立てられたものの、それ以降は、神戸市自らが開発者として事業を進める公共デベロッパー方式がとられることになった。公共デベロッパー方式のメリットとしては、次の点が挙げられた。①マスタープランに基づいた計画的な都市整備と人口の再配分及び環境への配慮が可能となること、②交通アクセスをはじめ、道路、上下水道などの都市基盤整備が推進できること、③適正な開発者負担による基盤整備ができること、④原価計算方式で販売するために、民間の開発による価格よりも常に安く、かつ大量に供給できることから、民間の販売価格を引き下げができること、⑤開発利益、税収効果は市民福祉の増進に役立てられること。

公共デベロッパー方式によって都市開発事業を進めることができた条件の一つとして、当時、いわゆる右肩上がりの経済であったことがあげられると指摘されている⁶⁾。

3 第2次マスタープラン⁷⁾

3.1 策定の背景

第1次マスタープランの策定をきっかけに、幹線道路、交通網、港湾施設などの産業基盤の整備とともに、市街地での再開発、大規模な住宅団地の造成などによる生活基盤の整備が進められた。その結果、戦後以来の「豊かになること」という目標は、物質面ではかなりの程度達成されたといえる。

その一方で、全国的に、1965年以降、都市の環境容量、あるいは管理能力を超えた人口や産業の過集積によって、公害の発生や、福

社の立ち遅れなどの“新しい貧困”と称された都市問題が顕在化し始めた。

新たな都市問題に直面して、神戸市は、人間復活の都市づくりの理念をより深く、よりきめ細かく追求するために、「人間都市神戸の基本構想—緑と心のふれあいといきがいのまちこうべ—」を1974年10月に策定した。また、その2年後、基本構想の実現のためのプロセスを描くために、「人間都市神戸の基本計画」を策定した。このように、第2次マスタープランから、計画体系は、基本構想—基本計画といった2層制をとるようになった。これは、1969年の地方自治法の改正で、総合的かつ計画的な行政の運営を行うために、市町村に基本構想の策定が義務づけられたことによるものであった。

3.2 特徴

同基本構想は、神戸の都市づくりの基本理念として「人間都市」を掲げ、その実現のために①市民主体都市、②人間環境都市、③人間福祉都市、④市民文化都市、⑤国際・情報都市の5つの都市像で構成していた。「人間都市」の理念のもと、市民主体の都市づくりを確立するとともに、都市基盤の整備や土地利用だけでなく、福祉、文化、環境についても施策の方向性を明示した。このように、第2次マスタープランは、都市の物的計画が中心であった第1次マスタープランと違って、市政の全領域をカバーする文字通り総合的な計画であった。

また、都市の健全な発展を図り、住みよいまちづくりを進めるため、基本構想の中に2つの大きな枠組みが盛り込まれた。1つは「180万人を限度に神戸を計画する」というものであり、2つは「7割緑地3割緑化」というものであった。

前者の枠組みは、当時、長期的に人口の大

幅な社会増が予想される中で、神戸における環境資源容量（上水確保）、環境容量（水源汚濁防止、7割緑地保全）、地域容量（人口密度）、施設容量（財政）といった限界を考慮して、人口抑制の原則を、数値目標を設定することによって明確に打ち出したものであった。人口180万人という数字は、環境資源の有限性、環境負荷の視点から見た都市の容量であるとともに、豊かで充実した生活を築いていく上での都市整備の努力目標であるにとらえられた。

後者の「7割緑地・3割緑化」という枠組みにおいて、7割緑地は、農業を中心とする生産機能や、防災機能の維持を図るとともに、六甲山系などの優れた自然を保全し、後世に引き継ぐという意味を持っていた。また、3割緑化は、市街地における緑地や水面・水辺などのオープンスペースの割合を確保するとともに、市民生活にゆとりや安らぎを与え、良好な都市環境を形成するという意味を持っていた。

このような枠組みを基にして都市整備を進めてきた結果、神戸は、大都市でありながら、コンパクトな市街地と豊かな自然をもつという都市構造を実現することができた。神戸市の現在の都市形態をみると、市域全域（約5万5000ha）が一つの都市計画区域に指定されており、そのうち約35%の約1万9500haが市街化区域、残りの約3万5500haが市街化調整区域となっている（2000年現在）。その中で、DID（人口集中地区）は市街化区域内に約1万4500ha（2000年国勢調査）あり、市街化区域面積の約73%を占めている。また、市街化調整区域では「みどりの聖域（約1万5000ha）」「人と自然との共生ゾーン（約1万8000ha）」により良好な緑を保存・保全・育成している。

第2次マスタープランの策定にあたって

は、第1次マスタープランにはなかった、住民の声の反映や住民主体によるまちづくりの実現といった基本方針が設定された。これを受けて、区毎に市民相互の意見交換の場として「市民会議」が創設されるなど、市民参加の様々な取り組みが工夫されて実施された。

第2次マスタープランが策定された当時、環境重視、参加重視などの視点から、「神戸市民の環境を守る条例」(1972年)、「神戸市民のくらしを守る条例」(1974年)、「神戸市民の福祉を守る条例」(1976年)など独自施策が展開されていた。第2次マスタープランは、このような都市行政の新しい施策を体系的に再構築し、その後の総合的、計画的行政の推進の枠組みを提供したといえる。

第2次マスタープランの策定に伴い、「神戸市生活環境基準中期計画」が1977年に改定されるとともに、1981年には後期実施計画が策定された。

3.3 都市経営

前述のとおり、神戸市は公共デベロッパーとしてニュータウン開発や埋立てを進めてきた。この都市開発事業をベースにして、神戸の「都市経営」がスタートした。当時、「都市経営」は、「最少の費用で最大の市民福祉を実現させるという理念の下で、非効率に陥りやすい行政運営に企業経営の持つ合理性、効率性を導入して、まちづくりを積極的に進めていくという都市運営の考え方である」と定義された。

「都市経営」に基づく主な取り組みとしては、公共デベロッパー方式、起債主義、基金の活用、外郭団体の活用などが挙げられた。前述した公共デベロッパー方式以外の取り組みについて見ていくと、起債主義は、多様な市民ニーズに対応していくため、財政収支の均衡だけでなく、「地方債の発行」による資

金調達方式を活用するものであった。特に、巨額の資金が必要となるポートアイランドのような大規模プロジェクトについては、国内ではなく、海外で市債を発行した。

基金の活用は、積立基金(「財政調整基金」などの財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金)や運用基金(「市民福祉振興基金」などの定額の基金を運用し、その果実を事業に活用する基金)などを活用して財源の安定を図るというものであった。外郭団体の活用は、公共性を保持しながら、公共サービスの効率的な供給を求めたものであった。また、外郭団体の活用によって、民間の資金・人材の有効活用、市職員の資質の向上、行政サービスの向上などのメリットが得られるとも考えられた。

「都市経営」の考え方によるまちづくりを進めてきた結果、1985年ごろには、基礎的・必需的な社会資本の整備を目的としたシビル・ミニマムがほぼ達成された。このことから、「都市経営」の考え方は、当時において、持続可能なまちづくりの一つのモデルを示したといえる。

3.4 神戸経済の再構築(リストラクチャア)

神戸経済は、前述のとおり、開港以来、神戸港とともに発展してきた。1881年に川崎兵庫造船所が開設され、港湾依存型産業の形成が始まった。そして、大正時代に、海運業、造船、機械、化学工業などの産業が飛躍的に発展し、港湾依存産業の骨格が固まった。その後、第二次世界大戦後の高度経済成長期には、造船、鉄鋼などの港湾依存型の重厚長大産業やこれを支える機械などの産業が神戸経済を牽引し、また、港に近い立地条件を生かして食料品、ゴムなどの製造業も発展した。その当時、神戸の所得の約半分は、神戸港に関連や依存する産業から生み出されていた。

その一方で、企業活動の拡大に伴う産業用地の不足や、工場等制限法などの立地規制によって、市内の大手企業の工場が流出することになり、その結果、神戸経済は高度経済成長期から他の主要都市と比べて経済成長率が低く、地盤沈下が始まった。さらに、1974年以降の二度のオイルショックによるコスト上昇と需要減退、アジア諸国の追い上げなどによって、神戸経済は大きな打撃を受けた。

こうした神戸経済の地盤沈下に対応するため、神戸市は、地元企業と協力して、港湾関連・依存産業に偏った産業構造から、様々な産業がバランスよく集積する多機能型複合都市への転換を図ることになった。その最初の取り組みとして、ファッション・観光交流・コンベンション都市づくりを打ち出した。

まず、ファッション都市づくりの展開についてみると、1973年に、神戸商工会議所が「ファッション都市」を提案し、神戸市も、地域産業として豊かな基盤を持っていた「ファッション」に直目して全国に先駆けて「ファッション都市宣言」を行った。その後、ファッション産業の振興に向けて、1989年にポートアイランドで「ファッション・タウン」が、また、1991年に六甲アイランドで「ファッションマート」がそれぞれオープンした。

ついで、観光交流都市づくりの展開についてみると、従来、神戸市は、六甲山・港めぐり・有馬温泉などの観光資源を有していたが、これらは主に関西エリアをターゲットとするローカルな観光地であった。しかし、1977年のテレビドラマ（NHK「風見鶏」）のヒットをきっかけに異人館ブームが起こり、新しい産業分野としての観光の可能性が芽生えた。これを転機として、神戸市は、都市空間ぐるみで都会的でおしゃれな環境を楽しめるナショナルブランドとしての観光交流都市

づくりを進めた。

さらに、コンベンション都市づくりの展開についてみると、1981年に、ポートライランドの完成を記念した「神戸ポートアイランド博覧会（ポートピア'81）」が開催され、全国から1600万人を集めるという驚異的な集客を得た。この博覧会を機に、従来神戸になかった国際会議場、国際展示場、ワールド記念ホールやホテルが整備されたことを受けて、神戸市は「コンベンション都市」を宣言した。それまで、日本における国際会議は、そのほとんどが東京に集中し、あとは京都で開催される程度であった。この神戸の試みは、地方中核都市にも影響を与え、国際会議の地方分散に大きな役割を果たしたといえる。

4 第3次マスタープラン⁸⁾

4.1 策定の背景

第2次マスタープランが策定された1976年以降の10年間をみると、国際化、情報化、高齢化の進展など社会経済環境は著しい変化を遂げた。それに伴って、日本経済は、安定成長基調に移行し、産業構造の顕著な転換を余儀なくされた。神戸経済では、産業構造の転換の遅れ、工場の地方分散、中枢管理機能の東京移転などが続き、経済の活性化と市民の安定した職場の確保が大きな課題となった。

同時に、「都心を取り巻く古い市街地の衰退現象」と定義されるインナーシティ問題が顕在化してきた。インナーシティ問題は、先進諸国において大都市の発展過程で生じる共通の問題で、インナーシティにおいて、人口や工場が郊外へ流出し、それに伴って人口の減少、経済基盤の低下、住環境の悪化などの衰退現象が生じるものである。

このような市政をとりまく社会経済情勢の変化に対応して、21世紀に向けた神戸市の進

むべき方向を示すために、神戸市は、基本構想を継承した上で、第3次マスタープランを1986年2月に策定した。

4.2 特徴

同計画において、インナーシティ対策の強化を政策課題として初めて位置づけた。このままでは、これまで都心地域とともに神戸の発展を支えてきたインナーシティで、自力再生のエネルギーが枯渇する恐れがあると危惧された。そこで神戸をさらに発展させるために、この地域の特性を生かした整備方針を確立して、地域の再生を図っていくという方向性が打ち出された。

第3次マスタープランの中期計画として、従来の生活環境基準の目標がほぼ達成されたことから、それに代えて、都市環境についてより質の高い水準を目指す「都市環境基準」を1991年に新たに作成した⁹⁾。ここで、「都市環境」は、空気・緑・水といった自然環境だけでなく、道・公園などの物理的環境から福祉、健康といった住みやすさはもとより、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションといった分野も含めてハード、ソフトの両面にわたる都市政策の総体としてとらえられた。

4.3 インナーシティ総合整備基本計画¹⁰⁾

第3次マスタープランを受けて、インナーシティ問題に総合的・長期的に取り組むために、2001年を目標年次とした「インナーシティ総合整備基本計画」を1990年12月に策定した。同計画の対象地域としては、ポートアイランドを除く灘・中央・兵庫・長田の中央4区およびインナーシティ問題を抱える他の地域を抽出した。これらの地域のまちづくりをハード・ソフト両面で進めていくため、①快適な居住環境の創造、②都市型産業の育成、③地域魅力の創出、④地域福祉の推進の

4つの目標を掲げた。また、対象地域内を「修復・改善ゾーン」「更新促進ゾーン」「高度化・転換ゾーン」の3つのゾーンに分類し、地域の特性に応じた将来像を示した。さらに、地域活性化の先導的役割を果たすリーディングプロジェクトとして、地域を横断する地下鉄海岸線の建設をはじめ、神戸ハーバーランド等の駅前再開発、港湾施設の再開発と市民の利用、公園の整備など、19のプロジェクトを選定した。

5 新・神戸市基本構想¹¹⁾

5.1 策定の背景

1990年代に入って、少子・高齢化の急速な進行、環境問題の重要性の増加、国際化・高度情報化の進展など、歴史の大きな転換点を迎えた。そのような時代の潮流の中で、行政は、市民・事業者のニーズの多様化・高度化に対応して、福祉・教育・文化などのソフト施策やコミュニティを重視した施策の充実を図るなど、よりきめ細かな施策を展開していくことが求められた。また、1991年のバブル経済の崩壊を契機とした日本経済の成長路線からの失速や、国・地方に共通する厳しい財政的困難に対応していくことも求められた。

このような新たな時代の要請に対応するために、神戸市は、市議会の議決を経て基本構想を改定し、2025年を目標年次とした「新・神戸市基本構想」を1993年9月に策定した。

5.2 特徴

新たな基本構想の特徴の一つは、基本理念として「世界とふれあう市民創造都市」を掲げたことである。これは、地球社会において、人間性豊かでゆとりのある「市民の暮らし」とその基盤となる「都市の魅力と活力」を、市民が主体となって創造していく都市を

めざすものである。その実現のために、①ともに築く人間尊重のまち、②福祉の心が通う生活充実のまち、③魅力が息づく快適環境のまち、④国際性にあふれる文化交流のまち、⑤次代を支える経済躍動のまちの5つの都市像を位置づけた。

その二つは、従来のように行政主導ではなく、市民・事業者と市がお互いの役割を尊重し、共に課題解決に協力して取り組む関係を築き、ともに考え、ともに汗を流して都市づくりを進めていくという「協働」の理念を初めて位置づけたことである。「協働」という概念は、東海大学教授であった荒木昭次郎氏によって初めて日本に紹介されたもので、「市民と行政が対等の立場に立ち、共通の課題に互いに協力し合って取り組む行為システム」と定義されている¹²⁾。

その三つは、同基本理念の実現に向けた総合的な都市戦略として、「アーバンリゾート都市づくり」を位置づけたことである。アーバンリゾート都市づくりは、ファッション・コンベンション・観光交流都市に代表されるこれまでの都市づくりを継承・包括して、さらに都市の魅力と活力を高める総合的な都市戦略であり、“すべての人が住み続けたくなり、訪れたいまち”をめざし、より質の高い都市づくりを進めるという考え方であった。アーバンリゾート都市づくりを実現するための契機として、1993年に「アーバンリゾート・フェア・神戸'93」が開催された。

5.3 市民参加の展開

「協働」という概念を基本構想に位置づけた背景の一つには、神戸での市民参加の大きな流れがあった。そこで、神戸の市民参加の沿革を、大まかに4つの時期に分けて概観しておく。

第1期は1960年代で、全国的に、公害の激

化を契機に、抵抗型の住民運動、公害反対運動や、また都市化の進展の中で日常生活基盤の整備の遅れに伴う、要求型の運動があった。神戸市でも、60年代には公害運動が激化し、70年代初めにかけて公害防止協定が締結されるなど、その後の参加型行政の契機となった。長田区真野地区では、60年代の公害追放運動を契機としてまちづくりが始まった。また、長田区丸山地区では、日常基盤整備を求める要求型の運動や、幹線道路をめぐって激しい住民運動が展開され、これがコミュニティづくりへとつながっていった。その一方で、1959年に運動場開放実施要領が策定され、60年代後半には、学校を地域社会の一つの核施設として位置づけようという学校公園構想が策定された。

第2期は1970年代で、自治省のモデルコミュニティ事業が始まり、各自治体においてコミュニティ行政への取り組みが始まった。神戸市でも、コミュニティ施設の整備とともに、施設の住民管理を進めた。1973年には、学校公園のモデルとして、高倉台小学校が建設され、その後の学校開放と住民の自主管理に道を開いた。また、地域レベルで、様々なまちづくり活動が展開されるようになった。真野地区では、一人暮らし老人に対して福祉サービスが提供されたり、丸山地区では、コミュニティボンドによりコミュニティセンターの整備が行われたりした。

第3期は1980年代で、全国的に、多様な価値観を持つ様々な市民運動が台頭してきた時代であった。神戸市では、1981年に全国に先駆けて、いわゆる「神戸市まちづくり条例」が制定され、住環境整備のまちづくり活動が住民参加によって進められた。また、「神戸ファミリー・サービス・クラブ」「神戸ライフケア協会」の在宅福祉ボランティア活動など、市民の中から地域を超えたネットワーク

型の活動が生まれた。

第4期は、1990年以降で、「協働」の時代である。全国的に、複雑に絡み合った地域の課題の解決には、市民、事業者、行政がお互いにパートナーとして協力することが必要であるという考え方が、広く認識されるようになってきた。神戸市では、これまでの市民参加が進展してきた実績をベースにして、協働のまちづくりが市政運営の基本となる考え方として位置づけられた。

6 神戸市復興計画

6.1 策定の背景

「新・神戸市基本構想」の実現のためのプロセスを描く「第4次神戸市基本計画」を確定・公表しようとしていた直前の1995年1月17日未明に、戦後初めての日本の大都市直下型である「阪神・淡路大震災」が神戸・阪神間・淡路の市街地を襲った。地震の起こったところでの破壊の強さを表す「マグニチュード」は7.3であり、また、日本で定められた地表での各地点での揺れを表す「震度」は最大で7であった。

震度7の激震によって、これまで築かれてきたシビル・ミニマムの多くが失われた。人的被害では、4500名を超える尊い命が犠牲になった。また、物的被害では、8万戸を超える住宅が喪失するとともに、ほとんどのコンテナバスや岸壁が使用不能となるなど都市インフラストラクチャーや産業基盤が破壊されて、ストックの被害総額は約7兆円に及んだ。さらに、地域別では、再開発の取り組みが緒に就いたインナーシティで最も甚大な被害を被った。その結果、神戸市人口は、震災直前（1995年1月1日）には152万人台に達していたのが、震災直後に約10万人減少して、1995年10月1日には142万人台になった。

神戸市は、直ちに、「第4次神戸市基本計画」の策定作業を凍結した。同時に、神戸市が受けた被害が、前述のとおり都市基盤全般や市民生活や経済活動のあらゆる分野に及んでいることから、地震発生9日後の1月26日に、市長は、『速やかに神戸の都市基盤の復興を図り、市民生活と都市整備を回復させ、安全で市民が安心して暮らし働くことのできる防災モデル都市を築く。また、「新神戸市基本構想」の「世界とふれあう市民創造都市」をめざして新しい神戸をつくる』という基本方針と、この基本方針を具体化していく「復興計画」を速やかに策定することを発表した。

この基本方針を受けて、神戸市は、被災地内外の英知と熱意を結集して、10年を計画期間とする「神戸市復興計画」を1995年6月に確定・公表した¹³⁾。被災した地域が復興を着実に進めるための包括的な法制度は存在していないために、復興計画は、自治体が復興を進めていくよりどころとなった。

6.2 特徴

復興計画では、復興の基本的な理念として、「都市の機能性とゆとりとの調和」、「自然の恩恵・厳しさとの共生」、「人と人とのふれあいと交流」の3点を掲げた。また、震災の被害が、市民生活のあらゆる分野に及んだため、復興の目標として「安心」「活力」「魅力」そして「協働」の4つを位置づけた。これは、市民の生活の基本である「安心」とそれを支える「活力」、さらには「魅力」あふれる都市づくりを、「協働」のまちづくりにより進めていこうとするものであった。

それぞれの目標に合わせて、約1000項目の事業を計上した。事業を重点的に、また、効果的に進めていくために、①緊急かつ重要なもの、②波及効果の大きいもの、③神戸の復

興を象徴するものといった視点から、17のプロジェクトをシンボルプロジェクトとして選定した。

このような復興計画等に基づいて、市民・事業者・行政の力の結集により、緊急・応急対応、復旧、復興に取り組んできた。その結果、神戸市人口は、増加に転じて、震災から10年を迎える直前の2004年11月に初めて震災直前の人口を超えた。その後も、人口は増加傾向にある。このような人口の回復に見られるように、復興は順調に進んできたといえる。

6.3 PDCAサイクル

これだけ急激な世の中の変化の中で、復興計画策定時に10年後の経済情勢などを見通すことは現実的には困難なことであった。また、大規模災害からの復興過程において、時間の経過とともに、災害救助から始まり、応急対応から復旧へ、そして、本格的復興へと課題の重点が移っていった。そこで、その時々々の社会経済情勢や震災からの復興状況、市民意識などに伴って変化する諸課題に、柔軟かつ弾力的に対応していくために、「神戸市復興計画」の実行にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理の考え方が採用された。PDCAサイクルとは、プロジェクトをスムーズに進めるためのマネジメントサイクルの一つであり、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて (Plan)、実行 (Do)、その評価 (Check) にもとづいて改善 (Act) を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み (考え方) のことである。

このようなPDCAサイクルの考え方を踏まえて、復興事業の進捗状況を的確に把握するとともに、必要に応じて復興計画の見直しを行った。復興計画の前半5カ年の最終年次である1999年度に、震災から5年目までの復

興への取り組みをいったん振り返って、個々の事業の達成状況や残された課題を整理し、後半5カ年に向けて有効な施策を検討するために、「神戸市復興・活性化推進懇話会」によって「復興の総括・検証」が実施された¹⁴⁾。総括・検証にあたっては、生活再建、安全都市、住宅・都市再建、経済・港湾再建の分野別に、具体的な検討が進められた。その結果を基にした同懇話会の提言を受けて、2000年度に、神戸市は、震災5年目以降の復興後期において取り組むべき施策をまとめた「復興計画推進プログラム」を策定した。

さらに、「復興計画」の最終年次を目前にした2003年度に、「神戸市復興・活性化推進懇話会」によって、2回目となる「復興の総括・検証」が実施された¹⁵⁾。「復興の総括・検証」は、これまでの復興過程を経て築き上げられた「神戸の今」を対象として、震災と復興過程の教訓を踏まえながら、これからの神戸づくりに生かしていくという視点で実施された。

同懇話会からの提言を受けて、神戸市は、復興計画終了後の2005年度に、復興の過程で生じた課題の解決を図るとともに、震災と復興過程の経験や教訓を生かしたこれらからの神戸づくりの指針を設定するために、「新たなビジョン (中期計画) (目標年次：2010年)」を策定した。このように、「復興計画」終了後も、残された復興課題については、一般施策の中でさらに継続して取り組みを行うこととなった。

また、復興の成果を評価するために、「復興計画推進プログラム」の中で、特に重点的に取り組むべき16の「重点行動プログラム」について、行政評価の考え方を取り入れて、45項目ごとに数値目標を設定した。この指標は、市民の提案を踏まえて「しみん しあわせ 指標」と名づけられた。

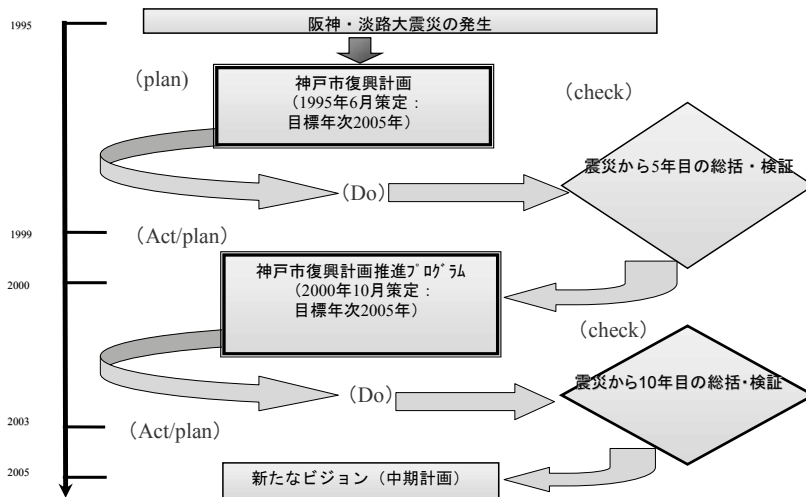


図2 復興計画の進行管理

6.4 「自律と連帯」及び「ソーシャル・キャピタル」

震災から5年目に実施された「復興の総括・検証」において、生活再建の検証では、「生活再建」と言っても範囲があまりにも広く、漠然としているために、「生活再建」とは何かを定義することから始められた。「生活再建とは被災者にとって何を意味するのか」「生活再建を進める上で役に立つと被災者が考えている要因は何か」を明らかにすることを目的に、神戸市内で12回のワークショップが実施された。

ワークショップには、被災者や支援者など総勢269名が参加し、1,623枚の意見カードを提出した。この意見カードを整理・分類したところ、生活再建の実感は7つの要素で構成されることが分かった。それは、意見数の多い順に並べると、①すまい、②（人と人との）つながり、③まち、④こころとからだ、⑤そなえ、⑥景気・生業・くらしむき、⑦行政とのかかわりという7要素であった。

生活再建の7要素のうち、「すまい」と「（人と人との）つながり」という2要素だけで全体の過半数が占められることがわかった。特に、注目すべきところは、「つながり」

の割合が他の要素と比べ突出して高いことであった。

そこで、「つながり」について、さらに、学識経験者や行政等の専門家により因果関係が検証された。その結果、その因果関係の中で最終的に現れる「新しい神戸」をつくるという意見は、次図の通り、「一人ひとりが自律する」、「みんなで助け合う（共生・連帯）」、「日常的な「つながり」の場でのふるまい方を確立する」の3つに分けられた。

ここでは、前2つの内容を見てみると、

①「一人ひとりが自律する」は、まず自分から行動する、つまり、何か人にしてもらうよりも、まず自分から始めるということである。次に、まちをつくっていく主役は自分だという主役意識というものがある。また、さまざまな意味で自助を出発にしていくものもある。

②「みんなで助けあう」は、自律とはいっても一人ひとりとは弱く、力にも限界があるので、それをどうやって補い合い、高め合うかという共生、連帯ということである。その中で必ず認識しなければならないことは、震災の場合には、多くの人が様々な形で財産を喪失し、生活に余裕

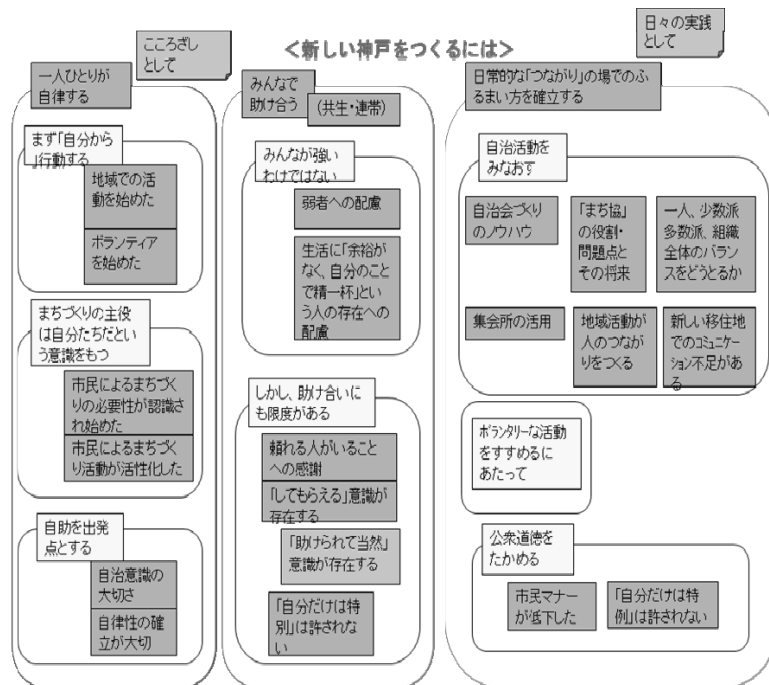


図3 震災時、復興過程で機能したコミュニティの意義

がない層がかなり存在するということを考慮に入れなければならないということである。しかし、助け合いには限界があり、何でも助けてもらうわけではない。してもらえる意識やしてもらって当然だという意識、自分だけは特別だという意識ではいけないという考え方が出てくる。

このように、1人ひとりの生活再建を進める上で鍵となる「つながり」は、自律と連帯の2つの市民的価値規範に集約された。また、自律と連帯を支える資源として、震災から10年目を直前に迎える2003年度に実施された2回目の「復興の総括・検証」で、「ソーシャル・キャピタル（社会的なつながりと、そこから生まれる規範・信頼感）」が注目された。

6.5 神戸経済の復興

神戸市は、前述のとおり、震災前に経済の再構築（リストラクチャア）を進めていた

が、その途上で、阪神・淡路大震災に見舞われることになった。神戸経済は甚大な被害を受け、その被害額は、建物・設備などのストックが約2兆5000億円、経済活動の機会損失というフローが約2兆6000億円、合計5兆円以上と推計された。また、港湾施設も壊滅的な被害を受け、被災地全体における港湾施設の直接被害額は、兵庫県によれば、公共施設が7600億円、民間施設が2400億円で合計1兆円を上ると推計された。

震災からの復興に対する市内事業者の懸命の取り組みにもかかわらず、経済の復興は1997年から停滞し、いわゆる「8割復興」という状態が続いていた。その要因については、2003年度に実施された「復興の総括・検証」で、震災よりも、バブル崩壊による全国的な厳しい不況や産業構造の転換の遅れが大きく影響していることがわかった。

経済復興の停滞の打開に向けて、中小企業の自立化とともに、震災前からの課題でもあった構造的な問題への対応を強化していくこ

とが求められた。そのため、神戸市は「神戸医療産業都市構想」プロジェクトを打ち出すことになった。この構想は、①既存産業の高度化と雇用の確保による神戸経済の復興、②医療サービス水準と市民福祉の向上、③アジア諸国の医療技術の向上など国際社会への貢献をめざして、ポートアイランド第2期において先端医療技術の研究開発拠点を整備し、産学官の連携により、21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図っていくというものである。

また、被害を受けた港湾施設はほぼ2年で復旧されたが、神戸港の貨物取扱量は震災前の水準に回復せず、特にコンテナ貨物取扱個数は震災前の7割程度の水準がしばらく続いた。その要因としては、①製造業の生産拠点の中国等の海外シフトによる貿易構造の変化、②中国・韓国・台湾など近隣諸国の港湾整備に伴うトランシップ貨物の減少、③瀬戸内・九州諸港の港湾整備に伴う外航船の地方港寄港など、神戸港を取り巻く環境が大きく変化したことが挙げられた。

こうした環境の変化に対応するため、神戸市は、神戸港を「物流ゾーン」と「親水ゾーン」の2つの地域に大きく分けて再構築して、物流機能の効率化・強化や親水機能を拡充することにより、総合的に神戸港の活性化を図ることとなった。併せて、神戸空港島を2006年に完成させ、同年2月に神戸空港の開港にこぎつけた。

7 第4次神戸市基本計画と区別計画

復興計画の策定後、震災によって凍結されていた「第4次神戸市基本計画」（目標年次：2010年）を、復興計画の精神を十分に踏まえながら、1995年10月に確定・公表した¹⁶⁾。また、地域の特性を生かした協働によるまちづ

くりを進めていくために、行政区ごとに区の将来像や主なプロジェクトなどを位置づける「区別計画」（目標年次：2010年）を、1996年3月に初めて策定した。

8 新たなビジョン（中期計画）

8.1 策定の背景

神戸市は、前述の2回目となる「復興の総括・検証」において、「復興計画の計画期間以降に残された中長期的課題の解決に道筋をつけるとともに、復興の過程で生まれた新しい取り組みを生かしていくために、新たなビジョンづくりに着手すること」との提言を受けた。

この提言を契機として、神戸市は、少子高齢化、グローバル化、情報化、地球温暖化、地方分権の推進、市の財政状況の悪化など、震災以降の神戸を取り巻く環境の大きな変化に対応して、市民のくらしを創り、育て、守るために、これからの神戸づくりの指針として、「新たなビジョン（中期計画）」（目標年次2010年）を市民の協働と参画で、2005年6月に策定した。この計画は、「神戸2010ビジョン」¹⁷⁾と「区中期計画」で構成され、それぞれ「第4次神戸市基本計画」及び「区別計画」の実現に向けた中期計画の位置づけにあった。

8.2 特徴

阪神・淡路大震災において、地域社会が救助・救援活動に有効な役割を果たすとともに、その後の復旧・復興活動にも力を発揮した。また、震災後3カ月間だけでも延べ120万人を超えるボランティアが地域に密着して被災者の支援活動にあたった。さらに、復興過程において、「コミュニティ・ビジネス」から出発して、「ソーシャル・エンタープラ

イズ」が生まれ、復興のまちづくりと連動した活動を行ってきた。このような震災後の取り組みを踏まえて、前述のとおり、「復興の総括・検証」で、「自律と連帯」やその基盤となる「ソーシャル・キャピタル（社会的なつながりと、そこから生まれる規範・信頼感）」が、復興の重要な鍵であると提言された。この提言を基に、ますます多様化・高度化してきている市民の需要及び新たな地域の課題に対応して、一人ひとりの市民が主役のまちを実現するために、「協働と参画」が市政運営の基調として位置づけられた。なお、「協働と参画」を着実に進めていく仕組みとして、「協働・参画3条例」が2004年3月に制定された。

また、2010年の神戸の将来像として、「豊かさ創造都市こうべ」を打ち出した。これは将来に向けた新しい価値としての「クオリティ・オブ・ライフ（市民性の豊かさ）」の観点にたった“神戸らしい豊かさ”を位置づけ、それを創造的に実現していこうとする都市づくりの考え方であった。具体的には、市民一人ひとりの安全・安心が確保され、心と体の健康、まちや社会の健康が築かれることを基本として、その上で、人・物・情報が集い、交流・融合を進め、新たな価値を生み出す都市という考え方であった。

この将来像の実現に向けて、「選択と集中」の観点から、「安全・安心」、「健康」、「交流・融合」というキーワードを踏まえて5つの重点テーマが設定されたとともに、重点テーマごとに、合計12のアクションプランが設定された。また、各アクションプランについて、その目標の実現に向けて、「協働と参画」関係の中での、市民・大学・事業者と行政に期待される主な役割が明示された。

同ビジョンの推進において、復興計画の推進の仕組みと同様に、全体的な指標として市

民の満足度と一人当たり市民所得が、アクションプランの目標の具体的指標として72のチャレンジ指標がそれぞれ設定されて、PDCAサイクルによる進行管理が実施された。

おわりに

以上、第2次世界大戦後からこれまでの神戸づくりの変遷を、マスタープランの作成・改定の経緯を追いながら概観した。この間、日本経済は、高度経済成長から安定成長、さらには低成長へと移行してきた。また、少子・高齢化、グローバル経済化、ICT化、市民の価値観の多様化・高度化など社会情勢は大きく変化してきた。

このような神戸を取り巻く社会経済環境の変化に対応して、神戸市の主要な政策課題は、市民生活に欠かせない基礎的・必需的な社会資本の整備から生活の質や豊かさを求める福祉・環境・文化などのソフトの充実や地域社会の重視へと移行していった。このような政策課題の変化に対応して、政策手法は、行政主導の「都市経営」方式から市民・事業者と行政との「協働と参画」方式へと展開してきた。

2005年に、日本全体として人口減少社会に入った。今暫く人口増加傾向がみられる神戸市でも、近い将来に人口減少に転ずるものと見込まれる。また、人口減少に伴い、労働力人口の減少や経済規模の縮小、さらには、市街地の縮退も見込まれる。このような社会経済情勢の大きな変化に対応して、限られた経営資源の中で持続可能な発展を実現していくためには、これからの神戸づくりにおいて優先すべき目標・戦略を明確にすることが、より一層求められる。その意味で、今回、策定された第5次神戸市基本計画は、その役割を果たすものであると期待される。

参考文献

- 1) 神戸市 (1961) 『神戸市戦災復興誌』.
- 2) 新修神戸市史編集委員会 (2005) 『新修神戸市史行政編Ⅲ都市の整備』 神戸市.
- 3) 神戸市 (1962) 『神戸市背山総合開発計画』.
- 4) 安田丑作 (2000) 「21世紀の神戸の都市空間像構築に向けて」 『都市政策』 (神戸都市問題研究所), NO. 100, pp.72-86.
- 5) 神戸市 (1965) 『神戸市総合基本計画』.
- 6) 新野幸次郎 (2000) 「21世紀神戸の都市像をめぐって」 『都市政策』 (神戸都市問題研究所), NO. 100, pp.3-17.
- 7) 神戸市 (1976) 『新・神戸市総合基本計画』.
- 8) 神戸市 (1986) 『第3次神戸市総合基本計画』.
- 9) 神戸市 (1991) 『神戸市都市環境基準とその実施計画』.
- 10) 神戸市 (1990) 『インナーシティ総合整備基本計画』.
- 11) 神戸市 (1993) 『新・神戸市基本構想』.
- 12) 荒木昭次郎 (1990) 『参加と協働』 ぎょうせい.
- 13) 神戸市 (1995) 『神戸市復興計画』.
- 14) 震災復興総括・検証研究会 (2000) 『神戸市震災復興総括・検証報告書』.
- 15) 神戸市復興・活性化推進懇話会 (2004) 『平成15年度復興の総括・検証報告書』.
- 16) 神戸市 (1995) 『第4次神戸市基本計画』.
- 17) 神戸市 (2005) 『神戸2010ビジョンー豊かさ創造都市こうべー』.
- 18) 本荘雄一 (2009) 「マスタープランからみた神戸の都市づくりの変遷」 塩沢由典監修 『関西のポテンシャル』 晃洋書房.

新修 神戸市史

最新刊 第10巻

「歴史編Ⅱ 古代・中世」 好評発売中

A 5判 全1100ページ 上製本箱入り 定価6,000円（税込み・送料別）

- 構成**
- 第1章 原始社会から倭王権へ
 - 第2章 律令国家の形成と確立
 - 第3章 神仏と交通
 - 第4章 神戸と災害
 - 第5章 貴族政治と平氏の台頭
 - 第6章 福原遷都と源平の争乱
 - 第7章 鎌倉時代の社会と文化
 - 第8章 南北朝の動乱と室町幕府
 - 第9章 兵庫津と荘園
 - 第10章 戦国の争乱と中世後期の文化・社会
 - 第11章 古代・中世の文化財

内 容

古代における政治過程や交通の歴史、また大輪田の泊の姿、中世の日宋貿易や日明貿易の舞台となり、国内交通の要衝として繁栄した兵庫津の有様などを、最新の成果を盛り込んで紹介します。

また、神戸が戦場となった一ノ谷合戦や湊川合戦をはじめ、悪党の襲撃、室町・戦国の争乱などの惨禍と、そこから立ち上がる人々の姿を描きます。

そして先年阪神・淡路大震災を経験しましたが、古代・中世の自然災害を分析していることも本書の特色です。

既 刊 好評発売中（定価は税込み）

「歴史編Ⅰ 自然・考古」、「産業経済編Ⅰ 第1次産業」、「歴史編Ⅲ 近世」、「歴史編Ⅳ 近代・現代」（以上定価各5,000円）、「産業経済編Ⅱ 第2次産業」、「行政編Ⅰ 市政のしくみ」、「行政編Ⅱ くらしと行政」、「産業経済編Ⅱ 第2次産業」、「行政編Ⅲ 都市の整備」「歴史編Ⅱ 古代・中世」（最新刊）（以上定価各6,000円）

◎市史の詳細・目次は 神戸市文書館ホームページをご参照ください

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/014/Kankoubutuhtml/kankoubutu.html>

発 行 神戸市 新修神戸市史編集室（神戸市文書館）

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

お申込先 田中印刷出版(株)内 みるめ書房

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554

主要書店にても好評発売中



実践自治体行政学—自治基本条例・総合計画・行政改革・行政評価

金井利之著



第1法規
本体2,200円＋税

自治体行政学とは何かについて、著者は、「自治体の行動活動に関して、広い意味では政治学的な観点から、より狭い意味では、行政学的な観点から研究教育する学問である」と定義する。本書は、自治体行政学を体系的に解説するものではなく、自治体の自治運営の方式に関する自治実践である。自治基本条例、総合計画、行政改革、行政評価の4つのテーマを取り上げて、それぞれの理念、課題、対応策について、とりわけ自治体行政組織・首長・行政職員に対する住民による民主的統制の観点から論述したものである。

ここでは、4つのテーマの中で、本号の特集テーマである総合計画を取り上げて、その一部を紹介しておく。『総合計画は、高度経済成長時代の末期に制度化・普及したものであるが、1990年代後半から新世紀にかけての「失われた／改革の10（20）年」あるいは「第三の改革」の時代に、無変容ではありえない』と指摘して、「平成の大合併」、「国から地方へ」、「官から民へ」といった自治の仕組みの変更への対応など、総合計画を取り組む課題の代表的なものについて、その論点を解説している。なお、著者は、「総合計画とは、自治体の各種政策・行政分野を全て合わせて含んだ、自治体の政策・事業の全般に関して、複数年度にまたがって決定した一覽文書である。」と定義する。

その1つとして、公共サービスの担い手の変更という「官から民へ」の流れへの対応で、『総合計画は、従来の自治体自ら行える政策・施策・事業を記載する「行政計画」から、民間諸活動を取り組んだ「協働型計画」へと変容をきたす』と指摘している。後者の協働型計画は、『乏しい行政サービスのみを示す総合計画である。とともに、地域資源を「最大動員」して、公共サービスを確保しようとする「拡がった自治体」の総合計画になりえるかもしれない。大風呂敷であるが担保する手段のない総合計画である』と特徴づけている。

近年、自治体の自治運営の現場は厳しさが続いており、それに対応して、新たな自治運営の開発が求められている。本書は、住民による民主的統制という観点を軸に、近年各自治体で様々に取り組まれてきた自治実践について解説しており、新たな自治運営を検討する上で、必読の一冊である。



政策形成

小池洋次編著



ミネルヴァ書房
本体3,500円＋税

政策について今最も求められているのは、あらゆる政策アクターの政策形成・立案能力を上げることである。本書では、政策現場を経験した第一人者たちによって「政策形成現場」の実態とその問題が描かれている。具体的には、政治・行政・シンクタンク・メディア・学会・NPOの各視点から、①政策アクターたちが身につけるポイントや、②日本における成功や失敗の具体的事例、他国から学べる事例を挙げ、さらに、③政策形成・立案能力を身に付ける方法や、④日本の制度の改善ポイントを述べることで、政策形成に携わる人々への実践的マニュアルを提示する。

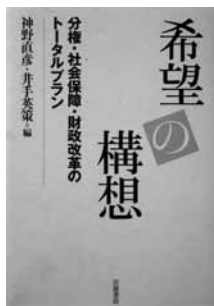
本書は10章で構成されている。第1章は総論で、政策形成を学ぶ意味や重要性、そしてその過程やシステムの問題と課題を提示している。第2章は、政治編で、政治家や政策秘書、さらに政党や国会のスタッフなどの役割や実際の動きを紹介している。第3章は、行政編で、中央省庁を中心に行政の問題点を抽出し、そのあるべき姿を問うている。第4章と第5章では、地方行政を取り上げて、広域自治体における行政の実現と課題や、基礎自治体における政策形成の問題と課題をそれぞれ示している。第6章は、企業や経済団体を政策形成の主要アクターととらえ、それを支えるスタッフに必要な条件を明らかにしている。第7章はシンクタンク論で、政策形成過程におけるその位置づけや発展過程と現状を明らかにし、今後の課題を提示している。第8章は、日本の政治ジャーナリズムの現状を具体的に紹介しながら、今後のメディアのあるべき姿を描いている。第9章は、政策形成を担う人材を学界がどう育てるか、そして学会の役割は何かなどについて提言を試みている。最後に、第10章で、NPOについて、政策形成過程に果たすべき役割と課題を提示している。

公共政策に携わる人々やそれを研究する人々にとって、本書は、政策形成過程の問題点を把握し、その改善・改革を検討する上で役に立つ一冊である。



希望の構想 分権・社会保障・財政改革のトータルプラン

神野直彦・井手英策編



岩波書店
2,000円＋税

本書は、2006年の小泉政権当時に、財政学という視点からの世界像を描いた書である。

編者によれば、本書の目的は、市場経済の競争原理を経済システムだけでなく、政治システムや社会システムにも適用しようとする「小さな政府」の市場主義への対抗提案を描き、国民が実感している未来への絶望に対して未来への希望のシナリオを叙述することであるとする。

そして、未来への絶望はアクラシー（統治能力喪失）から生じているとし、現在の日本政府は、自らを不必要悪としてその破壊を唱えているとする。

その上で、本書の背後にある理念は、アクラシーをデモクラシーに置き換えることにあるとする。すなわち、デモクラシーで貫かれた「三つの政府」で築く「ほどよい政府」が、本書の提案であるとする。

編者は、財政民主主義を活性化するため、財政を運営する公共空間を、国民参加が可能になるように、手の届く距離に設立する必要があるとし、そのためには、政府をメゾ・レベルで再編し、参加可能な「三つの政府」体系を確立すべきであるとする。そして、政府をメゾ・レベルで、「三つの政府」体系に再編するとは、生活の「場」で自発的協力に基礎づけられた地方政府、生産の「場」で自発的協力に基礎づけられた社会保障基金政府、それにこの二つの政府に対してミニマムの保障を負う中央政府という「三つの政府」に変革することを意味するとする。

その上で、「小さな政府」論は、財政再建を口実にして社会を破壊していくとし、「三つの政府」で築く「ほどよい政府」を実現することを阻止する財政再建至上主義を「絶望の構想」とし、「適切な資産・負債管理」というシナリオを対置して、「希望の構想」として、大きく四つのテーマを取り上げている。すなわち、第1章の分権改革、第2章の社会保障改革、第3章の税制改革、第4章の資産・負債管理の四つである。

そして、「小さな政府」では、「切り捨て分権」・「切捨て福祉」・「貧者への重税」を「希望の構想」では、「生活保障のための分権」・「生活保障のための福祉」・「公正な税負担」をデザインしているとする。

当時、編者が憂えていた小泉政権の赤字国債発行額は、現在でも問題となっており、今も尚、その構想は再考する価値がある。



リハビリテーション連携論—ユニバーサル社会実現への理論と実践—

澤村誠志・奥野英子編著



三輪書店
3,400円＋税

医療とその関係分野の専門職が行うリハビリテーションを医学的リハビリテーションと呼ぶが、教育分野、職業分野、社会福祉分野で行われるアプローチも医学的リハビリテーション以上に重要である。

本書は、副題にもあるとおり、リハビリテーションのさまざまな分野に従事している人たちの最終目的が、年齢・性別や障害の種類を越えて、誰もが安心して、心豊かに人間としての尊厳を守り、住み慣れた地域で生き生きと住み続けることができるユニバーサル社会の創生にあると説く。

また、編者が語るように人々の多面的なニーズを満たし、社会参加を進めるためには、医療、社会生活力、教育、職業や福祉のまちづくりなどを含めた総合的なリハビリテーションサービスが必要であるとしている。

しかし、日本の現実には、各分野の専門職の教育や、実際のサービスが縦割り行政下で、分かれており、総合的、包括的なサービスの展開に障害となっており、これ乗り越えるには、効率的に連携して行くことの重要性が述べられている。本書の企画は、日本リハビリテーション連携科学学会の10周年を記念してのものであるが、リハビリテーションサービスの利用者やその家族の立場に立ち、各分野間、各種専門職間、関係機関間の連携を確立・促進する視点から、リハビリテーション連携に関する理論と実践をまとめたものであり、その内容には、リハビリテーション諸分野における連携と問題点、地域リハビリテーションにおける実践と連携、ライフサイクルに応じたリハビリテーション連携の実践、そして将来への課題などが含まれている。

編者が述べる具体的な提言やユニバーサル社会実現のための条件の提示などは、過激すぎるきらいはあるが、行政やリハビリテーションのさまざまな分野に従事している人たちに対して、現在の医療や福祉分野のサービスを考察するひとつの視点とはなるであろう

“青い山脈”の来歴

元神戸市公園緑地部長 矢木 勉

都市問題研究所のマンスリーレポート（平成22年6月）に新野理事長さんが第二次大戦のあとにヒットした“青い山脈”（西条八十作詞，服部良一作曲）は作詞家が鉄道で神戸市内を通過したときに見た六甲山がもとになっている話を紹介されています。“青い山脈”の歌詞三番はつぎのとおりです。

雨に濡れてる焼跡の
名もない花もふり仰ぐ
青い山脈 輝く峰の 懐かしさ
見れば涙がまた滲む

この曲のヒットした昭和24年ごろ，大阪，岡山間を何回か行き来しましたが，車窓から見える山に木が生えているのは神戸の裏山だけでした。同じ六甲山でも終戦直後に登ってみた甲山かぶとに木は皆無で，昭和16年ごろだったと記憶する西宮市背後の六甲山での軍用機による模擬爆弾投下見学会も木のない山と山との谷間を見下ろしてのものでした。

荒廃しきった当時の国内の山々の中で緑を輝かせていた神戸の裏山の生い立ちをさかのぼります。

1 明治35年（1902）からの大造林

明治時代に入ってから神戸の裏山は，国内屈指のはげ山でした。自家用燃料採取などに農家が利用してきた入会林の裏山は，急増かつ生活様式急変の市民の乱獲にさらされました。明治33年の布引水源池誕生も引き金となり明治の大造林が始まりました。

神戸市と神戸区民が先導した明治37年から明治41年までの造林面積は約600ha，うち200haは現在の再度公園以北の山肌がむきだ

した山稜地への砂防植林でした。市と区民からの要請を受けて兵庫県が施工したものです。再度山から南の再度谷を中心とした部分，再度公園以北の谷間部分は神戸市と神戸区（財産区）が分収林契約をかわして市が植林したものです。木材収穫時には，土地提供側の神戸区が3割，植林，管理してきた神戸市側の取り分7割のとりきめでした。入会林の形を解除した区有山地にスギ，ヒノキ，マツ，クス，クリなどの用材収入の期待される木が中心に植えられました。クスは樟脳を取るための木，クリは鉄道枕木用の木でした。

そしてこの大造林に先立って，明治35年度，市は再度山北斜面の荒廢地に砂防造林をしています。明治6年に県から廢寺命令を受けたのを神戸村民懸命の嘆願で存置できた再度山大竜寺，その背中の姿直しでした。また元大竜寺境内林で明治になって国有林となっていた再度山南西斜面のシノキ林を，寺に返還された場合に勝景が保てなくなるのを懸念した神戸区民は直接国にかけあって神戸区に有料払い下げを受けています。明治38年のことです。そしてこの年，植林地の生育を見守るように大竜寺前茶店を記帳所にして“毎日登山”が発祥しました。

2 昭和5年（1930）からの背山開発

六甲山では昭和に入って観光開発の機運が高まりました。昭和2年に阪神電鉄は有野村唐櫃の山林250haを六甲山上で入手して山荘地開発に着手，そんなとき，昭和4年には西灘村，西郷町，六甲村が神戸市に合併して市の裏山が須磨区から灘区の範囲に広がりました。

た。昭和5年、市背山^{はいざん}の観光開発を市の重要施策に位置づけた市議会内に『裏山開発調査委員会』が発足しました。背山の観光開発のためそれまで財産区所有だった山林を市の所有に一元化することの必要性が強調されました。

背山開発の諸調査が京都大学農学部林学科に委託され、「背山植物調査」、「財産区有林実測、地形調査」などが行われました。区有林実測は、山林の公簿上の面積、形状は実際と大きくかけ離れているため、植林を含む諸開発計画に不可欠でした。そして昭和12年、大学側の調査代表であった山本吉之助氏に、勝田銀次郎市長から神戸背山開発推進役の期待がかけられ、乞われて同年4月神戸市背山調査事務所長として入庁、その年市内財産区有林1500ha（湊西区、神戸区、葺合区）の市への寄付が実現、13年には山地課が発足して課長に山本氏が就任しました。

背山開発の山本課長の仕事は、昭和12年7月日中戦争勃発、昭和13年7月阪神大水害、昭和16年12月太平洋戦争突入、昭和20年8月終戦という時代の中で植林、砂防、公園整備が山地課→緑地課→緑地砂防課と課名を変えつつ15年近くに及びました。

昭和12年には、開園したばかりの再度公園の一角に公園墓地としての新外国人墓地の計画に着手（完成昭和36年）、15年には布引公園開設、同じ15年には紀元2600年記念事業として世界の森林を集めた森林植物園着工、18年には『施業按』（森林経営計画）を作成して市営火葬場の燃料確保にもふれ、太平洋戦下での森林生産物統制強化による強制伐採に対処しています。

昭和13年の大水害時には、背山の砂防復旧事業を民有林は国と県に依頼し、市有林は砂防施設工事、砂防復旧植林を市の事業で実施、国県に依頼した場合に保安林指定などの規制を受けることで開発計画に支障のものを避けました。昭和12年から23年までの市有林の植林事業は、大水害も追い風に捕え昭和16年

をピークに500haに達しました。

3 “青い山脈”の戦後

大戦直後の“青い山脈”でかなめになったのは市有林2000haでマツが主体でした。そのマツに、昭和36年（1961）頃から明治大造林で植えた再度谷を中心にマツクイムシ被害が激増しました。伐採駆除だけでは十分な効果が見られないため、市では前例のないヘリコプターによる薬剤空中散布を国の林業試験場の協力の下で38年から開始、年を追って薬を替え、濃度を替え、散布時期を替えて摸索を重ねました。同時に植栽して50年たったマツ林の更新、改造の検討に入りました。マツ林の中にヒノキ、カシ、モミ等を植えていくこととし、そのため国補助の造林事業をやめて国の公有林造林融資制度による事業実施を昭和40年に申請、41年から脱林業林への森林改造事業が始まりました。

また昭和46年（1971）からはグリーンこうべ作戦の名で神戸市の公園事業が活発化し、“青い山脈”の麓部分に多くの公園が誕生しています。代表は布引ハーブ園です。これら山麓公園の整備拡張による季節季節のいろいろある景観出現も期待されてきています。

昭和20年（1945）終戦の年、空襲により火の海と化した街の炎に負けなかった“青い山脈”、平成7年（1995）には大震災の神戸にあって数条の山崩れの傷跡を見せつつ私たちをなぐさめ励ました“青い山脈”、そのとき「ガレキに花を咲かせましょう」と花の種をまいて回った市民達、“青い山脈”の三番の歌詞は知っていたでしょうか。

<主要参考資料>

『補修神戸区有財産沿革史』昭和16年 神戸財産区発行
『施業按説明書』昭和18年 神戸市港都局緑地課資料

■ 口蹄疫税制特例法

宮崎県で発生した口蹄疫問題で、家畜を殺処分した農家を支援するため、国が支給した手当金などを免税扱いとする議員立法の臨時特例法が平成22年10月22日参院本会議で全会一致で可決、成立し、同29日に公布され、即日施行された。

宮崎県で平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫については、口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じるため、口蹄疫対策特別措置法が制定され、一般車両等の消毒義務、死体の焼却又は埋却の支援、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分、無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置、その他の事項が規定されている。この口蹄疫対策特別措置法等に基づき、発生農場等への手当金等が交付されているが、これらの手当金等については、同法第27条

において、国及び地方公共団体は、牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずることとされていた。

そこで、農林水産省としては、宮崎県からの要望も踏まえ、手当金等に係る免税を求めていた。口蹄疫に係る手当金等については、今回の口蹄疫がわが国の家畜防疫史上最大級の被害をもたらし、地域経済全体が打撃を受けたこと、同地域の基幹産業である畜産業を早期に再建する必要があること等を勘案し、既存の措置で対応可能なものを除き、臨時異例の措置として、所得税、法人税（法人住民税、事業税は自動影響）及び個人住民税について、手当金等により生じた所得に課税しないこととする（免税措置）特例法として成立したものである。

なお、施行による国税の減収は約13億円を見込んでいる。

■ 番組ネット転送訴訟

最高裁は、NHKと在京民法5社が、東京都内の運営会社に送信の差し止めや、損害賠償を求めた番組ネット転送訴訟に関し、平成23年1月18日、テレビ局側敗訴とした原審を破棄し、知財高裁に差し戻した。

本件は、放送事業者である上告人らが、放送番組を利用者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する機器を用いたサービス（以下「本件サービス」という。）を提供する被上告人に対し、本件サービスは、各上告人が行う放送についての送信可能化権（著作権法99条の2）及び各上告人が制作した放送番組についての公衆送信権（同法23条1項）を侵害するなど主張して、放送の送信可能化及び放送番組の公衆送信の差し止め並びに損害賠償の支払を求める事案である。

原審は、次のとおり判断して、上告人らの請求をいずれも棄却すべきものとした。

送信可能化は、自動公衆送信装置の使用を前提とするところ（著作権法2条1項9号の5）、ここにいう自動公衆送信装置とは、公衆（不特定又は多数の者）によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置でなければならない。各ベースステーションは、あらかじめ設定された単一の機器宛てに送信するという1対1の送信を行う機能を有するにすぎず、自動公衆送信装置とはいえないのであるから、送信可能化には当たらず、送信可能化権の侵害は成立しない。

これに対し、最高裁は、以下のように判示して、原審を破棄し、知財高裁に差し戻した。

送信可能化とは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力するなど、著作権法2条1項9号の5イ又はロ所定の方法により自動公衆送信し得るようにする行為をいう。ところで、自動公衆送信は、公衆送信の一態様であり（同項9号の4）公衆送信は、送信の主体からみて公衆によって直接受信されることを目的とする行為をいう。ここで、著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといべきである。そして、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。従って、運営会社の仕組みでは、運営会社が送信主体で、利用者は不特定多数の公衆にあたり、公衆送信権と送信可能化権を侵害していると判示した。

■ 東京都青少年の健全な育成に関する条例

東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正案が、平成22年12月15日可決され、平成22年12月22日公布された。平成23年7月1日に施行される（ただし、都の責務など一部の規定については平成23年1月1日又は4月1日）。

現行の条例では、性的刺激が必ずしも強くない図書類のうち、強姦や児童売春など違法な行為が、社会的に認められているかのように描いた作品を一般書棚に陳列している場合は規制の対象とならない。

そこで、青少年の健全な育成を図るため、インターネット利用環境の整備等に関する規定及び図書類等の青少年への販売等の制限に関する規定等を整備するとともに、児童ポルノの根絶等に係る都の責務等に関する規定を設ける必要があるとして、東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正したものである。

主な改正内容は、次の通りである。

インターネット利用環境の整備等について以下のような改正を行った。すなわち、第一に、携帯電話等の推奨制度の創設を行った。第二に、フィルタリングの実効性の向上を規定した。第三に、フィルタリングを解除する場合の手続の厳格化を規定した。第四に、青少年のインターネット利用に係る保護者等の責務を規定した。

また、図書類等の青少年への販売等の制限（区分陳

列）について、以下のような改正を行った。すなわち、第一に、著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為（以下「性交等」という。）を、著しく不当に賛美・誇張するように描写する漫画等の不健全図書指定等を規定した。第二に、累回にわたり不健全図書指定を受けた事業者等に対する勧告・公表を規定した。

さらに、児童ポルノの根絶等について規定した。すなわち、第一に、児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等を規定した。第二に、児童ポルノ及びいわゆるジュニアアイドル誌等に係る保護者等の責務を規定した。

本条例の改正については、定義は曖昧不明確であって、結局は正当な表現の自由を侵害するおそれがある、条例制定権の限界を超える疑いもある、青少年と保護者との対話などを通じて醸成が期待される青少年の情報リテラシーの育成を阻害する方策は採るべきではない等とする日本弁護士連合会からの反対意見も出される等、議論を呼んでいる。また、東京国際アニメフェア2011への出展をとりやめる動きも一部に出てきている。

このような、創作活動の萎縮を懸念する漫画家や出版業界等に配慮して、今回の可決に際して、条例の慎重な運用を都に求める付帯決議がつけられた。今後の動きが、注目される。

■ 日銀ゼロ金利政策

日本銀行の金融政策運営の基本方針（金融市場調節方針）は、政策委員会の「金融政策決定会合」と呼ばれる会合で決定が行われている。2011年1月25日の会合で、日本銀行は、景気は現在「足踏み状態」にあり、緩やかな回復基調に戻るとする従来の見方を維持した。また、2012年度にかけての経済成長率の見通しは、小幅な修正にとどめ、物価は2011年度から上昇に転じるという見通しを変えず、当面の金融政策も「現状維持」とした。日本銀行は今回の会合で、毎年4月と10月に公表している「経済・物価情勢の展望（展望レポート）」の中間評価を実施した。その結果、2010年度の実質国内総生産（GDP）の成長率は、昨年10月時点で予想した前年度比2.1%から同3.3%に上方修正した。一方、2011年度の成長率は、同1.8%の見通しから同1.6%へとやや下方修正した。また、消費者物価指数（生鮮食品を除く）について、2010年度は同マイナス0.4%となる予想を、マイナス0.3%に修正。2011年度に同プラス0.1%になるとの予測をプラス0.3%に引き上げた。当面の金融政策については、政策金利（金融機関同士が無担保で翌日返済する取引の金利）の誘導目標を年0～0.1%とする事実上の「ゼロ金利政策」の継続を決定し、国債や社債といった

資産の買い入れなどをする「基金」の総額も35兆円で維持した。なお、2月15日の同会合においても先行き見通しとして、わが国経済は、景気改善テンポの鈍化した状況から脱し、緩やかな回復経路に復していくという見解を示し、物価面では引き続き、消費者物価の前年比下落幅は縮小していくとし、リスク要因では、景気について上振れ要因として、旺盛な内需や海外からの資本流入を受けた新興国・資源国の経済の強まりなどがあるとした。一方、下振れ要因としては、引き続き、米欧経済の先行きや国際金融市場の動向を巡る不確実性があり、物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもあるという。日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていくとしている。

■ インフレ懸念

23年3月現在、中東情勢から原油価格の高騰が続いているが、価格高騰の波は、穀物や非鉄・金属など、あらゆる国際商品に及び、歴史的な高値で推移している。

指標となるシカゴ市場の昨年6月末から今年1月末までの上昇率をみると、トウモロコシが約2倍になったほか、小麦は約9割、大豆は約5割高くなった。さらに、ニューヨーク市場の砂糖先物価格は昨年5月比で2倍と、約30年ぶりの高値水準にある。綿花も2倍強に達し、コーヒー豆も約7割近く上昇した。

これは、中国など新興国の需要が拡大する中で、産地の天候不順で供給不安が高まったことが背景にある。そこに世界的な金融緩和で膨らんだ投機マネーが商品市場に流れ込み、値上がりを加速させているものと思われる。

農林水産省が2月18日発表した世界の食料需給見通しでは、20年の穀物価格は08年比で24～35%上昇すると分析している。つまり、「新興国や途上国の消費の伸びやバイオ燃料需要に増産が追い付かず、食料不足傾向は強まることで、長期的に価格上昇は続く」との見通しである。

世界経済は今、先進国が低成長でデフレ、新興国が高成長でインフレ、という二極分化が進んでおり、デフレが進む先進国でも最近、インフレ率は上昇傾向にある。

円高が進む日本では、輸入物価の高騰は比較的抑えられているが、それでも大幅に上昇した品目では企業が最終価格に転嫁する動きも一部出始めた。

輸入小麦の政府売り渡し価格も4月から主要5銘柄平均で18%引き上げられる見通しで、パンやうどんの値上げにつながる可能性がある。食用油メーカー各社も、すでに製品価格の値上げに踏み切っているところもある。

内閣府の試算では、経済全体で見た需要と潜在的な供給力の差を示す「需給ギャップ」は、昨年10～12月期時点でも、なお年20兆円に上り、需給ギャップの解消には程遠いと思われる。

08年秋のリーマン・ショック以降、日本経済も徐々に回復基調ではあるが、現在のように、中東や北アフリカの政変から、混乱が世界的に広がったり長引いたりすれば、原油価格の高騰も長期化し、同時に新興国を牽引役としてきた世界経済の回復シナリオが揺らぐ懸念が高まるものと思われる。

■ SNS

日本において2004年ごろから登場し始めたSNSは、ソーシャル・ネットワーク・サービス (Social Networking Service) の略で、2003年ごろ米国で誕生したコミュニティ型のインターネットのサービスである。参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などのことを公開しあったりしながら、人と人とのつながりの促進・サポートを電子化するサービスであると言われている。

SNSで提供されている主な機能としては、自分のプロフィールや写真を公開する機能や、新しくできた「友人」を登録するアドレス帳の機能、友人に別の友人を紹介する機能、会員や友人のみに公開を制限できる日記帳の機能、友人間でのメッセージ交換に使う掲示板の機能などがある。

SNSの中には、人のつながりを重視して、既存の参加者から招待されると参加できるというシステムになっているサービスが多いが、最近では、誰でも自由に参加できるサービスも増えている。また、有料のサービスもあるが、多くは無料のサービスとなっており、サイト内に掲載される広告や、友人に本やCDなどの商品を推薦する機能を設け、そこから上がる売上の一部を紹介料として徴収するという収益モデルになっている。

代表的なSNSとしては、草分け的存在のフレンズ

ターや、マイスペース、フェイスブックなどがある。フェイスブックは、2007年に大学生を中心としたサービスから、広くすべての人々に開放されて2008年にマイスペースを抜き去り、世界一のSNSになった。また、フェイスブックは、現在、世界70カ国語以上に対応しており、利用者の7割はアメリカ以外の居住者であると言われている。一方、日本においては、日本最初のSNSと言われるグリーや、会員数500万人を超え社会現象ともなったミクシィなどがある。

SNSは、社会におけるつながりの希薄化が懸念される中で、人と人をつなげるというプラス面を持っている反面、プライバシーが漏洩される可能性があるというマイナス面も持ち合わせている。SNSの利用者は実名で登録した場合が多いため、自分の過去や、友達との付き合い状態などが、知られたい人に知られてしまう可能性がある。また、仲間はずれや、いじめ、詐欺などの不祥事が起きる可能性も見られる。そのため、SNSに不安を感じる人が増えている。しかし、SNSは人々のコミュニケーションに欠かせないツールになってきており、SNSの利用の流れを止めることはできない。今後、SNSに、セキュリティーの強化や、プライバシーについての細かい設定などによって、プライバシー保護が求められる。

■ 第16回国連気候変動枠組み条約締約国会議 (COP16)

第16回国連気候変動枠組み条約締約国会議 (COP16) は、地球温暖化ガスの主要排出国である米中などが加わる2013年以降の新たな地球温暖化対策の枠組み「ポスト京都議定書」の早期策定を目指す決議「カンクン合意」を採択し、閉幕した。

「カンクン合意」の骨子は、約200カ国が、産業化以前の水準からの気温上昇を摂氏2度以内に抑える目標を設定や地球温暖化で生じる被害への対策を進める「カンクン適応枠組み」、新興国や途上国が2020年に地球温暖化対策をとらない場合と比較して地球温暖化ガス排出量を減らすといった目標や途上国支援へグリーン気候基金(2020年まで途上国支援で年間1000億ドルを調達し、熱帯雨林保護やクリーンエネルギー技術にあてる)の設立などの内容であった。しかし、地球温暖化ガス削減に関する具体的協議は来年に持ち越された。また、京都議定書の延長は、回避されたものの、協議は続けられることになった。各国は、「ポスト京都議定書」で合意を目指すのが、米中などを含めた枠組みを作れるかは依然、不透明な状態にある。現在の京都議定書の枠組みは2012年で

期限が切れるため、延長もせず13年以降の国際枠組みも決められないと空白期間が生じるが、これを避けるには、2011年末に南アフリカのダーバンで開催されるCOP17で最終決着を図る必要がある。なお、COP16では、COP17に向けて「ポスト京都議定書」につながる原案文書と「ポスト京都議定書」の枠組みができなかった場合の京都議定書延長案文書といった2つの文書を取りあえず採択した。「ポスト京都議定書」には、現行の京都議定書とは違い米中など温暖化ガスの主要排出国も参加するのが前提だが、一方で京都議定書の延長案は、米中が参加しない現行の京都議定書に沿って、日欧などだけが、削減義務を負う枠組みで、17年または20年までの義務的な削減目標を設定する内容となっている。日本は主要排出国が参加する「ポスト京都議定書」の設定を主張し、京都議定書延長案には反対しているが、途上国は延長を支持し、欧州連合 (EU) も条件付きで延長受け入れを表明。対立は解消せずCOP17に持ち越されている。

■ ニュージーランド地震

2011年2月22日12時51分に、マグニチュード6.3の地震がニュージーランド南東最大の都市、クライストチャーチ市(人口約35万人)を襲った。今回の地震は、震源が同市の北北西5キロメートルと中心部のほぼ直下で、深さが5キロメートルと浅い、直下型地震であった。また、昨年9月に、同市から西へ約40キロメートル離れた地点を震源とするマグニチュード7.0の地震が起きたが、その余震と見られている。

今回の地震は、昨年地震より規模が小さく、また比較的中規模にもかかわらず、多数の死傷者や建物が倒壊する甚大な被害をもたらした。死者・行方不明者総数が、地元警察当局による3月8日の発表によれば、181人にのぼる。また、被害総額が、ニュージーランド政府による3月6日の発表によれば、150億ニュージーランドドル(約9117億円)にのぼる。被害総額の内訳は、一般住宅の被害が90億ドル、商業ビルの被害が30億ドルと見込まれている。

このような大きな被害に見舞われたのは、①未知の断層で起きた震源が浅い直下型地震であったこと、②堆積層の軟弱地盤であったこと、③古い建物が多かったことなどの条件が重なったことが原因であると見られている。

それぞれの要因について概観していくと、まず、未知の断層についてであるが、昨年9月に地震が起こるまでは、同市周辺では4千年以上地震が起きておらず、断層がないと考えられていた。専門家は、「ニュージーラン

ドは世界でも断層研究が最も進んでいる国の一つだが、それでも未発見の断層があったということは、日本でも教訓になる。」と指摘している。また、震源が浅い直下型地震であったため、揺れの強さを示す最大加速度は阪神・淡路大震災の値818ガルを超えたといわれている。

ついで、地盤の悪さについてであるが、同市は、蛇行するエイボン川が運んだ泥や砂が堆積してできた軟弱地盤の平野にあるため、地震波が増幅されたと推測されている。また、被災地がもともと沼地であったことから、所々が液状化によって冠水した。

最後に、建物の倒壊についてであるが、ニュージーランドは、日本同様、地震が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、耐震の基準や技術の先進国とされてきた。しかし、同市では、70年代に整備された耐震基準に対応していない古い建物が倒壊したと見られている。19世紀後半にできた同市には、レンガや石造りの古い建物が多く、昨年地震発生までは、地震の危険度が低い地域と考えられていたため、耐震補強が積極的に進められていなかったといわれている。しかし、昨年の地震で、建物の被害が大きかったことから、現行の耐震基準が導入された70代以前に建てられた、耐震性が足りない建物を対象に、法的規制と所有者への助成制度を組み合わせた対策が打ち出された矢先であった。

これまでの情報から、未知の断層への備えとして、古い建物の耐震改修などをより一層進める必要があることを改めて学ぶことができる。

■平成22年国勢調査結果（神戸市）

平成22年10月1日に実施された国勢調査による神戸市の人口総数は、1,544,873人となり、前回平成17年国勢調査の結果と比べると、19,480人、1.3%増加した。

世帯数は、684,277世帯、前回の結果と比べると40,926世帯、6.4%増加し、1世帯あたりの人員は2.26人となった。人口増減の推移を見ると、神戸市の人口は、戦後一貫して増加傾向にあったが、平成7年調査では、阪神・淡路大震災の影響で平成2年調査と比べ人口が減少した。平成7年調査から平成12年調査の間は、人口も4.9%と大幅増となったが平成12年から平成17年調査の間は、2.1%増加にとどまった。平成17年調査から今回調査の間は、引き続き人口の増加を続けたが、増加幅はさらに縮小し、19,480人、1.3%の増となった。

区別の状況は、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、西区では前回調査に引き続き人口増加がみられたが、北区においては前回調査とほぼ横ばいであり、長田区、須磨区、垂水区は引き続き人口減少基調にある。

なお、世帯数は、すべての区で増加となった。区別人口の推移を見て行くと東灘区、灘区では、平成12年調査から平成17年調査の5年間で、6%を超える人口増加が見られたが、平成17年から平成22年においては東灘区で

4,470人、2.2%増、灘区で5,449人、4.3%増となり増加幅は縮小した。また、中央区では、前回調査同様の人口の増加がみられ、9,797人、8.4%増となった。前回調査では、ほぼ横ばいであった兵庫区は1,354人、1.3%増となった。減少傾向にある長田区、須磨区、垂水区の3区については長田区△2,114人、2.0%減、須磨区△4,081人、2.4%減、垂水区△2,228人、1.0%減となった。北区においては1,058人、0.5%増、西区においては5,775人、2.4%増となった。区別人口割合では、市内の人口増減の結果、平成22年における各区の人口シェアは、引き続き、西区（平成22年16.1%、平成17年16.0%）が最大となった。区別による割合の変化はあるものの、全市における区の割合順位は平成17年調査と同じである。区別世帯数及び世帯人員の推移を見ると、世帯数は、684,277世帯となり平成17年調査に比べ、6.4%の増加となった。また、全ての区で増加となった。平均世帯人員は2.26人で、平成17年調査の2.37人からさらに減少した。北区、西区では、2.63人、2.65人と比較的世界帯人員は多い。世帯人員が最少の中央区1.71人に続き、兵庫区でも1.90人と2人を割り込んだ。

■「港都 神戸」グランドデザイン

神戸の都心・ウォーターフロントは、緑豊かな六甲山の山並みと、穏やかな瀬戸内海に囲まれ、恵まれた自然環境のもとで、これまでの神戸の発展を牽引してきた中心的な地域である。

しかし、近年のコンテナ船の大型化に伴う港湾物流の変革に対応すべく物流活動の場が、ポートアイランドや六甲アイランドなど沖合へと移った結果、かつての沿岸のウォーターフロントのあり方が問われており、これは海外でも主要な港が共通してもつ課題でもある。

神戸が、今後も都市間競争に負けない選ばれた都市として持続的に発展していくためには、この都心・ウォーターフロントを如何に神戸型の魅力・活力あるまちに再生できるかが重要な課題となっている。

現在は、人口が減少する傾向にあり、また個人の消費志向をはじめ価値観が多様化し、一方でグローバルに経済や人が動く中で、大量消費社会・効率化優先社会から人々の心のあり方や豊かさが重視される時代へ移行しつつある。

このような時代の動きをふまえ、都心・ウォーターフロントは、神戸市の創造都市戦略「デザイン都市・神戸」を具現化するリーディングエリアとして、人を中心とした新たな意味での「港都」を創生する必要がある。

そこでは、緑に満ちた美しいまちの景観や、知性・感性を豊かにし、文化性が高く、活動的な生活環境が提供され、それらが身近に港を感じられる開放性の中に存在しているような環境の中で職・住・学・遊など様々な面でクリエイティブな活動が展開するまちをめざしていく。

「港都 神戸」グランドデザインは、このような都心・ウォーターフロントをめざして、概ね20～30年後の将来構想を描いたものであり、平成21年の都心・ウォーターフロント研究会からの提言を受け、平成22年度の「港都 神戸」グランドデザイン検討委員会での検討を経て策定するものである。既に、都心・ウォーターフロントに関しては、眺望景観に関するルールづくりや旧神戸生糸検査所の（仮称）デザインクリエイティブセンター KOBÉ への転活用など「港都 神戸」をめざした取り組みは一部が始まっているが、景観一つを捉まえても容易にわかるように、まちづくりは一朝一夕にはできない。都心・ウォーターフロントに関わる市民・大学等・事業者・行政が、共有するまちづくりの目標を掲げ、共に協力して長期間にわたり継続的に取り組むことによって、はじめて実現するものである。都心・ウォーターフロントが、市民の誇りとなり、魅力・活力に満ちあふれるものとなることをめざしていく。

神戸観光プラン

わが国は、出生率の低下と平均寿命の伸びにより少子・超高齢化が進行するとともに、2005年以降人口減少局面を迎えており、神戸市においても人口の自然減少が始まり、将来的には市全体の人口も減少することが予想されている。

このような状況において、都市の活性化を図っていくためには交流人口の増加が不可欠となる。

そこで、豊かな自然やまちが持つ魅力を活かしながら広く発信することにより、交流人口の増加に重要な役割を担う観光やコンベンションを振興するため、神戸観光プランが策定された。

このプランの目指すべき姿は、人が集い、交流し、魅力あふれる「観光交流都市」である。

それを実現するための基本方針は、観光を通じた総合的なまちづくり。宿泊、飲食、運輸、レジャーなど直接消費される分野だけでなく、それらを通じた雇用の創出など域外需要の取り込みによる地域経済の活性化や来訪者との交流による地域の文化、歴史等の相互理解の促進、わがまちを愛する心の醸成などにより、神戸全体の活性化につなげていくものである。

計画期間は、2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度）とし、観光入込客数、外国人旅行者数、宿泊者数（延べ人数）、国際会議開催件数、旅行者満足度と

いった2015年の目標数値を設定している。

本プランは、神戸観光アクションプラン（平成16年2月策定）の後継計画として位置づけられ、施策実施にあたっては、本市のマスタープランである「神戸づくりの指針」や「神戸2015 ビジョン」と連携・相互補完しながら着実に進めることとしている。

重点施策としては、1.コンベンションを核とするMICE誘致の推進、2.国際観光の推進、3.周遊と滞在につながる観光の推進の3つを挙げている。防災・医療など神戸ならではのコンベンション誘致や魅力的なプログラムの提供、和の体験や食・夜景など外国人が魅力を感じる資源の活用、観光資源のネットワーク化や交通インフラの充実などにより、戦略的な観光客誘致を進めていく。

また、基本施策として、オンリーワン観光資源の充実や神戸発の着地型観光など「神戸ならではの観光の推進」、対象者に応じた情報発信や多様な情報発信手段の活用など「情報発信の充実」、観光案内機能の充実やおもてなし人材の育成など「おもてなしの充実」に取り組んでいく。

なお、推進体制については、市民、大学等、事業者、行政が適切な役割分担のもと、それぞれの主体が役割を果たすとともに、連携しながら進めていく。

KOBE三国志ガーデン

神戸市の新長田南地区では、同地区出身の漫画家横山光輝氏の作品「鉄人28号」と「三国志」を活用した、地元主導による地域活性化事業「KOBE 鉄人 PROJECT」により、まちのにぎわいづくりが進められている。その事業による街のランドマーク「鉄人28号モニュメント」が、平成21年9月末に震災復興のシンボルとして完成して以降、400万人を超える来街者により、街に活気が戻っている。

そして同地区では、三国志が持つ魅力を活用したさらなるにぎわいづくりを進めており、三国志武将の石像やバナーの整備、イベントの開催、地元商店主による「三国志なりきり隊」の結成、接客・演出などによって「三国志のまち」としての周知も確立しつつある。

神戸市は三国志のまちづくりの拠点となる体験・展示施設「KOBE 三国志ガーデン」を整備し、平成23年3月19日に再開発ビルのアスタくにつか5番館2階にオープンした。整備費用は宝くじ協会助成金の1億4000万円で、運営は、「NPO 法人 KOBE 鉄人 PROJECT」が行う。全体規模は1,600㎡、三国時代の城門をイメージした大正筋商店街沿いのメインゲートをくぐれば、ジオラマ館、交流館、体験館、庭園の三国志の世界が広がる。

ジオラマ館は、三国志の名場面を紹介する世界最大級の巨大ジオラマの他、オリジナルアニメーションの上映、中国成都武侯祠博物館や映画「レッドクリフ」の衣装・小道具等の展示、IT体験学習コーナーなどを設置。交流館は、三国志の登場人物の衣装を着て武将や女官になりき

れるコスプレコーナーと撮影セットの他、セミナーやサロンとして利用できる。体験館は、射的などのゲームや京劇の面の絵付け体験を楽しみながら物語を学んだり武将の気分を味わえる。また、庭園では、「桃園の誓い」、「七星壇」、「五丈原」という三国志の序盤・中盤・終盤の各名シーンで記念撮影ができる（ジオラマ館は有料。その他は無料、但し衣装貸出・ゲームなどは有料）。

三国志は多くの逸話やエピソードがあり、「三顧の礼」や「破竹の勢い」などは現代社会でも使われている言葉でもあり、三国志は、小説、映画、ゲームなど、裾野が広く世代を超えて親しまれている。したがって「KOBE三国志ガーデン」は、三国志ファンのみならず子供から大人まで幅広い層が楽しめる施設として、新たな観光・集客拠点となるであろう。

また、地元商店街では「三国志大作戦・一店一宝運動」など新たな商品開発や販促・おもてなしセールなどが始まったほか、最寄駅の地下鉄海岸線駒ヶ林駅の副駅名が「三国志の街」に決まった。

同地区では、国道以北の「鉄人28号モニュメント」と並び、国道以南に「KOBE三国志ガーデン」が誕生したことにより、エリア全体の回遊性が高まり、地域のより一層の活性化が図られるとともに、市内にある南京町や関帝廟、孫文記念館など中国文化の関連施設にまた一つ新たな観光・集客資源が加わることで、市内全体の街の魅力アップにつながるものと期待されている。

第5次神戸市基本計画（概要）

平成23年4月

神戸市企画調整局

【問い合わせ先：総合計画課 078-322-5030】

1 はじめに

神戸市では1965年以来、これまで4次にわたって基本計画を策定し、計画的な行政運営に努めてきました。阪神・淡路大震災による未曾有の被害を受けた1995年には「第4次神戸市基本計画」に先立ち、「神戸市復興計画」を策定し、両者をあわせて実行することで、震災からの速やかな復興と、21世紀という新たな時代にふさわしい都市づくりを進めてきました。さらに震災から10年が経過した2005年には、それまでの復興の歩みをふまえて、「神戸2010ビジョン」を策定し、「豊かさ創造都市」の実現をめざしてきました。「神戸2010ビジョン」については概ね目標を達成できましたが、少子・超高齢化の急速な進行や、激しい国際競争など、神戸を取り巻く社会経済状況は一層厳しさを増しています。

（神戸市の基本構想・基本計画の策定経緯）

	1965年～ (昭和40年)	1974年～ (昭和49年)	1986年～ (昭和61年)	1993年～ (平成5年)	2011年～ (平成23年)	
基本構想		人間都市神戸の基本構想 1974年（昭和49年）策定		新・神戸市基本構想 1993年（平成5年）策定		
基本計画 ・区別計画	<第1次> 神戸市総合基本計画 1965年（昭和40年） 策定	<第2次> 人間都市神戸の基本計画 1976年（昭和51年） 策定	<第3次> 人間都市神戸の基本計画（改定） 1986年（昭和61年） 策定	<第4次> 第4次神戸市基本計画 1995年（平成7年） 策定 区別計画 1996年（平成8年） 策定	<第5次> 第5次神戸市基本計画 2011年（平成23年） 策定 ・神戸づくりの指針 ・神戸2015ビジョン ・各区計画	
中期計画	神戸市生活環境基準 新・神戸市生活環境基準 第3次神戸市生活環境基準			神戸市都市環境基準 新・都市環境基準 神戸2010ビジョン 2005年（平成17年）策定 区中期計画 2005年（平成17年）策定		（基本計画に統合）

基本構想… 市の最高理念であり、21世紀における基本姿勢を市会の議決を経て示したものの。

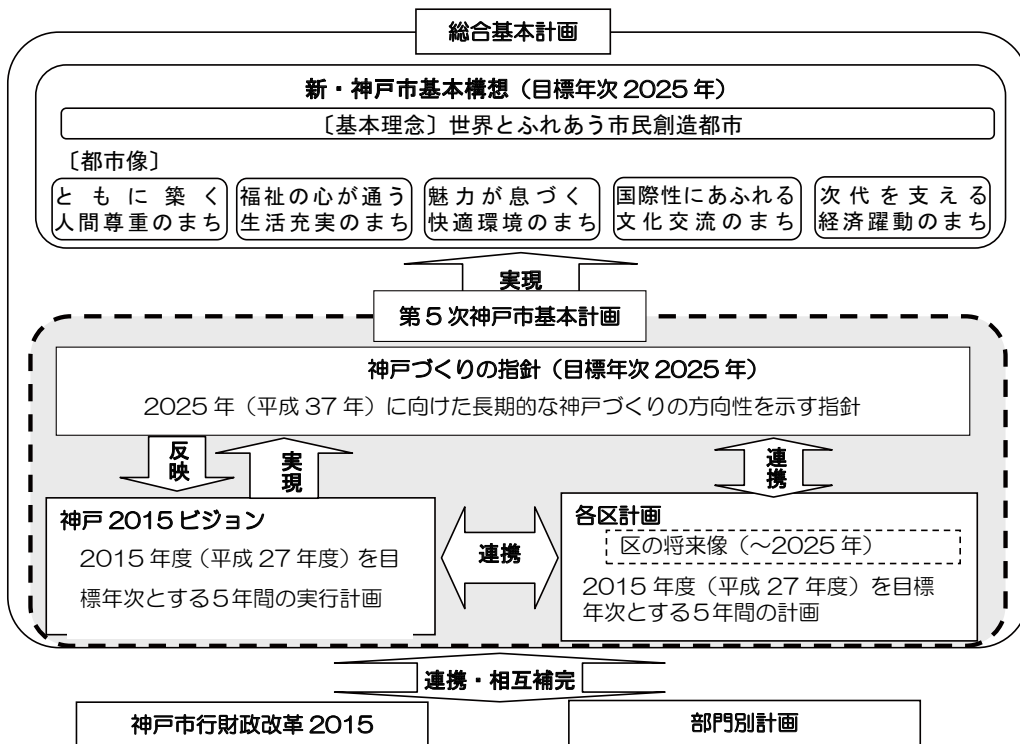
基本計画… 基本構想に描かれた都市像の実現をめざし、まちづくりの基本的な姿勢を示すもの。

こうした中、本市はこれからのまちづくりのあり方を定める基本計画（マスタープラン）として、足かけ3年にわたる検討を経て、平成23年2月8日に「第5次神戸市基本計画」を策定・公表しました。

「第5次神戸市基本計画」は、次の3つの計画から構成されます。

- ①「神戸づくりの指針」－2025年（平成37年）に向けた長期的な神戸づくりの方向性を示す指針
- ②「神戸2015ビジョン」－2015年度（平成27年度）を目標年次とする5年間の実行計画
- ③「各区計画」－2025年（平成37年）に向けた区の将来像と2015年度（平成27年度）を目標年次とする5年間の計画

（計画概念図）



策定にあたっては、各分野で活躍されている市民や学識経験者などにご参加いただいた「神戸市総合基本計画審議会（委員総数89名 会長：新野幸次郎 神戸大学名誉教授）が中心となり原案の作成を行ったほか、市民意見募集、市民ワークショップ、大学生からの提言募集、小学生の作文募集など様々な協働と参画の手法により、市民の皆様の意見を反映しながら進めてきました。

（策定までの経緯）

審議会など	市民参画
20年 7月 「神戸市次期基本計画のあり方懇話会」設置・懇話会① 8月 懇話会② 9月 懇話会③ 10月 懇話会④ 11月 懇話会報告書提出	20年 6月 市民ワークショップ① 9月 市民ワークショップ② 11月 市民ワークショップ③ 12月 懇話会報告書に対する意見募集
21年 2月 「神戸市総合基本計画の策定方針」発表 3月～区民まちづくり会議での検討（～22年度）	21年 1月～区民アンケートの実施 2月～大学生からの提言募集
21年 7月 「神戸市総合基本計画審議会」設置・総会① 〔委員数89名（学識経験者、民間団体代表者、実践者、市会議員、市政アドバイザー）〕	21年 6月～小学生の作文募集 7月～各区シンポジウムの開催 7月 「中高生しゃべりばwith神戸市長」の開催

8月 都市空間部会①, 活力・魅力部会① 9月 市民生活部会①, 都市空間部会② 10月 都市空間部会③, 活力・魅力部会②, 市民生活部会②・③ 11月 活力・魅力部会③ 12月 調整部会 22年2月 総会② 3月 都市空間部会④, 市民生活部会④, 活力・魅力部会④	7月 中学生による「子ども議会」の開催 8月 広報紙特別号による市民意見募集 10月～各種団体へのヒアリング
22年4月 総会③ 5月 重点施策計画検討部会① 7月 重点施策計画検討部会② 9月 重点施策計画検討部会③ 10月 重点施策計画検討部会④ 11月 総会④, ⑤ 23年1月 総会⑥ 2月 審議会から市長への答申策定・公表	22年5月～「神戸づくりの指針 中間とりまとめ」に対する市民意見募集 9月 市民ワークショップの実施 12月～23年1月 基本計画原案に対する市民意見募集

この第5次神戸市基本計画では、これからのまちづくりの姿として、協働と参画をさらに発展的に進め『協創（きょうそう）』をめざすこととしています。すなわち、これからの神戸にとって最も大切なのは「ひと」であり、「ひと（人）」を「たから（財）」としてとらえ、多様な「人財」が集まり、交流し、活躍できるまちをつくとともに、「人財」のきずなを深めながら、協働と参画を発展的に推進することで、「ひと」を「たから」として新たな豊かさをともに創造していこうというものです。今後、この「協創」の理念のもと、これまで以上に魅力あふれる神戸のまちを、市民とともにつくってまいります。

2. 神戸づくりの指針

第1部 2025年の神戸のまちの展望

- ◆ 主な社会潮流
 - ① 少子・超高齢化の進行
 - ② グローバル化する社会・経済
 - ③ 地球温暖化防止への取り組み
 - ④ 地域主権改革の取り組みと指定都市の課題
- ◆ 神戸をめざす都市像
 - 創造都市（デザイン都市）の実現
- ◆ 神戸づくりの視点
 - ① 市民の視点：市民一人ひとりが能力を発揮するまち
 - ② 地域の視点：人と人とのつながりを活かし地域が主体となるまち
 - ③ 広域的な視点：新たな価値を創造し世界へ発信するまち

計画策定にあたっての前提

神戸の現状と将来直面する様々な課題、指針の視点を示します。

協働による取り組みの方向性

市民のくらしの安定化を図るための早急な取り組み

第2部 くらしを守り経済を発展させる

〈くらし〉福祉、健康、住まい、消費者問題、雇用など
〈経済〉 地域経済、ものづくり、観光交流、企業誘致など
次の世代に向けた将来への取り組み

第3部 ひとを育み新たな豊かさを創造する

・ユニバーサル社会、子育て、教育、文化、知識産業など
安全で環境に配慮したまちづくりへの取り組み

第4部 安全を高め未来につなぐ

・防災・防犯、自然共生、景観形成、低炭素社会など

くらしをまもり、経済を活性化させ、神戸のまちの魅力を高めるために必要となる、協働と参画による取り組みを示します。

取り組みを支える「まち・ひと・しゅくみ」

これからのまちの姿づくり

第5部 神戸を支えるまちを形成する

・都市構造、土地利用、交通体系など

取り組みを実現するための、まちの姿を示します。

市民、事業者、行政が一体となったまちづくり

第6部 「神戸づくり」にともに取り組む

・協働と参画、行政の効率化、地域づくりなど

「協働と参画」のさらなる推進への取り組みや神戸づくりを支える仕組み等を示します。

多様な「ひと」による神戸づくり

グローバル社会において輝きを放つ神戸

第7部 「世界の中での神戸」を確立する

・多様な「ひと」が集い・交わり・活躍するまち、
・リーディングエリアでの取り組み

グローバル化に対応した「世界の中での神戸」の確立に向けた取り組みを示します。

まちづくりの起点を「ひと」に

むすび 「ひと」を「たから」とし、新たな豊かさをともに創造する（協創）

多様な「ひと」の集積、交流と活躍を、未来の神戸づくりの基本として示します。

神戸を取り巻く社会・経済の動き

①少子・超高齢化の進行

- ・長期的には人口減少に転じるとともに、急速な高齢化の進行が予測されている

【神戸市の人口動向】

	1990年（平成2年）	2005年（平成17年）	2025年（平成37年）推計
75歳以上	6.8万人（4.6%）	13.2万人（8.7%）	28.0万人（19.1%）
65～74歳	10.1万人（6.9%）	17.3万人（11.4%）	17.7万人（12.0%）
15～64歳	104.0万人（70.4%）	101.6万人（66.6%）	87.2万人（59.5%）
0～15歳	25.7万人（17.4%）	20.0万人（13.1%）	13.8万人（9.4%）
全市人口	147.7万人	152.5万人	146.7万人

注) 1990年、2005年は国勢調査、2025年は国立社会保障・人口問題研究所による推計値（中位推計）。
2005年までの全市人口には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない。

②グローバル化する社会・経済

- ・グローバル化の進展は、経済における日本の相対的地位の低下や市民生活の不安定化の一要因となっている

③地球温暖化防止の取り組み

- ・地球的課題である温室効果ガス排出削減の取り組みが、神戸においても喫緊の課題となっている

④地域主権改革・指定都市制度の課題

- ・現在の指定都市の持つ税財源や権限が十分ではなく、地域主権の実現に向けた権限と税源の移譲に向けた取り組みが必要となっている

現状から見えてくること

- ・少子・超高齢化等に対応し、神戸の活力を維持・向上するための取り組みの推進による人口の社会増・自然増の促進
- ・関西における都市間連携の一層の強化によるメガ・リージョンの形成
- ・一人ひとりの生活や都市構造・産業構造の転換による低炭素社会の実現

神戸のめざす都市像と神戸づくりの視点

(1) 創造都市（デザイン都市）の実現

- ・神戸のまちが持つ魅力や資源、協働と参画による震災復興の取り組みなどを活かし、デザインの視点で磨きをかけ、くらしを豊かにし経済を活性化させる創造都市（デザイン都市）を推進する

(2) 神戸づくりの視点

① 市民の視点：市民ひとりひとりが能力を発揮するまち

- ・年齢・性別・身体状況・国籍等に関わらず、それぞれの持つ能力を発揮し支えあうまちをめざす

② 地域の視点：人と人とのつながりを活かし地域が主体となるまち

- ・地域における課題を協働で解決するため、地域が主体となったまちづくりを進める

③ 広域的な視点：新たな価値を創造し世界へ発信するまち

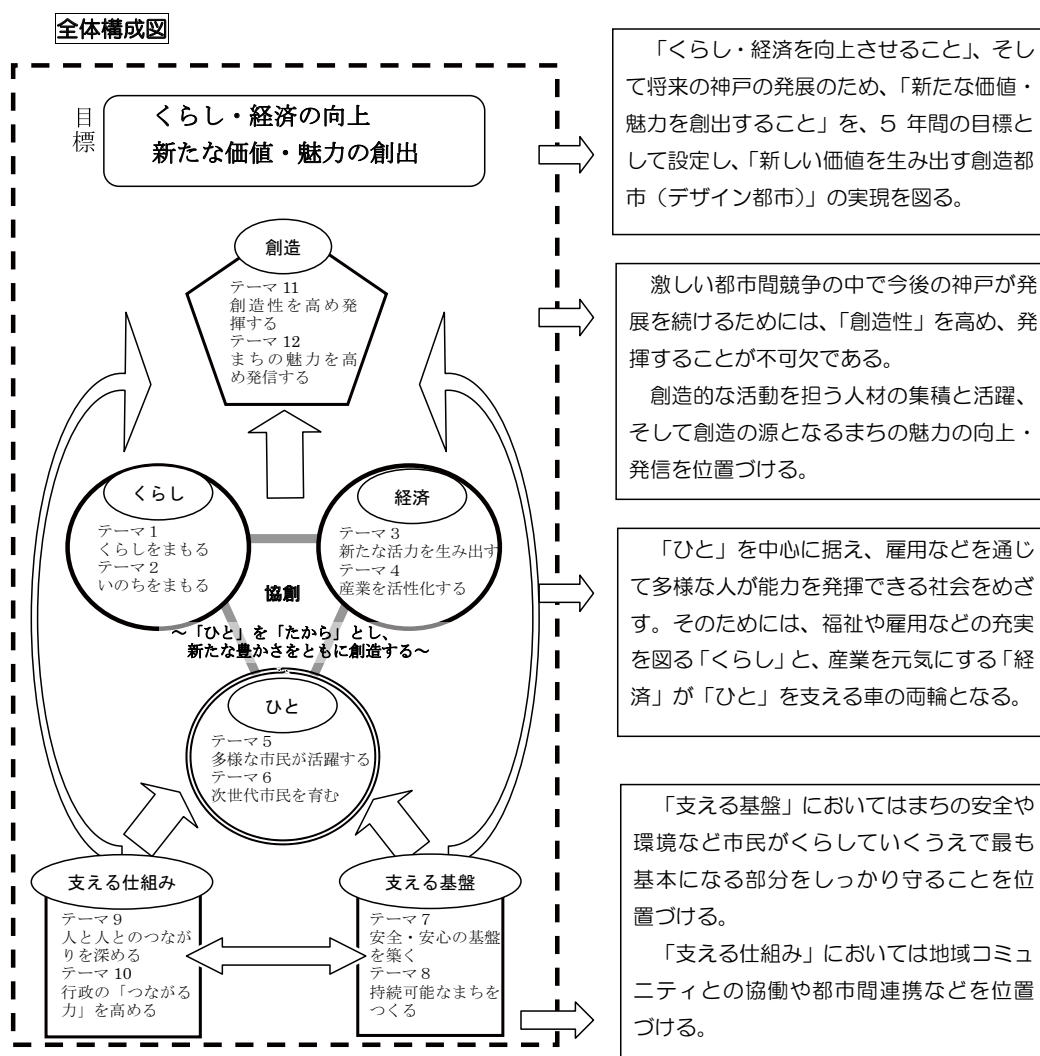
- ・国内外の多様な人材が集積し交流・融合することで新たな価値を創出するとともに、グローバル化に対応するためのメガ・リージョンを形成する

むすび

「ひと」を「たから」とし、新たな豊かさとともに創造する（協創）

3. 神戸 2015 ビジョン

- 2011（平成23）年度～2015（平成27）年度までの5年間で実施する新しい取り組みや、これまで以上に拡充する取り組みを中心とした具体的な実行計画として策定。
- 行政として着実に実施していくべき基礎的・基本的かつ重要な事業を着実にやっていくことを前提としたうえで、市民のいのちや暮らしを守り、将来の神戸の成長・発展のため5年間で特に注力すべき施策を「重点施策」として位置づける。
- 事業ごとに5年間の目標・スケジュールを明確化し、PDCAサイクルにより着実な進行管理を行う。



テーマ1 くらしをまもる

急速な少子・超高齢化や、グローバル化に伴う就労環境の変化などを克服し、すべての人がくらしの基盤を安定させるため、福祉のセーフティネットや医療、住まい等の充実、働く場の確保などの様々な取り組みを推進し、相互の連関を図る。

2015年の神戸

- ・「地域福祉ネットワーク（仮称）」の活動等を通じて、多様な関係機関・関係者の分野を越えた地域福祉の重層的ネットワークが構築されることで、複合的な課題を抱えた市民が適切なサービスを受けられる取り組みが進んでいます。
- ・市民が地域福祉センターなどの身近な場所で必要な福祉情報を得られ、軽度な困りごとについて助け合い、また多様な機関が連携して途切れずに専門的支援を行う「ワンストップサービス機能」の構築が進んでいます。
- ・2010年度～13年度の4年間で2万人雇用を達成し、続く2年間でさらなる雇用創出を続けています。
- ・障がい者の支援体制については、発達障害者相談窓口が4か所から14か所に、就労推進センターが4か所から6か所にそれぞれ拡充され、就労支援ネットワークについても一層強化されています。

重点施策	事業内容
(1) 安心できる地域生活の実現	① 地域福祉の支援者間の重層的ネットワークと連携機能の強化 ② ワンストップサービス機能の構築 ③ 地域との協働による見守りシステムの充実 ④ 一人ぐらしの高齢者等の権利擁護事業の拡充 ⑤ 女性に対する暴力の根絶推進 ⑥ 住宅セーフティネットの構築 ⑦ 消費者問題への対応強化
(2) 新たなつながりによる支えあいの推進	① ちょっとボランティア運動の推進 ② NPOや社会的企業などによる支えあい
(3) 働く場の確保	① 2万人雇用の創出 ② 就業の促進（神戸ワーク・ネットワーク）
(4) 障がい者の自立と社会参画の推進	① 障がい者の相談支援体制の充実 ② 施設や精神科病院から地域生活への移行、定着支援 ③ 障がい者就労支援の充実
(5) 市民の主体的な健康づくりの推進	① 健康診査やがんなどの各種検診の受診率向上 ② 受動喫煙防止対策の推進 ③ 「健康を楽しむまちづくり」の推進における神戸医療産業都市構想の成果の活用

テーマ2 いのちをまもる

震災の最大の教訓である「地域を中心とした人と人のきずな」を活かし、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症対策や自殺問題への対応なども含め、市民のいのちを守るうえで欠かせない施策を総合的に展開する。

2015年の神戸

- ・2012年度に供用開始される「危機管理センター」を拠点として、新危機管理情報システムなどを活用することで、災害などの発生時の初動対応が強化されています。各局室区の防災組織計画の各業務について、2015年度までに100様式がシステムに登録されています。
- ・震災関連文書の保存・発信や、市民防災リーダーの養成（現状9,500人→2015年度13,000人）、市民救命士の養成（現状42万人→2015年度57万人）、地域の防災力向上などの取り組みを通じて、震災の教訓の次代への継承や、国の内外への発信が進められています。
- ・「中央市民病院」や「神戸こども初期急病センター」などの救急拠点機能が充実し、持続可能な救急医療体制が構築されています。
- ・2012年度設置予定の「自殺予防情報センター（仮称）」などの活用により、自殺対策が一層充実されています。

重点施策	事業内容
(1) 防災機能の強化	① 危機管理センターの整備・運営 ② 新危機管理情報システム等の整備・運用 ③ 消防力の高度化・専門化 ④ 企業の自主防火管理体制の強化 ⑤ 応急給水活動の拠点整備と地域の取り組みの推進
(2) 震災の教訓の継承・発信	① 震災関連文書の保存と発信 ② 危機管理センターを用いた市民啓発の推進 ③ 防災や救急救命を担う人材育成 ④ 地域の防災力の向上
(3) 救急医療体制・健康危機管理の充実	① 持続可能な救急医療体制の構築 ② 救急業務の高度化 ③ 新たな感染症対策（神戸モデル）の推進
(4) 自殺対策の推進	① 「神戸いのち大切プラン（仮称）」の推進 ② 「自殺予防情報センター（仮称）」の設置・運営 ③ かかりつけ医と精神科医の連携の構築

テーマ3 新たな活力を生み出す

神戸の経済が力強く成長して市民の暮らしを支えるため、医療分野や低炭素分野などの成長分野の企業の集積や、市内企業の新分野への挑戦を進めるとともに、その原動力となる海・空・陸の交通基盤について規制緩和や機能強化などによる充実を図っていく。

2015年の神戸

- ・企業誘致に関するインセンティブの拡充や、総合特区の活用による規制緩和などを通じ、累計100ha以上の産業用地売却を達成するなど、成長分野の企業集積がさらに加速し、市民の雇用の場が創出されています。
- ・医療分野や、低炭素社会に貢献するエネルギー分野など、成長分野を中心とした起業・第二創業が一層促進され、ドリームキャッチプロジェクト認定企業による創業30社、新規雇用120人が実現しています。
- ・阪神港における「国際コンテナ戦略港湾総合特区」の実現や、神戸港・大阪港の両埠頭公社の民営化・経営統合などの取り組みにより、阪神港の外貿コンテナ貨物量は、400万TEU(2008年実績)から490万TEUに伸びています。さらに神戸空港における路線ネットワークの充実や機能充実、規制緩和などの取り組みや、主要幹線道路ネットワークの着実な構築も含めて、神戸で新たな活力が生み出される基盤が整えられています。

重点施策	事業内容
(1) 成長分野の企業集積の促進	① 企業誘致に関するインセンティブの拡充 ② 神戸医療産業都市構想や京速コンピュータ「京」などを活用した企業集積の推進 ③ 低炭素関連分野への進出等の促進 ④ コンテンツ産業の集積促進
(2) 新たな分野への挑戦支援	① KOBEドリームキャッチプロジェクトによる支援拡充 ② 政府系金融機関や民間資金による創業支援資金（融資、投資）の活用
(3) 阪神港国際コンテナ戦略港湾の機能強化	① 阪神港国際コンテナ戦略港湾の機能強化
(4) 神戸空港の機能強化	① 路線ネットワークの充実 ② 機能充実や規制緩和
(5) 道路ネットワークの充実	① 主要幹線道路ネットワークの構築 ② 利用しやすい有料道路の料金体系の構築

テーマ4 産業を活性化する

市民の雇用を確保して暮らしを守るため、ものづくり、農漁業、商業など神戸に根づく産業について、高付加価値化や販路拡大を進め、さらなる活性化を図っていく。

2015年の神戸

- ものづくり分野などの市内中小企業のマーケティング力が高まり、「提案型ものづくり企業」が着実に増加しています。また神戸ブランドの発信強化やビジネスマッチングなどを通じて中小企業の国内外での販路拡大のための取り組みが一層進んでいます。
- 次世代スーパーコンピュータ（京速コンピュータ「京」）が稼働し、その利活用促進などにより、市内企業の技術向上による高付加価値化に向けた取り組みが進んでいます。
- 「こうべ旬菜」の出荷量増加など、農水産物の地産地消が一層進んでいます。また「美味しいものづくり」など市内農水産物のブランド化に向けた取り組みが進んでいます。
- 5年間で累計140店舗がネット出店するなど個店の魅力の発掘・向上が進むとともに、都心部における集客観光やまちづくりと一体化した都市型商業の魅力向上など、商店街・小売市場の活性化に向けた取り組みが進んでいます。

重点施策	事業内容
(1) ものづくりを核とした「売っていく仕組み」の支援	① 中小企業のマーケティング力の向上 ② デザインとブランド力を活かした付加価値の向上 ③ ビジネスマッチングによる国内・海外への販路拡大 ④ 地元企業等による水・インフラ事業の海外展開への支援
(2) ものづくりの技術向上・人材育成支援	① 京速コンピュータ「京」などの利活用に取り組む事業者への支援 ② 医療機器開発支援 ③ ロボット技術の活用促進 ④ 次代のものづくりの人材育成 ⑤ 大企業や大学の人材・技術の活用による技術力向上
(3) 農水産業の活性化	① 地産地消の推進 ② 神戸ブランド化の推進 ③ 後継者や新規参入者などの人づくりの推進
(4) 商店街・小売市場の活性化	① 「個店」の魅力発掘による商業活性化 ② 集客観光やまちづくりと一体化した都市型商業の魅力向上 ③ 地域住民ニーズ対応型サービスへの支援

テーマ5 多様な市民が活躍する

市民がお互いに人権を尊重して多様性を認め合う意識をもち、各主体が共通の理解と目標のもと「ユニバーサルデザイン（UD）」、すなわち誰もが利用しやすいまちや建物、製品、環境、サービスづくり等に取り組む。

またすべての市民が感性を高め、生きがいを持ってくらしを豊かにする社会の実現に向けて、文化芸術を活かした取り組みを進めていく。さらに多様な年齢や世代の市民が日常的にスポーツに取り組める環境づくりを進める。

2015年の神戸

- ・地域団体のUDの視点での取り組み事業の拡大（現状8事業→2015年度67事業）により組織的な意識啓発の取り組みが進んでいます。また歩道・駅舎・公園などまちのバリアフリー化のための整備が重点的に進められています。
- ・年齢、性別、身体状況などに関わらず多様な人材が能力を発揮でき、都市全体で多様性が活きるまちづくり（ダイバーシティ・マネジメント）が新たな都市戦略として進められています。
- ・ARTサポーターズ活動の増加（現状1,813件→2015年度2,000件（延べ））など文化芸術創造のための基盤となる「人づくり」とともに、アート系NPO、ボランティア団体、地域団体と文化芸術を活かした「まちづくり」が進んでいます。
- ・神戸マラソン大会をはじめとする大規模スポーツイベントなどの取り組みを通じ、スポーツが一層盛んになっています。

重点施策	事業内容
(1) ユニバーサルデザイン（UD）の推進	① 地域組織をはじめとした市民へのUD普及啓発 ② 次期神戸市バリアフリー基本構想の策定・実施
(2) 多様な人が活躍できる土壌づくり	① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 女性の活躍推進 ③ 高齢者の活躍推進 ④ 外国人の活躍推進 ⑤ 障がい者の活躍推進 ⑥ 若年者の社会的自立の支援
(3) 文化芸術を活かしたまちづくりの推進	① 市民の文化芸術活動のさらなる充実 ② 文化芸術を活かしたまちづくり活動の促進 ③ 文化芸術を担う人材の育成 ④ 文化施設の機能強化
(4) 「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興	① 神戸総合型地域スポーツクラブの充実（「する」スポーツ） ② 大規模スポーツイベントの開催（「みる」スポーツ） ③ スポーツボランティアの育成・活用（「ささえる」スポーツ）

テーマ6 次世代市民を育む

少子化の進行や家庭・地域の教育力の低下などが懸念される中、妊娠・出産・育児への支援や、保育の充実、地域と一体となった子育て・教育の支援、児童虐待防止など様々な取り組みを通じて、子育てする家庭を社会全体で支え、すべての人が安心とゆとりをもって子どもを産み育てることができるまちをめざす。

そして、豊かなこころの育成や、学校教育の充実、障がいのある子どもへの療育・教育の充実などを一層進めることにより、生きがいと誇りを持って自らを取り巻く課題に積極的に立ち向かえる子どもたちを育み、子どもたちの笑顔があふれる神戸のまちをめざす。

2015年の神戸

- ・待機児童解消をめざして保育所定員が拡大（現状19,328人→2015年度21,188人）し、あわせて延長保育（3,180人→4,460人）や休日保育（429人→600人）、病児・病後児保育（8か所→14か所）、学童保育（189か所→230か所）など多様な保育サービスが一層充実しています。
- ・「次世代のこどもを育む市民会議」などの取り組みを通じ、社会全体で、子どもに命の大切さや規範意識などが浸透しつつあります。
- ・地域子育て支援拠点の拡充（現状15か所→2015年度19か所）など、地域が一体となった子育て・教育支援が進んでいます。
- ・独自教材の活用や、教職員の能力向上のための校内研修の充実などを通じて、子どもの学力や体力などが一層向上しています。
- ・複数の障がいに対応できる特別支援学校が2013年度までに2か所整備され、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育的支援など障がいのある子どもへの支援が充実しています。
- ・児童虐待防止のため関係機関の連携が一層強化され、小規模グループケアの拡大（現状14か所→2015年度21か所）など個別ケアも一層充実しています。

重点施策	事業内容
(1) 妊娠・出産・育児への支援	① 妊娠・出産・育児への不安の解消 ② 母子の健康の保持増進
(2) 保育の充実	① 保育所整備等による待機児童の解消 ② 多様な保育サービスの充実 ③ 幼保一体化への取り組み ④ 学童保育の充実
(3) 豊かなこころの育成	① 「次世代のこどもを育む市民会議」 ② 「人間関係力向上プログラム」の活用 ③ 命を大切にする教育の推進 ④ 読書環境の向上 ⑤ 「あいさつ・手伝い運動」の推進
(4) 地域が一体となった子育て・教育の支援	① 地域子育て支援拠点の拡充 ② (仮称)「神戸っ子応援団」事業の推進及び教育・地域連携センターの活用 ③ 「子ども見守り活動隊」の活動推進 ④ 青少年の健全育成
(5) 学校教育の充実	① 確かな学力と意欲の向上 ② 健康・体力の増進 ③ 特色ある教育の推進 ④ 教職員の人材育成や指導力向上 ⑤ 幼保一体化への取り組み（再掲）
(6) 障がいのある子どもへの療育・教育の充実	① 障がい児の療育体制の充実 ② 特別支援教育に関する相談・支援体制の充実 ③ 複数の障がいに対応できる特別支援学校の整備 ④ 特別支援学校における一人ひとりに応じた教育のさらなる推進
(7) 児童虐待防止対策の充実	① 関係機関の連携 ② 発生子防・早期発見のための事業の充実 ③ 市民への啓発等 ④ 児童養護施設等での心理的・個別ケア、保護者へのカウンセリング

テーマ7 安全・安心の基盤を築く

高まる災害・危機のリスクに備えるため、学校やすまいをはじめとする各種建築物の耐震化を一層推進するほか、密集市街地や浸水危険地域における安全性向上の取り組みを進める。さらに社会基盤施設の老朽化に対応して、計画的な維持・補修・更新を進めることで、都市の安全性を確保する。

2015年の神戸

- ・今後5年間で小中学校・幼稚園・特別支援学校・高等学校の耐震化を順次100%完了し、すまいの耐震化については対象家屋の95%完了、橋梁の耐震化については対象92橋が100%完了するなど、地震に強いまちづくりが進んでいます。
- ・密集市街地における老朽木造住宅の除却や空き地の有効活用、道路の拡幅などの取り組みが進み、防災上の課題が改善されるなど、安全性が向上しています。
- ・長田南部地区・三宮南地区の概成など内水排除施設の整備や内水ハザードマップの作成・公表、神戸港における防潮胸壁整備などを通じて、浸水に強いまちづくりが進んでいます。
- ・橋梁や上下水道など、大量更新期を迎える公共施設について、アセットマネジメント等の手法を導入し、効果的・効率的な修繕による長寿命化や改築更新が進んでいます。

重点施策	事業内容
(1) 耐震化の推進	① 学校施設の耐震化 ② すまいの耐震化，家具固定の促進 ③ 橋梁の耐震化 ④ 上下水道の耐震化
(2) 密集市街地の再生	① 燃え広がりにくいまちづくりの推進 ② 建物が倒壊せず，避難が可能なまちづくりの推進 ③ 防災性と地域魅力を向上するまちづくりの推進
(3) 浸水に強いまちづくり	① 都市の浸水対策 ② 神戸港の高潮対策 ③ 河川の改修 ④ 雨水流出抑制施策の推進
(4) 公共施設の長寿命化・計画的更新の推進	① 橋梁長寿命化修繕計画の確実な運用と見直し ② 水道施設の計画的な更新と機能強化 ③ 下水道施設の計画的な改築・更新と機能強化 ④ 公園施設長寿命化計画の策定と運用

テーマ8 持続可能なまちをつくる

環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちをめざして、海、山に囲まれた神戸の豊かな自然の恵みを次の世代に引き継いでいくために、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の実現に向けた取り組みを進める。

特に六甲山については、緑の保全・育成の取り組みを協働で進めることにより、防災機能の強化や生物多様性の保全、魅力ある景観の形成を図る。

2015年の神戸

- 神戸の貴重な財産である六甲山について、2011年度に策定された「六甲山森林整備戦略」に基づき、保全・育成のための取り組みが総合的に推進されています。(年間の保全・育成面積：現状30～50ha→2015年度150ha)
- 2011年度に策定された「水の基本計画(仮称)」に基づき、健全な水循環系の形成に向けた総合的なマネジメントが展開されています。また河川及び河川沿い緑地の整備や、街路の緑の充実、屋上緑化、壁面緑化などの取り組みを通じ、豊かな自然を活かした水と緑にあふれるまちづくりが進められています。
- 次世代自動車や自転車などの環境にやさしい交通手段の普及や、バイオガスや太陽光などの再生可能エネルギーの導入・普及、省エネルギー設備の普及が進んでいます。
- 容器包装プラスチックの分別収集の全市展開(現状1,400t→2015年度21,900t)や、「雑がみ」に焦点をあてた資源化推進(15,100t→21,100t)などを通じ、ごみ処理量のさらなる削減が進んでいます。
- エコタウンまちづくりの取り組みが全市展開されています。(166地区中、現状93地区→2015年度128地区。2020年度までに全地区実施予定。)
- これらの取り組みを通じ、2015年度の温室効果ガス排出量について、1990年度比で10%以上の削減が実現しています。

重点施策	事業内容
(1) 六甲山の緑の保全・育成	① 「六甲山森林整備戦略」の策定 ② 森林保全・育成の拡大実施 ③ 市民や企業との協働による森づくり ④ ナラ枯れに対する危機管理体制の確立 ⑤ CO ₂ 吸収源など六甲山の持つ機能・資源の活用推進
(2) 豊かな自然を活かした水と緑にあふれるまちづくり	① 健全な水循環の形成 ② 水と緑による潤いのあるまちの形成 ③ 多様な生きものを育む田園環境の保全・再生 ④ 多様な主体との協働による生物多様性保全の仕組みづくり ⑤ 生物多様性保全のシンボル拠点整備の推進
(3) 交通環境の向上及び地域拠点の機能強化	① 総合的な交通環境の形成 ② 次世代自動車の普及促進 ③ 自転車の利用環境の整備 ④ 地域拠点の機能強化
(4) 低炭素都市づくりの推進	① 低炭素都市の実現に向けた仕組みづくり ② 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの導入・普及促進 ③ 地区単位での低炭素化の推進 ④ 建築物・施設ごとの低炭素化の推進 ⑤ 「神戸版CO ₂ 削減バンク制度(仮称)」の創設検討 ⑥ イベント開催時のカーボンオフセットの導入推進 ⑦ 家庭部門における温室効果ガスの「見える化」の推進
(5) ごみの減量、資源化など環境にやさしい地域づくり	① 分別の徹底とさらなる減量・資源化の推進 ② エコタウンまちづくりの全市展開 ③ 環境学習の充実

テーマ9 人と人とのつながりを深める

少子・超高齢化の進行など社会経済情勢が大きく変化する中、震災を機に醸成された地域における人と人とのつながりをさらに深め、地域力を高めていくことで、市民の知恵と力が活きる個性豊かで活力にあふれた地域社会の構築を図る。

このため地域の様々な活動主体がゆるやかに連携し、総合的・自律的な地域運営を進めることをめざした支援の充実を図るとともに、地域課題を解決するための主体として近年注目されている社会的企業の育成・支援を行う。

2015年の神戸

- ・パートナーシップ協定の締結（現状3地区）が2013年度には全区に拡大し、協定締結による地域課題解決とその取り組みを通じた地域力の向上が進んでいます。また地域活動統合助成金について現在のモデル展開をさらに拡充し、2013年度には本格的に制度化されています。
- ・2011年度から開始する「わがまち空間づくり活動」について、毎年度2地区程度で「わがまち空間構想」の策定を進め、2015年度には10地区において策定されています。
- ・各区において協働のまちづくりをコーディネート・支援・情報発信する「区プラットフォーム」について、現状（4区設置）から、2015年度には全区に拡大されています。
- ・「神戸ソーシャルビジネス円卓会議」において、社会的企業（「神戸版ソーシャルビジネス」）の創出、事業化支援のための仕組みづくりを行い、様々な分野で社会的企業が活躍する環境が整えられています。

重点施策	事業内容
(1) 地域活動の活性化	① パートナーシップ協定締結の推進 ② 地域活動統合助成金モデル実施の推進 ③ 地域人材支援センターの活用 ④ わがまち空間づくり活動の支援 ⑤ 地域担当制の充実・強化
(2) 社会的企業の育成	① 神戸ソーシャルビジネス円卓会議 ② 社会的企業の中間支援機関との協働推進

テーマ10 行政の「つながる力」を高める

ICTの積極的な活用などを通じ市の広報・広聴機能を一層充実させることで、市民のニーズを的確に把握するとともに、分かりやすい情報提供を進め、市民に身近な行政の推進を図る。

また近隣市町との連携を進めるとともに、関西の4つの政令指定都市間において連携を一層強化することで、関西圏全体の活性化を図り、広域的施策を展開する。あわせて姉妹・友好都市提携など海外とのきずなを活かして、世界に向けた神戸の発信を図る。

2015年の神戸

- ・「神戸市総合コールセンター」によって市民の問い合わせ等にワンストップで答えるとともに、「市民の声集約活用システム」により、市民ニーズの適切かつタイムリーな把握と市政運営への活用が進んでいます。コールセンターの運用2年目となる2012年度には利用者満足度が80%以上に達しています。
- ・神戸市のホームページを、あらゆる市民にとって一層使いやすい身近なものに改善し、利用者満足度が現状の60%から2015年度には75%に達しています。
- ・区民サービスディレクターの配置実績が、現状（5区）から2012年度には全区となり、ホスピタリティあふれる区民サービスが提供されています。
- ・関西における都市間連携をさらに強化するとともに、姉妹・友好都市やユネスコ創造都市ネットワークなどを活用した海外との連携が一層強化されています。また神戸ゆかりの外国人が14名、プロモーション人材として委嘱されています。

重点施策	事業内容
(1) 市民に身近な行政の推進	① 「神戸市総合コールセンター」と「市民の声集約活用システム」の活用 ② 神戸市ホームページの一層の利便性向上 ③ 窓口サービスのさらなる充実
(2) 都市間連携の強化	① 関西4都市連携 ② 近隣市町との連携 ③ 海外提携都市間での多都市間交流の推進 ④ 神戸ゆかりの人材組織の活用による神戸プロモーションの展開

テーマ11 創造性を高め発揮する

都市間競争が激化する中、神戸の持つ独自性を活かした「デザイン都市」の取り組みをさらに推進することで、継続的に成長し続ける創造都市の実現をめざし、国内外から多様な人材が集い活躍するまちづくりを進めていく。

また神戸医療産業都市構想をさらに推進するとともに、次世代スーパーコンピュータ（京速コンピュータ「京」）を活かした産業の高度化・活性化、さらに大学との連携の一層の強化など、神戸のもつ強みである「知の集積」を活かした取り組みを進めていく。

2015年の神戸

- ・2012年度に供用開始する「(仮称) デザイン・クリエイティブセンター KOBE」を拠点として、1,000人のクリエイターが登録し活躍するなど、創造的人材の育成・集積が進んでいます。そして、その力を活用した地域社会への貢献、さらにユネスコ・創造都市ネットワークなどを活用したシンポジウムやコンペティションなどの連携・交流事業（2015年度：10件目標）が進んでいます。
- ・神戸医療産業都市構想において、アジアNo.1のバイオメディカルクラスターへの成長をめざして、高度専門病院の集積や、総合特区の活用による規制緩和などにより高度医療サービスの提供や医療機器開発などが進んでいます。
- ・2012年度供用開始予定の京速コンピュータ「京」による研究基盤の集積や市民福祉への貢献が進んでいます。

重点施策	事業内容
(1) 「デザイン都市」の実現に向けた人材の集積・活躍	① 人材の育成・集積 ② 地域社会への貢献 ③ ネットワークの構築・情報発信 ④ 創造と交流の場づくり
(2) 知の創造拠点づくり	① 神戸医療産業都市構想の推進 ② 京速コンピュータ「京」などの利活用 ③ 「神戸国際医療産業特区」の実現によるライフ・イノベーションのグローバル拠点化 ④ 大学連携の推進

テーマ12 まちの魅力を高め発信する

神戸の魅力的なまちなみや環境を守り育てるとともに、自然・歴史・ライフスタイルが作り出した神戸独自の観光資源を磨き、「おもてなし」を充実することで、市民が愛着を持ち、来街者によりにぎわうまちづくりを進める。

さらに「デザイン都市」を具現化するエリアとして都心・ウォーターフロントの活性化を図るとともに、先端技術の拠点であり豊かな歴史を持つ兵庫運河周辺の発信力を高めていく。

2015年の神戸

- ・魅力ある景観が得られる場所（ビューポイント）が2015年度までに15か所整備され、また景観形成重要建築物等の指定（現状12か所）について2015年度までに20か所が指定されるなど、神戸の魅力ある景観を守り育てる取り組みが進んでいます。
- ・神戸ならではの観光資源の活用や、MICE誘致の強力な推進などを通じ、観光入込客数が増加し、また国際会議開催件数が増加（現状76件→2015年100件）しています。
- ・港やまちなみなど、神戸の特徴を活かし、「デザイン都市」を具現化するエリアとして、三宮駅周辺の大改造や、新港第1突堤・メリケンパーク周辺の再開発など、都心・ウォーターフロントの魅力が一層向上しています。
- ・先端技術の産業拠点であるとともに豊かな歴史を持つ兵庫運河周辺を中心とするエリアの発信力が高まっています。

重点施策	事業内容
(1) 魅力あるまちなみや景観づくり	① 神戸らしい景観が見える場所（ビューポイント）の整備・育成 ② 歴史的建築物等の保全活用策の強化・拡充 ③ 屋外広告物のデザイン誘導のためのルールづくりの推進 ④ 道路の無電柱化の推進
(2) 観光交流の推進	① 神戸ならではの観光の推進 ② MICE誘致の強力な推進 ③ 国別志向に対応した外客誘致の推進 ④ 周遊と滞在につながる観光の推進 ⑤ 観光案内機能と情報発信の強化
(3) 都心・ウォーターフロントの魅力向上	① 三宮駅周辺の大改造の推進 ② 新港第1突堤、メリケンパーク周辺の民間活力を活かした再開発 ③ 波止場町1番地におけるオープン空間の整備 ④ 都心・ウォーターフロントの回遊性の向上 ⑤ ハーバーランドの活性化
(4) 兵庫運河～新長田周辺の魅力向上	① 地下鉄海岸線沿線プロジェクトの推進 ② 兵庫運河を活かしたまちづくり ③ 新長田周辺のまちづくり

4 各区計画

- 各区の個性や特性を活かし、生活に密着した分野を中心に、区民と目標を共有し協働で取り組むための計画。
- 区民や地域団体等の意見を聞きながら、各区の区民まちづくり会議が中心となって素案を策定。
- 推進にあたっては、区民まちづくり会議が検証・評価し、その結果をふまえて改善に取り組むPDCAサイクルにより、計画の進行管理を行う。

各区の将来像と2015年度までの主な取り組み

東灘区 すてきがあふれ、交流の風が吹くまち「ふるさと都市・東灘」

・子育てを応援する

妊婦や子育て中の父親や母親同士が交流し互いに支え合う関係を育み、子どもを安心して産み育てられるようにする。

・まち全体で暮らす人を守る

地域見守り活動や認知症対策など、まちのみんで支え合う取り組みを引き続き推進することにより、誰もが地域社会の中で安心して暮らせるようにする。

・わがまちをつくる

地域が主体となって、地域の目標をひとつずつ実現していくことにより、地域コミュニティの活性化を図り、魅力あるまちを実現する。

灘区 豊かな自然と笑顔あふれる 住み続けたいまち

・「つながり」－ふれあいで人と人がつながるまちづくり－

新たなまちづくりの人材を発掘・育成するとともに、地域の一員である事業者や大学・学生、NPO等の多様なまちづくりの担い手との連携強化に取り組み、「みんなの力」を結集して「住みよい元気なまち」を創る。

・「思いやり」－生活マナーを守る 気持ちよく暮らせるまちづくり－

区民にとっては「住み続けたいまち」として、また、区外の人にとっては「訪れてみたくなるまち」となるよう、区民一人ひとりが生活マナーを守り、気持ちよく暮らせるまちづくりを進め、まち全体のホスピタリティの向上を図る。

中央区 ^{まち}くらす魅力、つどう魅力、多彩な個性が響きあう都心 中央区

・くらしたくなる「都心（まち）・中央区」づくり

生涯を通じた健康づくり、子育てをしやすい環境づくり、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、地域の多彩な魅力を発信することで、住み続けたい・暮らしたくなる「都心・中央区」の実現をめざす。

・つどいたくなる「都心（まち）・中央区」づくり

商業施設や業務施設などの都心機能の集積やみなと・空港といった中央区の特徴を活かして、まちのにぎわいの演出を支援し、人々がつどうおもてなしの心あふれる「都心・中央区」を実現する。

兵庫区 やさしさと思いやりのまち 兵庫

・子どもの笑顔を守り育てる

これからの兵庫区を担う子どもたちが明るい笑顔でありつづけることができるように、関係機関、関係者と地域が連携して、出生（妊娠期）から、乳幼児期、小中学校、青年期まで切れ目なく、一貫して子どもの成長を見守り、育む。

・南北交流の“わ”づくり

南北に長い兵庫区の魅力や活力を、区全体で活用・共有できるよう、兵庫の“わ”づくりを進める。特に、南北をつなぐ核として、区の中核である湊川地域の整備・機能強化を図り、その活性化をめざす取り組みを進める。

北 区 人が集い安心して暮らせる 魅力あふれる 緑といで湯のまち

・北区の魅力の活用と情報発信

豊かな自然や、数多く残されている歴史文化資源、有馬温泉などの観光資源を北区の魅力として活用するとともに、幅広く情報発信し、多くの人に足を運んでもらい、まちの活性化を図る。

・安全で便利なくらしの実現

広大な北区の地域間のみならず、地域内での移動手段の確保について取り組み、安全で便利なくらしの実現をめざす。また、鈴蘭台駅前整備をはじめとした、安全・便利でにぎわいのあるまちづくりを進める。

長田区 世界に誇れ！ 食と鉄人「ゲー」なまち 長田

・世代を超えて共に楽しく和やかなまち

子育て環境、高齢者の居場所などの整備、高齢者と子ども・子育て世代の地域における交流を推進する。また、健康を維持する方策やスポーツの充実を図る。

・また来てみたいおもしろいまち

多くの方々に来てもらうために、食・歴史など「文化」を切り口にPRする。文化を徹底的に洗い出し、それらに触れる様々な機会の創出、文化の継承発信などを行う。

・自然を生かしたうつくしいまち

長田の地域力を生かした効果的なソフトの取り組みを工夫し、まちの自然を生かしたうつくしいまちをつくる。

須磨区 地域の力と情熱があふれる住みよいまちー須磨ー

・青少年の防犯・防災意識の向上と活躍の場づくり

各種地域リーダーや専門家の協力を得ながら、青少年に対し、防犯や防災に関する学習の機会を提供し、意識啓発を進める。また、「青少年が地域を担う」という観点から、防災訓練などの地域活動への青少年の参加を促しながら、地域で青少年を守り育てる。

・須磨の魅力発信と「おもてなし機運」の向上

須磨の雰囲気や魅力資源を愛する「須磨ファン」を発掘し、須磨の魅力発信源となるよう仕組みづくりを進めるとともに、まち歩きを通して須磨を楽しむことができるよう、「おもてなし協力店」の設置やテーマに応じた観光ガイドなど、まち全体で「おもてなし機運」の向上を図る。

垂水区 住みたい 住み続けたいまち 垂水

・地域総合力の強化

ふれあいのまちづくり協議会を中心に、地域活動が活発におこなわれている垂水のまちの特徴をさらに発展させ、地域総合力の強化を図る。

・子どもおとしよりもいきいきと暮らせるまちづくり

人のつながりによって、地域で安心して子育てができ、高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくりを進める。

・生活文化圏でのまちづくり

地形的圏域や社会的圏域によって地域特性の異なる6つの“生活文化圏”ごとに、歴史的遺産や伝統文化などの地域資源の活用や、子どもからおとしりまでの幅広い交流など、固有の重点目標を定めて、各地域での個性を生かしたまちづくりを進める。

西 区 美しいまち西区 新しい田園都市をめざして

・災害に強いまちづくり

防災訓練や市民救命士講習会などを通じ、地域での自主防災力の向上を図るとともに、情報伝達網を整備し、災害時に活用できるシステムづくりを行う。

・犯罪のない安全で安心なまちづくり

各地域での防犯対策を支援するとともに、大規模工業団地が立地し、事業所が多いという西区の特性を活かして、住民、事業者、行政が一体となって自主防災力の向上に取り組む。

・都市と農村との交流

自然豊かな農村地域の活性化のため、区内産農産物について地産地消の推進を図るとともに、都市部住民との交流を進め、農業や産業の多様性と文化への理解を深める。

神戸市総合基本計画審議会名簿

(平成23年2月3日現在 敬称略、順不同)

【委員】

(委員89名)

(1) 学識経験を有する者 (32名)

朝 倉 康 夫	神戸大学大学院工学研究科教授
伊多波 良 雄	同志社大学経済学部教授
沖 村 孝	建設工学研究所常務理事, 神戸大学名誉教授
加護野 忠 男	神戸大学大学院経営学研究科教授
加 藤 恵 正	兵庫県立大学政策科学研究所教授
角 野 幸 博	関西学院大学総合政策学部教授
金 井 壽 宏	神戸大学大学院経営学研究科教授
神 木 哲 男	神戸大学名誉教授
黒 田 勝 彦	神戸市立工業高等専門学校校長
小 浦 久 子	大阪大学大学院工学研究科准教授
齊 木 崇 人	神戸芸術工科大学学長
鎮 目 真 人	立命館大学産業社会学部准教授
高 井 義 美	神戸大学大学院医学研究科長・医学部長
立 木 茂 雄	同志社大学社会学部教授
田 中 直 人	摂南大学工学部教授
田 辺 眞 人	園田学園女子大学名誉教授
寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部教授
中 川 幾 郎	帝塚山大学大学院法政策研究科教授
中 野 加都子	神戸山手大学現代社会学部教授
中 村 千 春	神戸大学理事・副学長
長 瀬 莊 一	神戸女子短期大学教授
新 野 幸次郎	神戸大学名誉教授
西 川 伸 一	理化学研究所発生・再生科学総合研究センター副センター長
西 村 順 二	甲南大学経営学部教授
林 春 男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授
福 田 千津子	元神戸常盤短期大学教授
北 後 明 彦	神戸大学都市安全研究センター教授
牧 里 毎 治	関西学院大学人間福祉学部教授
増 田 昇	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授

松原一郎	関西大学社会学部教授
盛岡通	関西大学環境都市工学部教授
安田丑作	神戸大学名誉教授

(2) 民間各種団体の代表者等 (52名)

①団体の代表者 (22名)

青井清一	兵庫県港運協会会長代行
宇津寛	神戸市自治会連絡協議会会長
大辻正忠	神戸市老人クラブ連合会理事長
大森綏子	兵庫県看護協会会長
奥本一夫	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会理事長
霧嶋明美	神戸市手をつなぐ育成会会長
黒川恭眞	神戸市私立保育園連盟会長
清水政子	兵庫県LD親の会「たつの子」副代表
志水保次	神戸市PTA協議会会長
田川智	神戸市私立幼稚園連盟理事長
立花政弘	兵庫六甲農業協同組合代表理事副組合長
津村正男	神戸労働者福祉協議会会長
中山辰己	神戸市地域改善まちづくり協議会会長
奈良山喬一	神戸市商店街連合会会長
祢木和明	神戸市消防協会会長
原仁美	神戸市婦人団体協議会会長
本庄昭	神戸市医師会会長
松村英洋	連合兵庫県連合会神戸地域協議会議長
村田泰男	神戸商工会議所専務理事
村元四郎	神戸市機械金属工業会会長
山田隆義	神戸市水産会会長
吉岡正勝	神戸市老人福祉施設連盟顧問

②各分野で活躍する実践者 (27名)

伊東浩司	甲南大学スポーツ・健康科学教育研究センター准教授
岩田弘三	Feel KOBE観光推進協議会会長, 株式会社ロック・フィールド代表取締役社長
植村武雄	神戸経済同友会顧問, 小泉製麻株式会社取締役社長
加藤隆久	神戸芸術文化会議議長
久利計一	KOBE三宮・ひと街創り協議会会長
黒谷静佳	環境カウンセラー
坂本津留代	NPO法人「ニューいぶき」理事長
妹尾美智子	神戸市消費者協会専務理事
曹英生	神戸南京町景観形成協議会代表委員
高崎邦子	株式会社JTB西日本広報室長
竹中ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
田中まこ	神戸フィルムオフィス代表
車得龍	在日本大韓民国民団兵庫県地方本部団長
中島幸男	シスメックス株式会社取締役常務執行役員
中村順子	NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸理事長

永吉一郎	地域ICT推進協議会副会長, 株式会社神戸デジタル・ラボ代表取締役
南部真知子	神戸旅客船協会理事, 株式会社神戸クルーザー・コンチェルト代表取締役社長
西河芳樹	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社取締役神戸医薬研究所長
野崎隆一	NPO法人神戸まちづくり研究所理事・事務局長
服部孝司	株式会社神戸新聞社地域活動局長
古河憲子	生活協同組合コープこうべ理事
F.E.レオンハート	神戸外国倶楽部元会長
松田茂樹	神戸経済同友会代表幹事
松永哲也	日本銀行神戸支店長
森崎清登	長田区ユニバーサルデザイン研究会会長, 近畿タクシー株式会社代表取締役
矢崎和彦	デザイン都市・神戸推進会議チェアマン, 株式会社フェリシモ代表取締役社長
山口淑美	NPO法人こうべユースネット理事長

③市政アドバイザー（3名）

加野有美	第10期市政アドバイザー
福田正人	第10期市政アドバイザー
榎本久仁子	第10期市政アドバイザー

(3) 市会議員（5名）

北山順一	神戸市会議員
平野昌司	神戸市会議員
前島浩一	神戸市会議員
松本のり子	神戸市会議員
吉田謙治	神戸市会議員

【参与】

塚田幸弘	国土交通省近畿地方整備局企画部長
中嶋秀哉	国土交通省神戸運輸監理部総務企画部長
山内康弘	兵庫県神戸県民局長

【委員・参与の異動】

(委員)

〔	前)	三谷悦雄	平成22年7月1日委嘱解除
	後)	青井清一	兵庫県港運協会会長代行
〔	前)	三木秀美	平成22年6月10日委嘱解除
	後)	志水保次	神戸市PTA協議会会長
〔	前)	渡辺智教	平成22年6月25日委嘱解除
	後)	津村正男	神戸労働者福祉協議会会長
〔	前)	三條正豊	平成22年6月23日委嘱解除
	後)	奈良山喬一	神戸市商店街連合会会長
〔	前)	川島龍一	平成22年3月31日委嘱解除
	後)	本庄昭	神戸市医師会会長

- 〔(前) 中 西 均 平成22年11月8日委嘱解除
- 〔(後) 村 田 泰 男 神戸商工会議所専務理事
- 〔(前) 村 田 泰 男 平成22年3月31日委嘱解除
- 〔(後) 松 田 茂 樹 神戸経済同友会代表幹事
- 〔(前) 高 橋 英 行 平成22年10月1日委嘱解除
- 〔(後) 松 永 哲 也 日本銀行神戸支店長
- 〔(前) 浜 崎 為 司 平成22年6月24日委嘱解除
- 〔(前) 松 本 修 平成22年6月24日委嘱解除
- 〔(後) 北 山 順 一 神戸市会議員
- 〔(後) 吉 田 謙 治 神戸市会議員

(参与)

- 〔(前) 藤 原 雅 人 平成22年3月31日委嘱解除
- 〔(後) 山 内 康 弘 兵庫県神戸県民局長



職員・議員・市民必携の政策情報誌

月刊『地方自治職員研修』

毎月15日発行、B5判130頁、定価800円（最寄りの書店より取り寄せできます）
直接送付・年間定期購読：8,880円（税・送料込み、前払い）

4月号《特集》空転国会と統一地方選

3月号《特集》住民意思反映と自治の展望＋本と自治体の関係・明と暗

2月号《特集》自治体の情報公開・管理

臨時増刊
最新・96号

『クイズ de 地方自治』

自治体学が身につく！28分野240問
10月15日発行 定価1,680円（税込み）

好評
発売中

『市民自治のこれまで・

これから』今井照・編著
定価2,625円（税込み）

公職研 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20

<http://www.koshokuken.co.jp>

tel.03-3230-3701 / fax.03-3230-1170 / e-mail:hello@koshokuken.co.jp



政策研究情報誌

地域政策

本誌は今号をもちまして、最終号となります。
御愛読いただき、誠にありがとうございました。

2011・春季号（No.39・最終号） 2011年3月下旬発行 定価650円（本体619円）

特集 文化と絆

「時代の峠」の先を共に考えよう…………… 三重県知事 野呂昭彦
文化の再生で地域社会の再創造を…………… 東京大学名誉教授 神野直彦
文化力が人間中心の時代を開く…………… (株)資生堂名誉会長 福原義春

座談会 「分権・地域主権の表裏」

読売新聞東京本社編集委員 青山彰久、共同通信社編集委員兼論説委員 鎌田 司、
千葉大学法経学部教授 新藤宗幸、(司会)「地域政策」編集長 尾形宣夫

文化企画

文化を創造する役割を…………… (財)サントリー文化財団上席研究フェロー 佐藤友美子
農山村の生活文化をどう守るか…………… フリージャーナリスト 北井 弘

対談「女性が拓く」 子育て・子育て支援

三重県子どもNPOサポートセンター 理事長 田部眞樹子、事務局長 竹村 浩

企画・編集：三重県政策部企画室
(〒514-8570)三重県津市栄町広明町 13
電話 059-224-2025 FAX 059-224-2594

発行所：(株)公人の友社
(〒112-0002)東京都文京区小石川5-26-8
電話 03-3811-5701 FAX 03-3811-5795

編 集 後 記

- ◎地方自治体の総合基本計画（マスタープラン）は、地域開発やまちづくりの方針を市民に示すとともに、将来にわたって行政運営の方向を規程するものであるだけに、単なるビジョンではなく、地域の現状に根差し、しかも特性を十分に生かした個性豊かなものでなければなりません。
- ◎マスタープランは、どの自治体で作成したものもそれほど差が無く、似たようなものになってしまっているとの指摘がされていますが、それは、地域の特殊性に対する視野が不足しているからであり、地域間競争の時代になればなるほど、潜在的な資源を発掘し、それを活用していくことがますます重要になっていくことでしょう。
- ◎本号が、今後のマスタープランを考えるきっかけとしてご利用いただくとともに、議論の一助となることを期待します。
- ◎次号は、「自治体における科学技術の利活用」（仮題）を特集します。ご期待ください。

[問い合わせ先]

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル18F FAX 078-252-0877
神戸都市問題研究所内 季刊「都市政策」編集部宛

次号144号予告（2011年7月1日発行予定）

— 特集 自治体における科学技術の利活用 —（仮題）

（敬称略）

「自治体における科学技術の利活用

～ナノバイオを題材にして～」……………杉 本 直 己

「スパコン「京」の利用について」……………理化学研究所計算科学研究機構

「神戸国際フロンティアメディカルセンターについて」……………田 中 紘 一

「企業の環境貢献事業について」……………神鋼環境ソリューション

「市内の企業に対する支援について」……………新産業創造研究機構

<執筆者、タイトルについては変更になる場合があります>

季 刊 都 市 政 策

第143号

印 刷 平成23年3月20日 発 行 平成23年4月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 新野 幸次郎

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号（神戸商工貿易センタービル18F）

電話（078）252-0984

発売元 勁 草 書 房

〒112-0005 東京都文京区水道2の1の1

振替口座 00150-2-175253 電話（03）3814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社

都市政策バックナンバー

- 第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行
- 第117号 特集 ユニバーサルデザイン 2004年10月1日発行
- 第118号 特集 阪神・淡路大震災10年 2005年1月1日発行
- 第119号 特集 地域におけるセクター間の連携 2005年4月1日発行
- 第120号 特集 地方自治体の人事・給与 2005年7月1日発行
- 第121号 特集 集客観光都市の創造 2005年10月1日発行
- 第122号 特集 空港が開く都市の未来 2006年1月1日発行
- 第123号 特集 パブリックガバナンス—外部監査と外部評価— 2006年4月1日発行
- 第124号 特集 地域の力を活かした防災・防犯力の強化 2006年7月1日発行
- 第125号 特集 大学と地域・産業との連携によるまちづくり 2006年10月1日発行
- 第126号 特集 デザインを生かしたまちづくり 2007年1月1日発行
- 第127号 特集 ソーシャルキャピタルと地域づくり 2007年4月1日発行
- 第128号 特集 神戸医療産業都市構想 2007年7月1日発行
- 第129号 特集 神戸開港140年 2007年10月1日発行
- 第130号 特集 少子高齢社会における受益と負担の関係 2008年1月1日発行
- 第131号 特集 景観行政の変遷と意義 2008年4月1日発行
- 第132号 特集 ソーシャル・インクルージョン手法による地域の再生 2008年7月1日発行
- 第133号 特集 文化創生都市づくりとビエンナーレ 2008年10月1日発行
- 第134号 特集 これからの神戸づくりの論点 2009年1月1日発行
- 第135号 特集 大都市制度 2009年4月1日発行
- 第136号 特集 都市の就業戦略 2009年7月1日発行
- 第137号 特集 環境共生都市づくり 2009年10月1日発行
- 第138号 特集 阪神・淡路大震災の教訓は危機管理にどのように生かされているか 2010年1月1日発行
- 第139号 特集 分譲マンション再建・管理をめぐる諸問題 2010年4月1日発行
- 第140号 特集 神戸市(新長田地区)中心市街地の活性化について 2010年7月1日発行
- 第141号 特集 大都市に期待される役割について 2010年10月1日発行
- 第142号 特集 都市資源としての六甲山 2011年1月1日発行

ISBN978-4-326-96183-2
C3331 ¥619E



9784326961832

定価650円(本体619円)

勁草書房



1923331006192



発売元

勁草書房

東京都文京区水道2の1の1
振替口座00150-2-175253

☎03-3814-6861